

障害乳幼児を抱えて就労している保護者に対する
地域の特色を生かした教育的サポート

(課題番号：15530635)

平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(C)一般）

研究成果報告書

平成18年3月

小林 倫代

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

目 次

研究組織

研究の趣旨及び目的

研究全体の構造

研究の経緯

研究の結果

文献研究

母親のストレス研究	1
男女共同参画及び共働きの家庭に関する研究	9
子育て支援に関する施策の動向	15

調査研究Ⅰ「養育者の生活スタイル調査」

1. 調査の目的	21
2. 調査方法等	21
3. 結果の概要	23
4. 小考察	35

調査研究Ⅱ「障害乳幼児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査」

1. 調査の目的	41
2. 調査方法等	41
3. 結果の概要	41
4. 小考察	51

研究の考察

1. 地域の特色を生かす視点	55
2. 障害乳幼児を養育している保護者を支える視点	58
3. まとめ	59

おわりに

資 料

研究組織

研究代表者：小林 倫代（独立行政法人国立特殊教育総合研究所 総括主任研究官）

研究分担者：久保山茂樹（独立行政法人国立特殊教育総合研究所 主任研究官）

研究協力者：伊藤 由美（独立行政法人国立特殊教育総合研究所 心理療法士）

阿邊みどり（福島県 保育園 園長）

堅田 雅子（山口県 NPO法人 事務局長）

齊藤 優子（福岡県 発達ルーム 相談員）

清水 英子（横浜市 療育センター ケースワーカー）

杉山 濱子（静岡県 子育て支援センター センター長）

坪井 龍彦（北海道 幼稚園 教諭）

中里真利子（群馬県 公立小学校ことばの教室 教諭）

中谷久實子（富山県 子育て支援センター アドバイザー）

研究期間

平成15年度～平成17年度

交付決定額（配分額）

（金額単位：千円）

	直接経費	間接経費	合計
平成15年度	1,400	0	1,400
平成16年度	1,200	0	1,200
平成17年度	1,100	0	1,100
総計	3,700	0	3,700

研究発表

(1) 口頭発表等

- ・小林倫代・久保山茂樹・伊藤由美：障害のある子を養育している保護者の実態(1)－「養育者の生活スタイル調査」の概要と基礎的資料－、日本特殊教育学会第42回大会、2004.9.
- ・久保山茂樹・小林倫代・伊藤由美：障害のある子を養育している保護者の実態(2)－子育て中の悩みと相談相手－、日本特殊教育学会第42回大会、2004.9.
- ・伊藤由美・小林倫代・久保山茂樹：障害のある子を養育している保護者の実態(3)－保護者が日常感じている思い－、日本特殊教育学会第42回大会、2004.9.
- ・小林倫代・久保山茂樹・伊藤由美：障害のある子を養育しながら就労している保護者(1)－就労の実態と子育てとの両立の課題－、日本発達心理学会第16回大会、2005.3.
- ・伊藤由美・久保山茂樹・小林倫代：障害のある子を養育しながら就労している保護者(2)－就労していない保護者の悩みや思いとの比較－、日本発達心理学会第16回大会、2005.3.
- ・小林倫代・久保山茂樹・伊藤由美：障害児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査

(1) -『就労に関するインタビュー調査』の概要と基本データ-、日本特殊教育学会第43回大会、2005.9.

- ・久保山茂樹・小林倫代・伊藤由美：障害児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査(2)
- 仕事への意識 -、日本特殊教育学会第43回大会、2005.9.
- ・伊藤由美・久保山茂樹・小林倫代：障害児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査(3)
- 悩みとサポート -、日本特殊教育学会第43回大会、2005.9.

研究の趣旨及び目的

1. 何を明らかにしようとしたのか

本研究では、障害乳幼児を抱えて就労している母親に視点をあて、

- ①母親の生活スタイル、
- ②障害乳幼児を育てていく上でのストレス、
- ③必要な教育的サポート について明らかにする。

そのため障害乳幼児を育てている母親に対してアンケート調査及び個別のインタビュー調査を実施し、詳細な情報を収集する。さらに地域による実状の違いを調査し、これらの結果を比較・検討することにより、障害乳幼児を抱える母親に対する支援として、地域等の特色を生かしながらどのような支援体制をとっていくことが必要であるかを提言することが目的である。

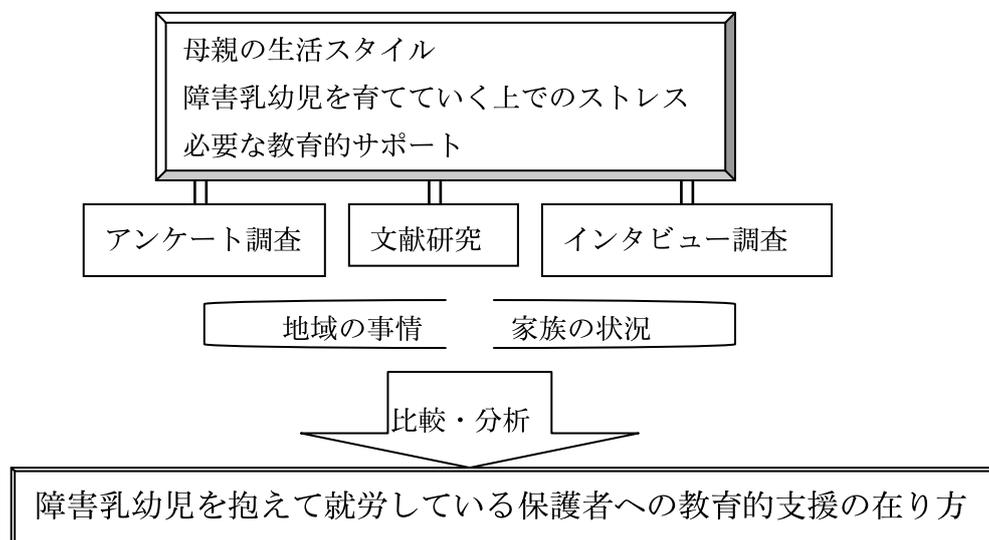
2. 本研究の意義

障害乳幼児を育てている保護者には、精神的・環境的・物理的な支援が必要である。障害児を育てている保護者、特に母親のストレス研究や支援の研究はこれまでも様々な研究が行われてきている。また、共働きの家庭に対する育児支援という視点からも調査は行われている。しかし、就労して障害乳幼児を育てている母親のデータを詳細に調べている調査研究は見当たらない。

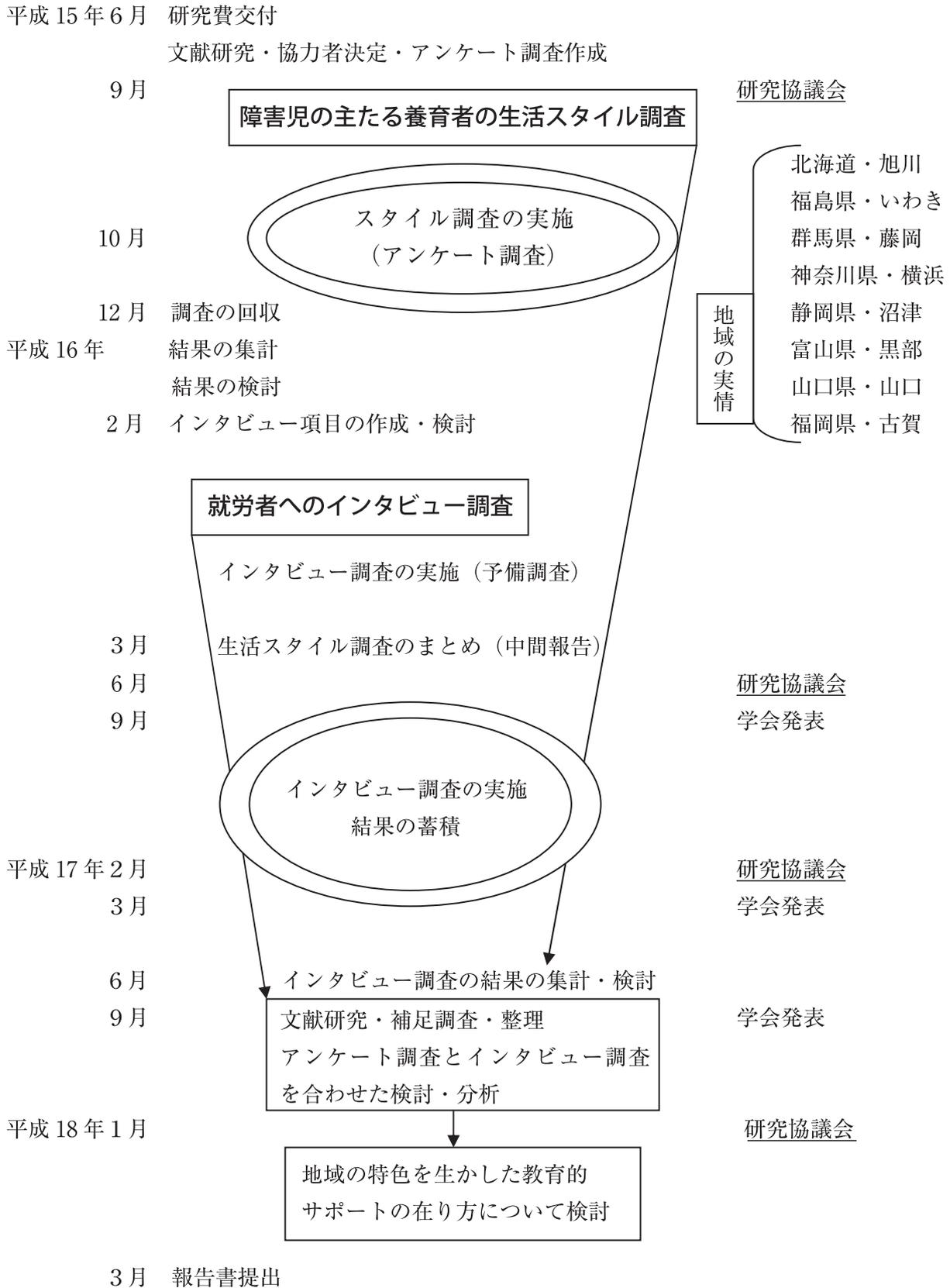
障害乳幼児を育てることと母親が就労を継続することの二つを継続して行うには、周囲の理解と協力が不可欠であり、これらの支援のあり方は、家族や地域の特色によっても異なっている。就労している保護者から、育児の協力や支援をどのように得ているのかの詳細な情報を得ることで、各地域等の特色を生かした地域における支援体制の充実に向けた提言を行いたい。

研究全体の構造

本研究は、下図のように「母親の生活スタイル」「障害乳幼児を育てていく上でのストレス」「必要な教育的サポート」について、アンケート調査、インタビュー調査、文献研究を行い、地域の事情や家族の状況を加味し、それらを比較・分析することで障害乳幼児を抱えて就労している保護者への教育的支援のあり方を検討する。



研究の経緯



研究の結果

文献研究

母親のストレス研究

男女共同参画及び共働き家庭に関する研究

子育て支援に関する施策の動向

調査研究 I

養育者の生活スタイル調査

調査研究 II

障害乳幼児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査

母親のストレスへの支援に対する現状と課題

－養育と就労の関係から－

伊藤 由美

1. はじめに

女性の社会参加の機会は戦後の社会情勢の中で大きく拡大した。このことは、女性の社会貢献や社会参画の増大とともに、女性の権利について一般的な理解が図られることにつながっている。その一方で、女性を取り巻く社会環境にはまだ不十分な点も多く、働く女性が子どもを持った場合に、就労と子育てを両立させることは未だに困難な状況にある。

確かに、現在では子どものための急な休暇、遅刻、早退が認められる状況に変わりつつあるが(平成15年の厚生労働省雇用均等・児童家庭局の調査⁵⁾では、就労している母親のうち、子どものためにこれらの経験をしている母親は59.2%という結果がでている)、現実にはそのような労働の配慮が容易に受けられる状況にはないようである。そのため、就労をしている母親には子育てそのものの悩みとともに就労環境からくるストレスが存在しており、大きな負担になっていることが予想できる。このような状況の中で、子育てとのバランスを取りながら就労をしている母親のストレスを軽減するための1つの課題として、子どもの保育環境の確保があるだろう。またこうした状況の中、就労している障害児の母親のストレスについては、さらに考慮すべき点があることが推測できる。具体的には就労環境の充実のみならず福祉的なサポートも必要となることが考えられる。

本稿では、これらの問題意識を基に、「母親の養育ストレスの背景となる子育て事情」と就労の現状を整理し、さらに、「子どもを養育しながら就労している母親のストレス」、「障害のある子どもの母親および家族のストレス」に関して文献をもとに整理していく。最終的には、障害のある子どもを養育しながら就労をしている母親のストレスと就労との関係について考察をおこないたい。

2. 現在の子育て事情と女性の就労の現状

まずは、現在の子育て事情について今までに行われてきた施策の面から整理してみたい。1960年以降、保育サービスは大きく四段階に分かれ事業を拡大してきており、特に第三期にあたる1975(昭和50)年頃から1990(平成2)年頃までは、就労を通じた女性の自立支援を中心に事業が進められてきた。その後、現在に至る第四期までは「緊急保育対策等5ヵ年事業」「新エンゼルプラン」「少子化対策プラスワン」「次世代育成支援」等、女性の社会進出と少子化現状に対応し、仕事と子育ての両立を支援すべく施策が打ち出されてきた。特に平成15年に提出された「次世代育成支援対策推進法」を受け、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施の6項目が市町村及び都道府県の行動計画にも盛り込まれることとなった。こうした動きをみると、子育ての支援体制を整備する必要性を感じ、推進の動きが高まっているように感じられる。

しかしながら、こうした施策や事業がすすめられてはいるものの、乳幼児を持つ母親が働くにはまだ十分な環境になってはいないのが現状である。男女共同参画白書(平成15年版)¹⁰⁾によると、

2003年に3歳未満の子どもの保育サービス利用と女性の労働力の関係を日本、イギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデンで比較をしたところ、スウェーデンでは、育児休業制度等、仕事と子育ての両立を支える仕組みが手厚く設けられているためか、保育サービス利用率とともに、女性労働力率も高くなっている。ドイツでは、保育サービス利用率は低いが、3歳までの育児休業が可能であるため、労働力率が引き上げられている。アメリカでは、育児休業制度の不十分さが背景にあることが指摘されているものの民間保育サービスの選択肢が多いため、保育サービス利用率が高いという結果がでたことが報告がされている。こうした各国の現状と比べ、日本は、女性労働力率が最も低く、保育利用率もドイツと並び非常に低いことが明らかとなった。保育サービス利用が進み、子育てのサポート体制が整っている国ほど、女性の労働力率が高い傾向にあるという推察からすると、日本の現状はまだ途上段階と言えよう。

また、女性の就労の現状について取り上げると、1970年以降、就業している既婚者は専業主婦を上回るようになったが、厚生労働省がおこなった第1回21世紀出生児縦断調査（平成13年度）⁶⁾によると、第1子の出産を機に約7割の女性が退職しているという結果がでている。欧米諸国において育児や出産を機に退職することが少ない要因として、仕事と子育ての両立支援策の充実等、女性が働きやすい環境条件の整備、フルタイム労働とパートタイム労働の転換が可能であることがあげられる。一方、日本の場合は、正社員の身分を維持したままでのフルタイム労働とパートタイム労働の相互転換はほとんど行われていない。多くの女性は、出産・育児のために退職し、育児負担が軽くなった時点で再就職をすることを選択するが、そのほとんどがパートタイムでしか働けないのが現状である。このような状況の中、女性は子どもを産むことで子育てと仕事の選択に追われ、さらに、仕事を継続しても退職しても、子育てをしていく中で様々なストレス場面に出会う。また、子育てをしながらの就労は新たなストレスを感じることとなる。この様な現状において、日本における子育ては、精神的にも体力的にも母親の大きな負担により支えられているといえるだろう。

3. 文献をもとにした母親のストレスに関する考証

① 子育てによるストレスとその軽減方法

鯨岡（1997）⁴⁾は「出産や子育ては自分が行うことでありながら、周囲の動向に影響を受けた文化的営みであり、そこに親としての義務や責任といった考えが生まれる。子育てはまさに個人と社会・文化が接点をもつところで営まれるものなのであり、そこに子育てに心配や不安、不満が生まれる理由がある」と述べている。確かに、母親は自分の育てられた経験、多方面から入ってくる様々な情報を基に、社会文化を基盤としながら子育てをしている。そういう意味で、他の子どもと比べて発達が遅いと心配になったり、子育ての仕方が不適切だと指摘されて目責の念に駆られたり、腹立ちを感じたりするのは当然のことといえよう。

これまで、子育てに関する不安や心配、またそこから感じる母親のストレスについての研究は多くされてきている。子育てに関する母親の不安について取り上げると、牧野（1982）¹⁴⁾は乳幼児を持つ母親を対象に育児不安について調査をしており、その結果から、①育児不安の程度に関連する大きな要因は、夫婦関係と母親の社会的な人間関係のあり方である、②夫も子育てを一緒にしてくれていると感じることのできる場合、母親は情緒的に安定しやすい、③母親が家族以外に、より広い人間関係を持つことは育児不安の低減と関連する、④母親が子どもとの距離を適切にとることが

できると育児不安を低くすることができる、⑤母親が子どもから離れて自分の時間を持つことが育児に望ましい態度に繋がるという可能性を示している。

また萩尾 (1997)¹²⁾は「一人で悩んでいると、自分は子どもの犠牲になっているのではという被害者意識が湧いてきて、子どもと楽しく向かい合えなくなる」と述べている。そして、母親が自分自身の喜びを見出してもらう手立てを考える視点をもつことが必要であること、新たな生き甲斐につながるが発見されると徐々に子どもを受け止められるようになってくるのではないかと推察している。

以上のことから、子育てのストレスを軽減するためには、夫婦で子どもを育てているという母親への心理的な支えが非常に重要であることが分かる。母親が子どもと適切な距離を取って向き合うためにも、夫婦を中心としながら社会の中で子育てをしているという意識を父母ともに持つことが必要である。

② 保育サービスに対する現状と期待

夫婦による子育てが母親への大きな心理的サポートに繋がることを先に述べたが、現実には、結婚もしくは出産を機に仕事をやめる女性が多いことから、未だに子育ては母親の役割という社会的な風潮がある。こうした環境の中では子ども、特に乳幼児のいる母親が仕事を続けること自体容易なことではない。また、母親の就労を阻むものとして、保育サービスの不十分さもその理由となっている。

平成14年におこなった男女共同参画社会に関する世論調査¹⁰⁾では、20代の48.8%、30代の64.2%が子育ての負担が大きく就労していないと答えている。また、日本労働研究機構 (2003) で無職女性を対象におこなった調査では、利用できれば仕事を続けられた支援とサービスについて、保育所・託児所 (60.8%)、育児休業制度 (54.4%)、職場の理解 (51.2%)、看護休暇制度 (50.4%)、夫の支援措置 (46.4%)、職場の支援措置 (44.0%)、子どもの祖父母の協力 (35.2%)、育児休業中の所得保障 (34.4%)、育児休暇制度 (30.4%) をあげている。サービスの内容は多岐に渡っているが、保育が充実していたら仕事を続けたいと考えている母親が多くを占めていることが分かる。

一方、就労している母親にとっても、子どもの病時対応 (50.3%)、短期間等の就労に対応した保育サービス (47.0%)、残業など急な予定変更への対応 (26.9%)、長時間の就労に対応した保育サービス (16.0%) を保育サービスとして期待しているという結果がでている。

これらの調査結果から、母親のストレスには、就労したくてもできない現状に立たされていることへのストレスと、子育てをしながら就労を続けることに対するストレスの二つがあることが分かる。

こうした現状の中でも、就労を続けている母親は決して少なくはない。しかし、子育てと仕事の両立をしながら働くには時間的な制約が大きく、パートタイムで就労をしている母親は、フルタイムに比べ倍以上の数となっている。

フルタイムで仕事をしている母親にとって、保育園への期待は大きく、園の保育時間と流動する仕事との間で日々ストレスを感じることになる。この点について、平田 (1993)¹³⁾が、「家庭」、「預け方」、「心の問題」、「新しい環境」の4つの視点から子育ての問題点を述べている。中でも、ワーキング・マザーのおかれている現状について一番注意すべき点は心の問題ではないかと考察している。特に「子どもをおいて仕事をすることに対しての罪悪感」と「職業生活に必要な理性の力と子

育てに大切な感性の力のバランスがとれているか」という2点については、サポートが重要となる。そして、このようなストレスを感じているワーキング・マザーにとって、保育所に子どもを預け育てることへの安心感を与えること、保育所が子どもの味方になって母親を責めないこと、母子をユニットにして育てていくようなまなざしを持つことが保育所に求められることを指摘している。また、就労している母親が子育てと仕事の両立を支援するための具体的な方法としては、①保育時間を長くする、②乳児保育を増やす、③一時的保育を増やす、④保育所情報を発信するというシステムを作るとともに、育児支援や親としてのあり方の側面からも母親たちの支援が必要であり、ワーキング・マザーの生活を受けとめパートナーシップをもつことが大切だと述べている。

一方、働いている母親の多くを占めるパートタイムについて、鈴木(1999)⁸⁾は、労働条件の不利、不安定さ、低賃金などへの潜在的な不満が労働意欲に反映し、労働の負担感を増し、疲労度を増加させているのではないかと指摘している。負担感を感じる労働の中には、仕事そのものだけでなく、家庭に戻ってからの子育てや家事も含まれてくる。保育園に子どもを預けている間だけ仕事をし、家事や子育てと両立しようと頑張れば頑張るほど、身体的にも精神的にも負担が多くなる。それが悪条件と相まった時、満たされない感覚がストレスとなり、フルタイムで仕事をしている母親とは異なる大きな心理的負担になるのではと考えられる。労働条件により必要なサポートは異なるが、仕事をしている母親の負担感を軽減するために、柔軟な対応が可能な保育サポートの充実と制度化が望まれる。

③ 障害のある子どもの母親および家族のストレス

1950年代以降、障害のある子どものみならず、障害のある子どもを養育している母親や家族までを含め、障害そのものや心理的な理解、養育者や社会との関係性、支援方法などが研究されてきている。特に、1980年代以降、障害のある子どもを育てる親のストレスについて多くの研究が行われてきた。その方法の多くは、障害のない子どもとの比較研究や海外との比較研究であり、内容はストレスを測定する質問紙の開発や不足している支援の掘り起こし、対象は、母親、夫婦、さらに子どもを取り囲む家族全体が抱えるストレスへと広がっている。また多くの研究で、支援の必要性や支援方法の提案などが考察されている。ここでは、障害のある子どもを養育している保護者に焦点をあてた研究について整理をする。

まずは、障害の違いによる母親の心的態度とストレスの比較として、稲波ら(1980)¹⁾が、自閉症児、知的障害児、肢体不自由児、視覚障害児の母親の心的態度を調査をした結果を示す。この調査では、親の心的負担を「親自身の問題」「家族の問題」「子どもの問題」の3つの視点から分類してきている。その結果、自閉症児の母親は、自己の心身不健康、子どもに時間のかかりすぎること、拒否的であること、過保護であること、子どもの活動性の欠如、子どもの人格上の問題の6項目、肢体不自由児の母親は、家庭の経済的困難、子どもの身体能力の欠如の2項目で他の障害のある子どもの母親に比べ有意に高いストレスが認められている。

また、海外との比較で出てきた傾向としては、米との比較において(稲波ら:1980)¹⁾、同じ障害の子どもを持った母親の葛藤は全般的には同じものであるものの、日本の母親は、子どもが充実した日常生活ができないことに強い不満を持っており、またイギリスとの比較研究(稲波ら:1994)²⁾では、親の社会的孤立に因るストレスが日本で高かったという結果を示している。日本では、障害のある子どもやその母親が、社会の中で過ごすことで感じるストレス要因が高いように推

察される。

次に障害のある子どもの母親とない子どもの母親とのストレスの比較を示す。稲波ら（1994）²⁾は、障害のある子どもの母親とない子どもの母親のストレスを測定するために「親の問題」、「家族の問題」、「子どもの問題」という3つの領域について質問紙法により調査を行っている。その結果、全ての領域において、障害のない子どもの母親より障害のある子どもの母親にストレスが高く、特に年長児の親にストレスが高かった。また、新見ら（1985）¹¹⁾は就学前児を持つ母親のストレスについて、障害のない子どもの母親と比較している。その結果、障害のある子どもの母親は、障害のない子どもの母親に比べ、将来への不安、育て方についてストレスが高いことを示していた。

では、障害のある子どもの父母が感じている、このようなストレスの背景にはいったいどのようなものがあるのだろうか。新見ら（1985）¹¹⁾は、学齢期の障害児をもつ父母のストレスの背景要因を調査し、「問題行動」「人間関係」「学校教育」「社会資源」「将来」がその背景にあると示している。また、障害の程度や介護の大変さ、外出、現実の学校教育と母親の抱く教育観とのズレ、的確な情報が得られないことがストレスの高さに影響するとしている。この結果と稲波らの研究結果から、障害のある子どもの親のストレスには、一般的な子育てのストレスに、障害の受入れ、周囲の理解の得られなさ、特別な支援を受けることの難しさ等、多くのストレスがかかってくる背景があると推察される。また、障害のある子どもの母親が感じる、卒後の進路や将来の見通しが立たない不安は、障害に伴う固有のストレスと考えられる。稲波ら（1994）²⁾の調査によると、心的ストレスが高まる程、障害のある子どもの母親は拒否と過保護の間を揺れ動くと考えられている。子どもに障害がある場合、母親が感じるストレスの源も、それに伴うストレスの量も増えることを念頭に、母親を囲む環境と支援の必要性を理解する必要があるだろう。

また家族の視点でみた研究もある。田中（1996）⁹⁾は、障害のある子どもを育てる母親のストレスと家族機能との関係について調査し、障害のある子どもを持つ家族の場合、ストレスの高い母親は家族の連帯感を低く感じているのに対し、その父親は高く感じているという結果から、父母間の家族認知の違いが母親のストレスの原因の1つとなることを述べている。

家族のサポートは障害のある子どもの母親にとっても、ストレス軽減に非常に効果的だという結果がいくつかの研究から示されている。例えば、北川ら（1995）³⁾は、障害幼児を育てる母親へのソーシャルサポートの影響について障害のない幼児を持つ母親との比較をしている。その結果、夫婦の親密性は母親の日常的なストレスに効果があると示しており、田中（1996）⁹⁾も家族の連帯感によって母親のストレスが軽減されことを示している。子育てをするという点においては、障害の有無に関わらず、夫の理解や協力、家族全体の連帯感やサポートが大切であるが、障害のある子どもを養育している母親にとっては、特に重要だと言える。

一方、障害のある子どもを養育していくには、家族のサポートとあわせ、様々なソーシャルサポートの充実も望まれるところである。サポートにも様々な内容や方法、それを行っている機関の違いがあるが、その性質によって母親のストレス軽減に与える効果も異なるようである。北川ら（1995）³⁾の調査によると、療育サポートは一時的なストレス軽減に効果があり、近隣のサポートは母親の精神的健康に効果を持つという結果がでている。しかし、いずれの場合も、母親のストレスが高い時に援助的な言葉を多く受けると精神的な健康を低下させてしまうため、ソーシャルサポートの持つ難しさが示唆されている。

新見ら（1985）¹¹⁾の調査では、母親が感じるストレスの内容は障害の有無に関わらず同じであり、

その程度が量的に連続していることを指摘している。もし、量的な連続性でストレスが繋がっているのであれば、支援の方法によって段階的にストレスの低減に繋がられる可能性となりうることから、適切なサポートの重要性が望まれる。

4. おわりに

先にも述べたように、子どもを養育している母親に対し、そのストレスを軽減させるためのサポートの有用性は多くの研究や臨床報告から明らかになっている。その中で、近喰（1999）⁷⁾が、母親に対して子育てのストレス調査をした結果では、仕事をしている母親より専業主婦の母親にストレスを実感する傾向が強くみられた。この結果は、社会に出て行くことはストレスが低減するという視点の転換に繋がるという意味で非常に興味深い。調査結果の詳細から、多くの母親が感じている育児ストレスの要因は子育てによる拘束から派生しているようであり、ストレスの解消の仕方がわからないために、ストレス状態が限界にくとそのイライラが子どもに飛火する可能性を示唆している。また、何らかの仕事・役割など社会の一員としての認知を期待しながらも満たされなまま子育てをしている状況が考えられ、子育てや家事との間でストレスを感じる状況にあるのではないかと考察している。このような結果を見ると、子育てをしながら仕事をするのは、労働量が増えたり、時間的な忙しさなどマイナス面がクローズアップされがちであるが、逆にストレスの軽減に繋がる可能性を含んでいることが示唆されたと言える。特に、障害のある子どもの母親の場合、子どもと一対一で過ごす時間が長くなることは、養育の大変さ、子どもの障害への罪悪感、将来の不安などを感じる事が多くなり、大きなストレスに繋がる可能性が高い。

母親の就労を援助するためには、病時対応、保育サービスの延長、学童の拡充、送迎の対応など多くソーシャルサービスの充実が求められる。特に障害のある子どもの母親にとって就労をサポートすることがストレスの軽減に繋がるとしたら、それは今後のサポートシステム作りに1つの方向性を与えるものになるだろう。

《引用文献》

- 1) 稲浪正充・西 信高・小椋たみ子（1980）障害児の母親の心的態度について．特殊教育学研究, 18 (3), 33-41.
- 2) 稲浪正充・小椋たみ子・Catherine Rogers・西信高（1994）障害児を育てる親のストレスについて．特殊教育学研究, 32 (2), 11-21.
- 3) 北川憲明・七木田敦・今塩屋隼男（1995）障害幼児を育てる母親へのソーシャルサポートの影響．特殊教育学研究, 33 (1), 35-44.
- 4) 鯨岡峻（1997）子育て支援をめぐるいくつかの視点．発達 (72), 1-10.
- 5) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2003）子育て支援策等に関する調査研究報告書.
- 6) 厚生労働省大臣官房統計情報部（2001）第1回21世紀出生児縦断調査.
- 7) 近喰ふじ子（1999）養育とストレス．現代のエスプリ別冊 現代のストレスの課題と対応,123-134.
- 8) 鈴木佐喜子（1999）新保育論5 現代の子育て・母子関係と保育．ひとなる書房.
- 9) 田中正博（1996）障害児を育てる母親のストレスと家族機能．特殊教育学研究, 34 (3), 23-32.
- 10) 内閣府（2003）平成15年版 男女共同参画白書－国際比較でみる男女共同参画－.

- 11) 新見明夫・植村勝彦 (1985) 学齡期心身障害児をもつ父母のストレス－ストレスの背景要因－. 特殊教育学研究, 23 (3), 23-34.
- 12) 萩尾藤江 (1997) 発達相談で出会った子どもたち. 発達 (72), 51-55.
- 13) 平田圭子 (1993) ワーキング・マザーたちの声. 保育年報1993, 15-21.
- 14) 牧野カツコ (1982) 乳幼児をもつ母親の生活と<育児不安>. 家庭教育研究所紀要3, 34-56.

《 参考文献 》

- 1) 今川民雄・古川宇市・伊藤則博・南美智子 (1993) 障害児を持つ母親の評価と期待の構造. 特殊教育学研究, 31 (1), 1-10.
- 2) 植村勝彦・新見明夫 (1981) 心身障害児をもつ母親のストレスについて－ストレスの構造－. 特殊教育学研究, 18 (4), 59-69.
- 3) 植村勝彦・新見明夫 (1981) 就学前の心身障害幼児をもつ母親のストレス－健常幼児の母親との比較－. 発達障害研究, 3 (3), 206-216.
- 4) 植村勝彦・新見明夫 (1982) 心身障害児をもつ母親のストレスについて－ストレス・パタンの分類－. 特殊教育学研究, 19 (3), 20-29.
- 5) 植村勝彦・新見明夫 (1983) 学齡期心身障害児をもつ母親のストレス－「母親用」「父親用」ストレス尺度の構成愛知県心身障害者コロニー・発達障害研究所 社会福祉学部研究報告, 8, 19-51.
- 6) 植村勝彦・新見明夫 (1984) 学齡期心身障害児をもつ母親のストレス－ストレスの構造－. 特殊教育学研究, 22 (2), 1-11.
- 7) 小林倫代・久保山茂樹 (1999) 障害児の早期からの教育における保護者支援. 国立特殊教育総合研究所研究紀要, 26, 111-118.
- 8) 教育に関する委員会セミナー (2003) 乳幼児期の子育て支援における連携について. 児童青年精神医学とその近接領域, 44 (2), 88-105.
- 9) 橋本厚生 (1983) 「社会的ストレスから見た障害児・者のいる家族の家族発達段階とその関連要因についての研究」－ストレス源、ストレスの大きさ、母親のパーソナリティ及びその他の規定要因－. 長野大学紀要, 4 (1.2), 79-109.
- 10) 中塚善次郎 (1984) 障害児を持つ母親のストレス構造. 和歌山大学教育学部紀要教育科学, 33, 27-40.
- 11) 中塚善次郎 (1985) 障害児を持つ母親のストレス構造(Ⅱ). 和歌山大学教育学部紀要教育科学, 34, 5-10.
- 12) 新見明夫・植村勝彦 (1980) 心身障害児をもつ母親のストレスについて－ストレス尺度の構成－. 特殊教育学研究, 18 (2), 18-33.
- 13) 新見明夫・植村勝彦 (1984) 学齡期心身障害児をもつ父母のストレス－ストレスの構造－. 特殊教育学研究, 22 (2), 1-10.
- 14) 日本子ども家庭総合研究所編 (2004) 日本子ども資料年鑑2004. KTC中央出版.
- 15) 肥後功一 (1997) 市・県の育児支援事業に参加して. 発達56-63 (72),

男女共同参画社会実現に向けた共働きの家庭に対する 施策の動向

久保山 茂樹

1. はじめに

子どもを育てつつ就労している保護者、あるいは就労を希望している保護者を支援するためには、労働条件の整備や保育サービスの充実等が不可欠であると同時に、「家事育児は女性がするもの」「3歳までは親の手で」^{3), 4), 5)}といった慣行を改めていく取組が必須である。これらの取組は、「男女共同参画社会基本法」の成立により、内閣府を中心とした国及び地方公共団体が推進しつつある。そうした中で、障害のある子どもを育てつつ就労している保護者を支援する取組は、まだ十分とは言えないものの、少しずつ広がり始めている。

ここでは、まず、国及び地方公共団体がめざす男女共同参画社会について、特に子どもを育てつつ就労している保護者への支援内容を検討する。さらに、地方公共団体が策定した男女共同参画社会に関する計画を取り上げ、障害のある子どもや保護者に対する支援内容を検討する。

2. 国の施策における男女共同参画社会

(1) 概要

「男女平等の実現に向けた様々な取組が、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要である」と、その前文に謳った「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定された。この法律を具体化するため翌平成12年には「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。この計画は、表1に示すような11の重点目標を掲げ平成22年度までの施策の基本的方向と、平成17年度末までに実施する具

表1 男女共同参画基本計画の重点目標

-
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 4. 農山漁村における男女共同参画の確立
 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 8. 生涯を通じた女性の健康支援
 9. メディアにおける女性の人権の尊重
 10. 男女共同参画社会を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
-

体的施策の内容を示している。これらの11項目はそれぞれが密接に関連しあっており、単独に取り上げるのは不適切かもしれないが、ここでは、特に就労に関係する項目について、その具体的な取組を整理する。取り上げるのは、「3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」「5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」の2項目である。

(2) 重点目標3：雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

この重点目標には以下の4項目が示されている⁶⁾。

- ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- ②母性健康管理対策の推進
- ③女性の能力発揮促進のための援助
- ④多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

これら4項目の中に示されているもののうち、特に母親の就労という点で重要なものを以下に3点取り上げる。

1点目は、「妊娠、出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討」である。文字通り、妊娠、出産を理由として、不利益な取扱いを受けることのないようにしていく望ましい雇用管理の在り方やそのための環境整備に向けての方策等について、検討を行うと記されている。

2点目は「再就職に向けた支援」である。これは、育児・介護等により退職した者について、インターネット等による情報提供の充実を図るとともに、講習、相談、自己啓発への支援等の拡充を行う、また、両立支援ハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等により再就職を支援すると記されている。

3点目は「パートタイム労働対策の総合的な推進」である。その中には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底、パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底、雇用の安定等、また、家内労働者の労働条件の改善が示されている。

(3) 重点目標5：男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

この重点目標には以下の3項目が示されている⁶⁾。

- ①多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ②仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- ③家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

このうち、「多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実」には、保育サービスの整備、放課後児童対策の充実、幼稚園における子育て支援の充実、子育てに関する相談支援体制の充実、子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備や、ひとり親家庭等に対する支援の充実等が示されている。これらは、「少子化社会対策基本法（平成15年）」や「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン：平成16年）」と密接に関連しながら推進されている内容である。

「仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備」には、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実、仕事と介護の両立のための制度の定着促進等、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備、が示されている。これらは、行政による取組に加えて企業に対しても雇用環境の整備等の推進を求めたもので

ある。「次世代育成支援対策推進法（平成15年）」にはより具体的に、国が定める行動計画策定指針に基づき、都道府県や市町村、一般事業主（企業）が行動計画を策定することを求めている（300人以下の企業については努力目標）。特に、仕事と育児・介護とが両立できるような制度を持つ等の取組をしている企業を、「ファミリー・フレンドリー企業」として厚生労働省や都道府県が表彰するなど、こうした企業の普及に努めている¹⁾。

「家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進」には、家庭生活への男女の共同参画の促進、地域社会への男女の共同参画の促進、労働時間の短縮等就業条件の整備、が示されている。この中に示されているものの中で、母親の就労にとって重要と思われるのが、父親の家庭教育参加の支援・促進と、労働時間の短縮等や勤労者リフレッシュ対策である。特に、勤労者リフレッシュ対策については、「職場、家庭、地域社会でのバランスのとれた生活を実現するため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進する」とあり、普及が望まれる事項である。

3. 障害のある子ども及びその保護者への支援施策

(1) 地方公共団体における男女共同参画社会に関する条例制定や計画策定

男女共同参画に関する条例については、47都道府県のうち46都道府県(97.9%)で制定されているが、市では26.6%、町村では4.2%にとどまっており、市町村での条例制定は進んでいない状況である。一方、男女共同参画に関する計画については、全ての都道府県と政令指定都市で策定されており、市は77.3%、町村では22.2%で策定されている。都道府県や都市部にあつては、概ね策定されていると言える。

地方公共団体の策定する男女共同参画に関する計画の内容は、概ね国が策定したものに準拠しているが、それぞれの地方公共団体が行った調査に基づき、独自の内容を含む場合がある。障害のある子どもやその保護者に対する計画は、国の基本計画には盛り込まれてはいないが、以下に示すように、地方公共団体によっては、それを明文化しているところもある。

(2) 男女共同参画社会における障害のある子どもや保護者への計画

①山梨県甲府市

甲府市(人口19万4千人)が策定した『こうふ男女共同参画プラン～男女がともに生きるまちづくりをめざして～』には5つの基本目標が掲げられているが、そのうち「基本目標4 ともに生きるための福祉環境づくり」の中の2項目に障害のある子どもやその保護者に対する記述が見られる。

その一つが「1 男女がともに築く家庭づくり」の中の「(2)子育て支援制度の充実」であり、以下のように記述されている。

保護者や子どもの病気や都合に応じて利用できる「一時的保育」の受け入れ体制の充実を図ります。また、子育ての不安を解消できるよう保育士等の資質の向上に努め、障害児を預かる「障害児保育」の需要に対応します。

また、もう一つは「3 ひとり親家庭・障害児(者)への支援」の中の「(2)障害児(者)への支援」であり、これは以下の4つの内容で構成されている。

- ・障害児(者)の受け入れ施設に対する支援
- ・在宅者への支援

- ・障害児（者）の住みよいまちづくりへの支援
- ・障害児が地域の学校で学べる体制づくり

このように甲府市では、保育所における子育て支援の充実の一貫として障害児保育の充実を、男女共同参画社会を誰もが住みよい社会づくりの一貫として障害児（者）への支援の充実を掲げていると言える。

②栃木県足利市

足利市（人口15万9千人）が策定した『足利市男女共同参画プラン～女と男がともに生きるまちづくりを目指して～』は、「計画の基本的な考え方」「計画の基本体系」「計画の推進」の3部からなるが、「計画の基本体系」の第3節「労働条件と環境の整備」は以下のような記述で始まり、就労と家庭生活の両立を可能にする社会基盤の整備を目指している。

就労の場における男女間の格差の是正や女性労働力の活用の拡大、そして家庭生活における平等な責任の分担が社会的にも求められています。女性自身の就業意識の高揚と、男女がともに職業生活と家庭生活の両立が図れるような社会基盤の整備を進めます。

その第3項「仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり」の中には以下のように記述されている。

低年齢児や障害児の受入れ、延長保育、休日保育、病後児保育、また放課後児童クラブの開設などを通じて、仕事と子育てとの両立を支援します。

この計画には、「仕事と子育ての両立」するための社会基盤の整備という視点で、障害のある子どもの保育の充実が盛り込まれている。障害のある子どもの保育の充実という点は甲府市の計画と類似した部分があるが、甲府市が「子育て支援」の充実の視点で計画しているのに対し、足利市は「就労条件と環境の整備」の視点で計画している点に差異が見られる。足利市の計画からは、障害のある子どもの保護者の就労を支援すると視点が明確にうかがわれる。

（3）教育・保育の場における障害のある子どもや保護者とのかかわり

これまで見てきたように、国や地方公共団体が策定する男女共同参画社会に関する計画には、保育や教育の場における障害のある子どもの受け入れについて充実する内容が示されているが、現在、乳幼児期の保育・教育の場における障害のある子どもや保護者とのかかわりについてどのように規定されているか以下に整理する。

①保育所保育指針

保育指針は、保育所における保育の基本となるもの、すなわちガイドラインである。現行の指針は平成11年に改訂され翌平成12年4月から施行されている。改訂にあたって、それまで「個々の子ども」等と表記していたものを全て「一人一人の子ども」等に改めたり、保育内容の表記において従来の「年齢区分」から「発達過程」による考え方に改めるなど、全体の基調が障害のある子どもの保育にもふさわしい内容になったと言えよう。加えて、第13章「保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに設定して、子育て支援機関としての保育所の役割を明記し、充実すべき保育として障害児保育、延長保育、夜間保育を挙げている。第13章の第1項は「障害のある子どもの保育」であり、一人一人の子どもに応じた保育や家庭・主治医・専門機関との連携の重要性について記されている。

なお、第11章「保育計画作成上の留意事項」にも「障害のある子どもの保育」の項があり、そこにも「発達の状況や日々の状態によって指導計画にとらわれず柔軟に保育すること」「個別の関わりが十分とれるようにすること」といった個に応じた保育の重要性と「家庭との連携を密にし、親の思いを受けとめ」といった保護者との連携の大切さが強調されている。

保育所における障害のある子どもの保育については、地方公共団体の「障害児保育対策事業」に位置づけられ、一定の人数以上障害のある子どもが在籍する保育園に対して補助金を交付したり、巡回相談員を配置する支援が行われている。

②幼稚園教育要領

幼稚園教育要領は学習指導要領の幼稚園版である。現行のものは平成10年に作成され、平成12年4月から実施されているもので、第1章「総則」、第2章「ねらい及び内容」、第3章「指導計画作成上の留意事項」からなる。

保育所保育指針に比べると障害のある子どもに関する記述は少ない。第3章「指導計画作成上の留意事項」に、「2 特に留意する事項」があり、その第2項に「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」と記されている程度である。

そのような中、従来幼稚園における障害のある子どもの教育については、地方公共団体の「特殊教育費補助事業」として、一定の人数以上障害のある子どもが在籍する幼稚園に対して「特殊教育費補助金」を交付する支援が行われてきた。また、特別支援教育に向けての取組の中で、幼稚園における障害のある子どもへの支援がすすめられつつあるが、その支援はこれまでのところ、子どもや教師への支援が中心である。今後、障害のある子どもの保護者への支援、とりわけ就労している保護者への支援を視野においた支援がなされていく必要がある。

4. おわりに

本稿では、国や地方公共団体が推進する「男女共同参画社会」の現状を整理し、その中で障害のある子どもや保護者に関する計画がどのように策定されているかを検討してきた。男女共同参画社会の形成に向けた取組により、男女ともに働き、家事も育児もするという生活スタイルが定着しつつある。また、従来の慣行を打破し、男女共同参画社会を指向する生活スタイルを肯定する研究も増えてきている⁸⁾。

こうした中で、障害のある子どもやその保護者についてはどうであろうか。本稿で見てきたように、障害のある子どもやその保護者についての対策等は、子育て支援の充実の一方向性や、だれもが住みよい社会づくりの一貫等の中で論じられ、計画が策定されている場合が多い。そのこと自体は問題ではない。男女共同参画社会の実現には障害のある子どもやその保護者への支援の充実が肝要であることに気づいた地方公共団体があることは、むしろ歓迎すべきことである。

しかしながら、障害のある子どもの保護者が、男女ともに働き育児や家事をするという生活スタイルについて、子どもにも保護者にも肯定的、積極的な意義があることを論じているのは、保護者自らの手記²⁾やインタビュー⁷⁾によるものがほとんどであり、研究としてまとまったものはもちろん、国や地方公共団体のリーフレット等にも見られない。男女ともに働き家事育児をするという

ライフスタイルが、障害のある子どもにとってどのような利点と課題があるのか、保護者にとってはどうなのか、今後、慎重に検討をしていく必要がある。

<文 献>

- 1) 赤ちゃんとママ社:企業と育児をつなぐ次世代育成支援対策マニュアルー育児出版社からの提案ー. 赤ちゃんとママ社. 2004
- 2) 石井利香(編):障害児の親から健常児の親へー統合保育が当たり前の世の中になることを願ってー. 朱鷺書房. 2000
- 3) 大日向雅美:母性愛神話の罨. 日本評論社. 2000
- 4) 大日向雅美:「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない. 岩崎書店. 2005
- 5) 菅原ますみ:母親の就労は子どもの問題行動をうむかー3歳児神話の検証ー. 心理学とジェンダー,11-16. 有斐閣. 2003
- 6) 内閣府:平成17年度版男女共同参画白書. 内閣府.2005
- 7) 西浜優子:しょうがい児の母親もバリアフリーー働いて普通に暮らしたい. 自然食通信社. 1999
- 8) 前田正子:子育てしやすい社会ー保育・家庭・職場をめぐる育児支援策. ミネルヴァ書房. 2004

少子化社会に関する施策の動向と子育て支援

小林 倫代

1. はじめに

「子育て」という活動は、個別的な、私的な活動と捉えられがちであるが、見方によっては公的な制度と関係の深い活動とすることができる。子どもを育てるという極めて私的な活動ではあるが、その支援を進めていく上では、公的な諸制度が絡んでいるのである。例えば、育児不安を抱えている保護者のことを考えてみたい。不安を抱えている保護者は、近隣に両親や親戚が住んでいれば、その人たちに相談し不安を解消する場合があるかもしれない。しかし、近隣に親族等がない場合は、その不安を抱えて悶々と生活をするか、公的な機関に相談することになる。「子育て」という活動が、個人と社会、私と公の接点となる。

子育て支援は、厚労省などから様々な施策が示されており、それはとりもなおさず、個の「子育て」への支援である。ここでは、厚労省が推進している「子育て支援」の施策のこれまでの流れについて整理し、公的な支援に関する資料とする。

2. 次世代育成支援対策の流れ

日本において少子化の問題が大きく取り上げられるようになったのは、1990年の「1.57ショック」だと言われている。「丙午」で合計特殊出生率が大幅に落ち込んだ1966年(1.58)よりも下回ったことから、大きな関心呼んだ。そして、1990年から関係省庁連絡会議の設置や少子化対策の重点施策についての具体的実施計画である「エンゼルプラン」の作成などの取り組みが始められ、10年以上にわたり少子化社会対策を講じてきている。

少子化社会対策は、「少子化社会白書」によると1.57ショックからエンゼルプラン策定までの初期、1995年から少子化対策推進基本方針の決定や新エンゼルプランの策定までの政府全体の取り組みとして拡大してきた中期、2000年から最近の状況と3期に分けて整理できる(図1参照)としているが、ここでは、2002年以降の状況について、概観する。

(1) 少子化対策プラスワン

2002年に国立社会保障・人口問題研究所が行った「出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査 夫婦調査」をまとめた結果では「夫婦の出生力そのものの低下」を少子化の新たな要因として示した。つまり、結婚しても子どもを産まない人、産んでも一人という人が増えてきたという実態であり、これまでの施策の立案に際しては前提としていない結果であった。この報告から今後さらに少子化が進行するという見通しの中で、少子化の流れを止めるための新たな取り組みが求められるようになった。

2002年5月には、総理大臣より厚労省大臣に対して、これまでの少子化対策について改めて点検し、少子化の流れを変えるための実効性のある対策について検討するよう指示が出された。指示を受けた厚労省では「少子化社会を考える懇談会」の報告を踏まえ、少子化対策の充実に関する提案として「少子化対策プラスワン」(2002年9月)をとりまとめた。これは、これまでの就労家庭を対象とした保育をはじめとする「仕事と子育ての両立支援」に加えて、就労している家庭だけでは

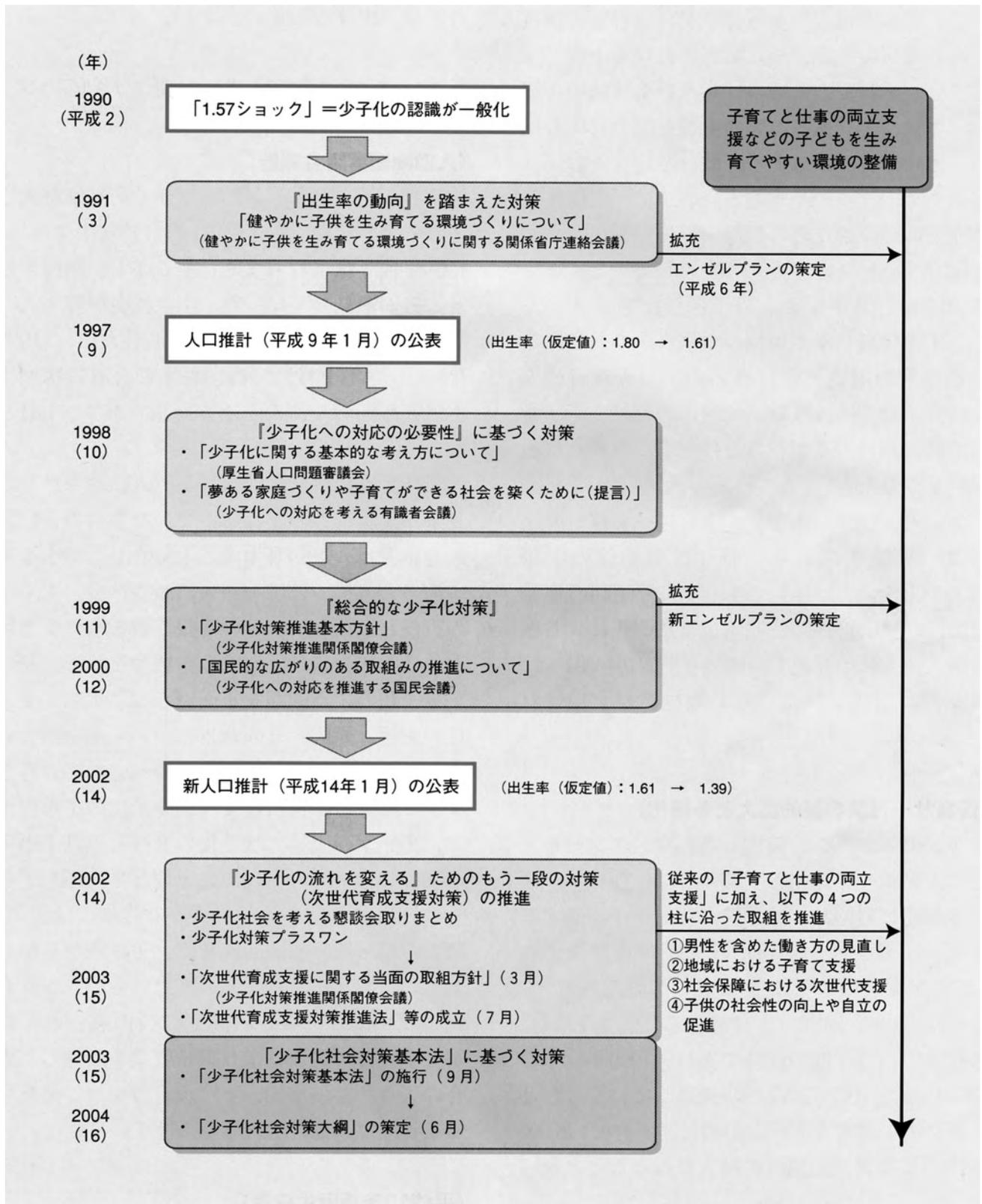


図1 少子化社会対策に関するこれまでの政府の取組の流れ (2004)

なく全ての家庭(専業主婦家庭)に対しても、子育て支援を本格的に拡充するというを示した。各地域や自治体が独自の子育て支援のプランをもって社会全体で支えていこうという観点から「地域における子育て支援」を協調し、さらに「男性を含めた働き方の見直し」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱を掲げて取り組みを推進することとした。

また、対策の推進方策として、以下の3点が盛り込まれた。

- ①国については、政府が一体となって総合的に取組を実施する。また、少子化対策をもう一段推進し、対策の基本的な枠組みや、特に「働き方の見直し」や「地域における子育て支援」を中心とする直ちに着手すべき課題について、立法措置を視野に入れて検討を行い、2002年末までに結論を得ること
- ②地方については、地方自治体ごとに、行動計画の策定など、少子化対策の推進体制を整備すること
- ③企業については、推進委員会の設置や行動計画の策定などの対応が必要であり、内閣総理大臣や厚生労働大臣等から経済団体代表に対して要請を行うこと。

(2) 次世代育成支援と少子化社会対策

2003年3月に少子化対策推進関係閣僚会議において、政府全体における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」がとりまとめられた。「夫婦の出生力の低下」という現象と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することが必要であるとし、「政府・地方公共団体・企業等が一体となって国の基本施策として次世代育成支援を進める」こととされ、都市化・核家族化の進行などにより脆弱してきた家庭や地域社会における「子育て機能の再生」の実現が目的として位置づけられている。

「次世代育成支援に関する当面の取組方針」に基づき、「次世代育成支援対策推進法」が準備され、2003年7月には国会で可決された。この法律は、上述した取り組み方針の基本的な考え方を次世代育成支援基本理念と規定し、次世代育成支援対策のための行動計画について定めている。それは、平成16(2004)年度までに各自治体と企業などが次世代育成支援のための行動計画を策定し、平成17(2005)年度からの10年間の集中的な取り組みを促進するものとなっている。

さらに「児童福祉法の一部を改正する法律案」も2003年に成立した。この改正は、地域における子育て支援の強化を図るため、地域における子育て支援事業を児童福祉法に位置付けることで、すべての家庭に対する子育て支援を市町村の責務として明確に位置付け、積極的に行う仕組みを整備するためのものである。

また2004年12月には「新新エンゼルプラン」(子ども・子育て応援プラン)が策定された。

このプランは、少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示している。

3. 少子化社会対策の具体的実施状況

ここでは、「次世代育成支援に関する当面の取組方針」(平成15年3月少子化対策推進関係閣僚会議決定)の項目の中でも本研究に深く関係している「すべての働きながら子どもを育てている人の

ために」の内容について紹介する。

ここには、「男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現」「仕事と子育ての両立の推進」「保育サービスの充実」の3つのことが取り上げられている。

(1) 男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

ここには「企業における自主的な取組の促進等」「多様就業型ワークシェアリング」の普及」「ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進」「テレワークの推進」「公務員の働き方の見直し」の項目が示されている。

「企業における自主的な取組の促進等」では、男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現の具体的施策として、①子育て期間中の残業時間の縮減、②子どもが生まれたときの父親の休暇取得の促進等について広く社会に周知をするとともに、助成金などを活用し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向けた取組を推進している。具体的には、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置や時間外労働・深夜業の制限の措置等、仕事と育児との両立を容易に図ることができる制度が整備されるよう事業主に対する指導を行うとともに、事業所内託児施設の設置・運営やベビーシッター費用の助成等を行う事業主に対する助成金の支給等により事業主の取組を支援している。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

ここには「一般事業主による次世代育成支援対策に関する取組の推進」「仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実」「子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備」「ファミリー・サポート・センターの設置促進」「農山漁村での両立支援」の内容が示されている。

「子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備」には、さらに①助成金の支給等による事業主に対する支援、②子育てを行う労働者に対する情報提供・相談、③仕事と子育ての両立に関する意識啓発の推進、④ファミリー・フレンドリー企業の普及促進、⑤妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備、が示されている。

(3) 保育サービスの充実

ここには、「待機児童ゼロ作戦」「多様なニーズに合わせた保育サービス」「放課後児童クラブ」「幼稚園と保育所の連携等」「幼稚園及び保育所の自己評価・外部評価と情報提供の推進」が示されており、直接的なサービスと密接に結びついていく部分である。

「待機児童ゼロ作戦」では、「児童福祉法の一部を改正する法律」で、待機児童が50人以上いる市区町村は、2004年度中に保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を策定し、待機児童の計画的な解消を図るように示されている。また、保育所における児童の受入増を図るため、保育所の緊急整備のほか、保育所の定員の弾力化や保育所の認可要件等の規制緩和を推進している。市町村と社会福祉法人に限定していた保育所設置主体の制限を撤廃し、株式会社、NPO、学校法人等による保育所の設置も可能にしている。

「多様なニーズに合わせた保育サービス」では、①保育園におけるサービス等、②幼稚園における預かり保育、について示されている。「①保育園におけるサービス等」では、多様な保育ニーズに対応するための延長保育、休日保育及び夜間保育や送迎保育ステーション事業について、補助を

行ったり、創設したりして推進している。「②幼稚園における預かり保育」にも、支援を行っており、平成16年6月現在、「預かり保育」を実施している幼稚園の割合は、約68%になっている。

「放課後児童クラブ」では、放課後児童クラブの国庫補助対象を増やしたり、障害児の受入れを推進する方向性を示している。

「幼稚園と保育所の連携等」では、就学前の子どもに対し、質の高い教育・保育を提供するとともに、地域の多様な子育てニーズに応えるという観点から「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討を進めて2006（平成18）年度からの本格実施を目指している。

4. おわりに

上述した「次世代育成支援に関する当面の取組方針」をもとに、その後も様々な対策が示されている。例えば、子ども・子育て応援プラン（2004年12月）である。このプランは、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に即して、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示している。

「保育事業中心から、若者の自立・教育、働き方の見直し等を含めた幅広いプランへ」というキャッチフレーズのとおり、子どもが減少する（量）ことへの危機感だけでなく、子育ての環境整備（質）にも配慮がされている。例えば、「働き方の見直し」の分野において積極的な目標設定（育児休業取得率男性10%、女性80%）や「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切に取る取組を推進するように示されている。また、市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も踏まえて数値目標を設定するように示しており、地方の計画とリンクさせた形でプランを策定するのは今回が初めてであり、これらが特徴と言われている。

このように、施策的に、すばらしいものがたくさん示されているにもかかわらず、「子育て支援」が行われているという実感が得られていないのはどうしてであろうか。

たとえば、プランの中では、「労働時間を短縮すること」で「家庭時間の拡充」を図ろうとしているが、これは、「企業の業績の向上」とは、相反するものである。この相反する指向性を企業の努力にのみ期待してもその実施は難しいのではないかと考える。労働時間を短縮した分の補填を企業に補助するという財源が十分に確保されているかどうかも疑問である。

地方行動計画の策定と実施を柱とする次世代育成支援対策は、そもそも少子化克服が目的である。子育て支援は少子化対策の一部として対応されてきているように思われる。つまり施策は、少子化対策からスタートし、社会現象を数字データで解析し、子育て支援も含めた対策として立てられてきている。そのため、実際に育児をしている親の気持ちや要望などを十分に把握できているかどうかは疑問である。人間の営みや生活のあり方を数字だけで現し、判断することは難しいであろう。施策を立てる上で、数字に表れない情緒的な部分をどのように加味していくのかは、今後の課題ではないかと考える。

子育て支援の現場や保育関係者は、親子関係の確立を含めた子育て支援を考えて、実践しているが、保護者が依存や要求ばかりの状況である場合も含めた子育て支援のあり方に苦慮している状況がある。子どもが育つ環境、親子関係、保護者の就労状況（職場環境）等、様々な兼ね合いの中で

「誰がどこで、誰に子育て支援をするのか」をもう一度考える必要がある。

しかし、これまでの施策とは違い、地域行動計画は、すべての自治体に策定が義務づけられており、それが今後10年間の自治体の子育て施策を左右するものになることは間違いない。であるとするれば、次世代育成支援対策の問題点を指摘するだけではなく、行動計画の策定や施策の具体化に住民の立場から積極的にかかわっていくことが求められていると言えるだろう。次世代育成支援対策推進法は計画策定や変更にあたっては、住民の意見を活用させることを求めている。こうした条件を最大限活用して、意見表明や施策提起など地域の実態や要求に根ざした取り組みを進めていくことが大切である。

<参考文献>

内閣府：少子化社会白書（平成16）年版，ぎょうせい，2004年。

調査研究 I 「養育者の生活スタイル調査」

1. 調査の目的

障害のある子を養育している保護者は、精神的・物理的な支援が必要である。これまでに障害児を育てている保護者、特に母親のストレス研究は、前章で述べたように様々に行われている。しかしこれらの研究では、個人の生活スタイルや地域の特色による差異を把握した上で検討しているものは少ない。

これまでの研究では、保護者が支援を一番必要とする時期は子どもが乳幼児期であることが明らかになっている。そこでこの調査では、障害のある子を抱える保護者に対して生活の実状を調べ、個人の生活スタイルや地域の特色を把握した上で、保護者が必要としている支援には、どのようなものがあるのかを明らかにすることを目的としている。

2. 調査方法等

1) 調査項目の作成

アンケートの作成にあたり、母親のストレスに関しては諏訪ら (1998) の「親子の生活と意識に関する調査」、子育て支援に関しては厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) (2002)、障害児との家族生活に関しては藤本ら (1999) の「障害をもつ子どもたちの生活実態調査」等の項目を一部引用、あるいは参考にし、独自の項目も加えて、原案を作成した。これらの項目を研究協議会において研究分担者、研究協力者 (北海道旭川市・福島県いわき市・群馬県藤岡市・横浜市・富山県黒部市・静岡県沼津市・山口県山口市・福岡県古賀市にある 8 カ所の障害児関係機関に所属する職員) で検討し、アンケートを作成した。(資料 I-1 参照)

2) 調査項目の内容

「養育者の生活スタイル調査」は、A 4 版 8 頁でその内容は次の 6 項目からなっている。①家族の実態(家族構成と年代・子どもの養育者・アンケート記入者)、②子どもの実態(子どもの障害・子どもの所属・家庭での過ごし方)、③子育ての実態(子育てで困ったこと・育児の相談相手・地域子育てサークル・子育ての考え方・子育てのイメージ)、④養育者や家族の実態(養育者の生活・養育者の疲労感・養育者の外出・生活全般で感じること・家族の育児協力・住宅・居住地・自家用車の有無) ⑤養育者の就労の実態(就労の有無・職業・仕事と育児・過去の就労の有無) ⑥自由記述からなる。(図 I-1 参照)

3) 調査方法及び実施時期

平成15年9月～10月に研究協力者の元にアンケート用紙を送付し、配布を依頼した。

アンケート用紙には返信用封筒を添え、同年12月20日を締め切りとして、記入者からの直接郵送によりアンケート用紙の回収を行った。実際には、平成16年1月まで返送があり、それらについても集計の対象とした。

4) 調査対象

北海道旭川市・福島県いわき市・群馬県藤岡市・横浜市・富山県黒部市・静岡県沼津市・山口県山口市・福岡県古賀市にある8カ所の障害児関係機関に所属する職員の協力により、この8地域に在住する10歳以下の障害のある子を抱えている保護者を対象とした。

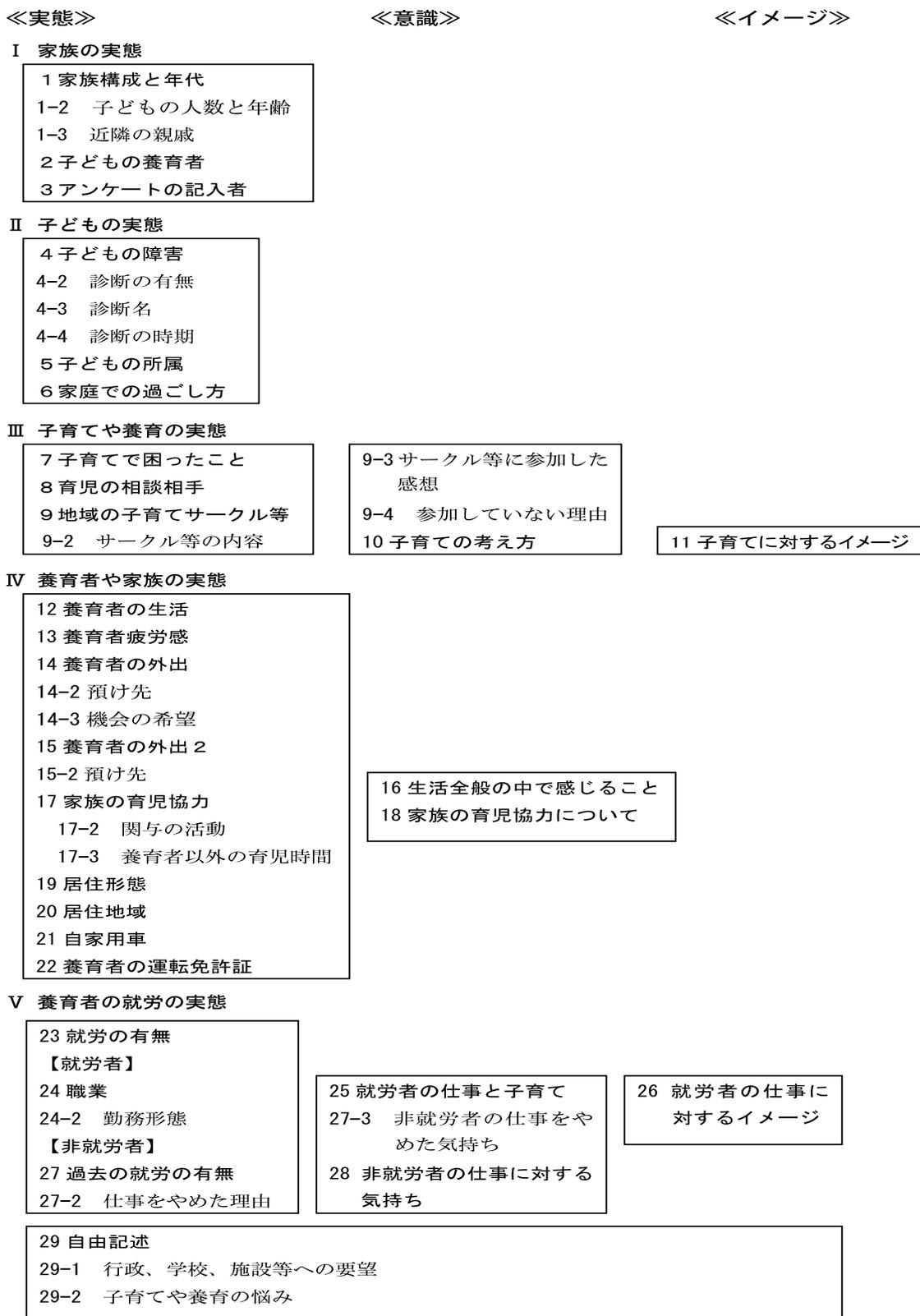


図 I - 1 養育者の生活スタイル調査 調査項目の構成

3. 結果の概要

アンケートは831通配布し、382通の回収があり、回収率は、46.0%であった。

1) 家族の実態

○同居人数と近隣に住んでいる親族数

全体として、4人家族が最も多く、次いで、3人、5人家族であったが、地域別に見ると、横浜では3人家族が多く、藤岡では6人家族が多い結果であった（図I-2参照）。4人以下で生活している家庭が全体的には60%であるが、同居人数が多い（4人以下の割合が少ない）地域は、藤岡市や黒部市であり、逆に同居人数が少ない（4人以下の割合が多い）地域は、横浜市や古賀市であった。

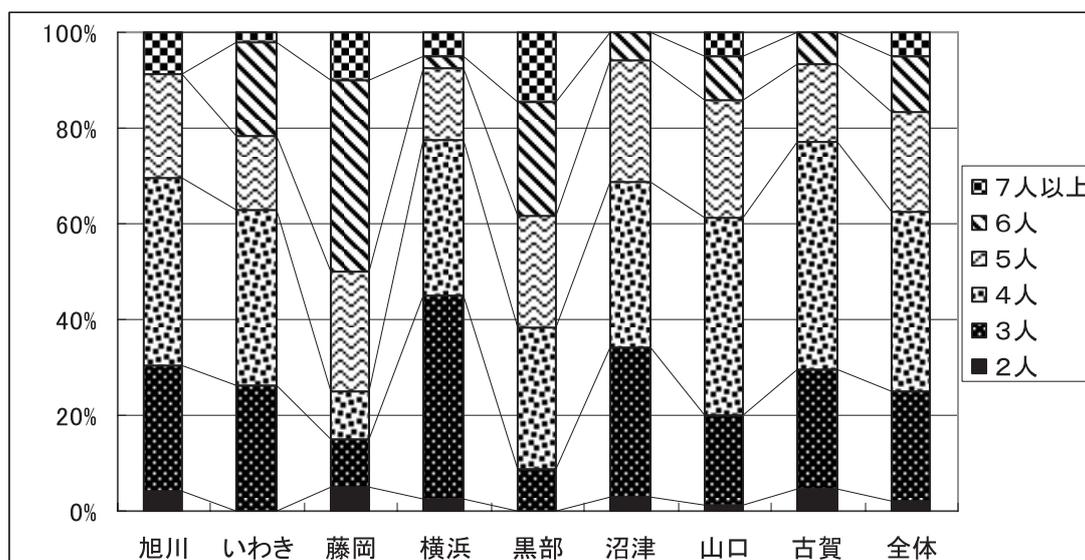


図 I - 2 同居している人数

また、近隣に住んでいる親族はいない、という家族が全体では40%を占めたが、いわきでは、いない人の割合が少ない状況であった。一方、近隣に親族が5人以上いると回答した割合が5%程度あった地域は、旭川、いわき、藤岡、黒部であった（図I-3参照）。

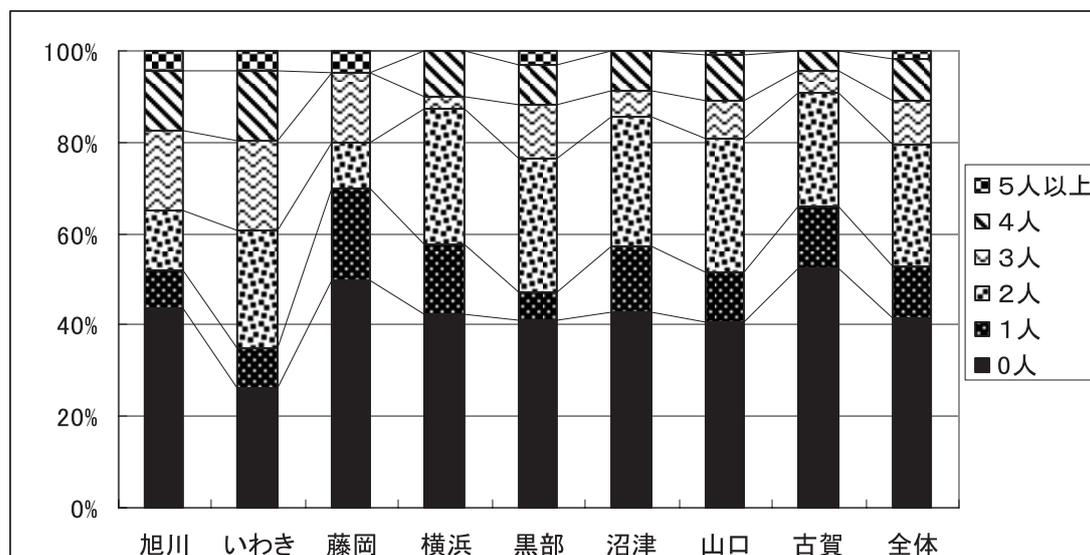


図 I - 3 近隣に住んでいる親族

○子どもと関わる時間の多い人とアンケートの記入者

子どもと関わる時間の多い人は、母親が最も多く、365件であった。次いで母方祖母の11件、父親の8件、父方祖母の6件であった。複数回答を可としたが、女性のかかわりが多い（図 I - 4参照）。また、アンケートの記入者も母親が最も多く、366件であった。次いで父親が14件であり、父方祖父1件、その他1件であった。

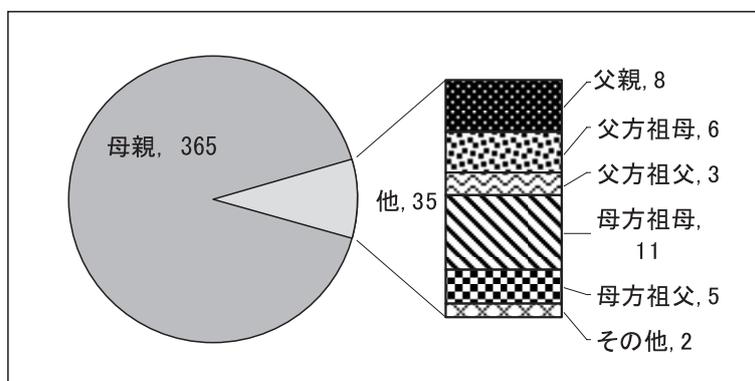


図 I - 4 子どもと関わる時間の多い人

2) 子どもの実態

○子どもの身体面・発達面の問題

子どもの身体面・発達面の問題について「対人関係の問題」「多動傾向」「ことばの問題」「注意・集中の困難」「自閉的傾向」「発達全体の遅れ」「運動の問題」「てんかん」「内臓の疾患」「視覚の問題」「聴覚の問題」「その他」の中から当てはまるものすべてに選択を求めた。「ことばの問題」の回答が最も多く294件であった。次いで「発達全体の遅れ」が219件、「自閉的傾向」155件、「注意・集中の困難」152件、「運動の問題」150件であった（図 I - 5参照）。

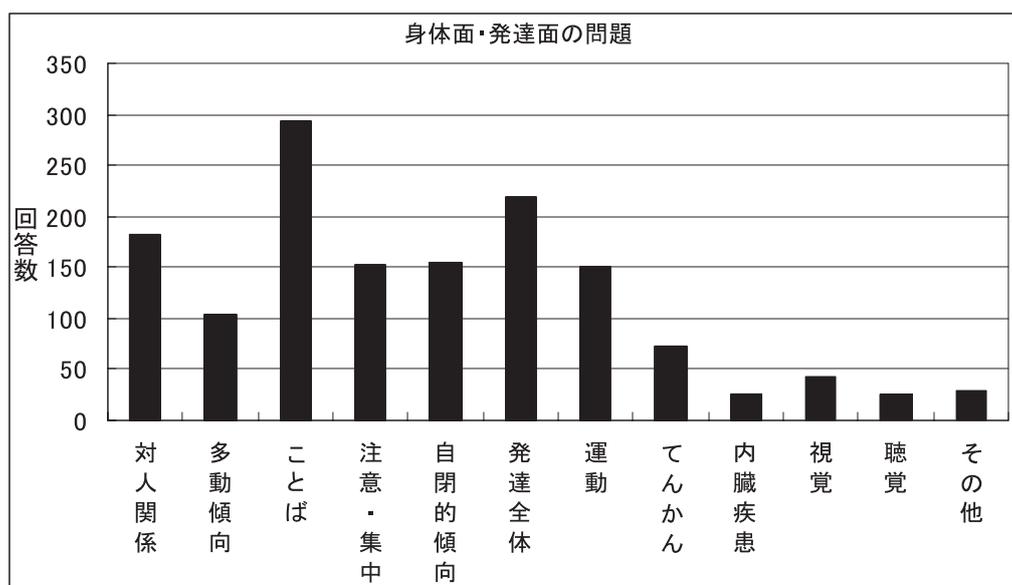


図 I - 5 子どもの身体面・発達面の問題

○子どもの在籍

在籍している機関について、「保育園」「幼児通園施設」「幼稚園」「小学校通常の学級」「小学校特殊学級」「養護学校」「聾学校」「盲学校」「なし」「その他」の中から選択を求めた。

「幼児通園施設」に在籍している子どもが最も多く120件、次いで「養護学校」79件、「保育園」58件、「小学校特殊学級」57件であった（図 I - 6参照。図では、「聾学校」「盲学校」を「養護学校」に合わせ、「保育園」と「幼稚園」を合わせて示してある）。

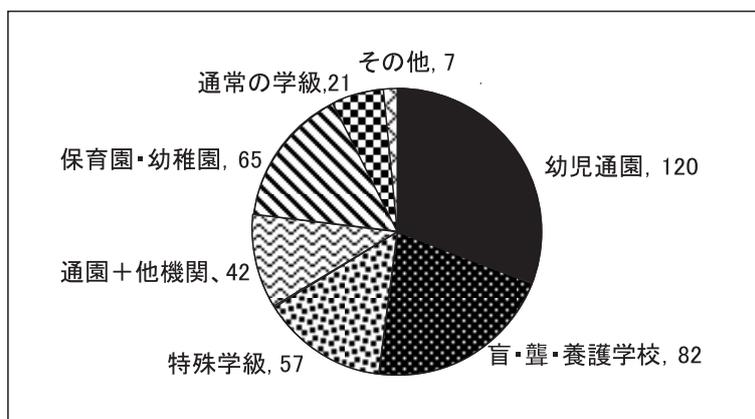


図 I - 6 子どもの在籍機関

○子どもの家庭での生活

平日（放課後）・休日・長期休日に子どもは誰とどの様に過ごしているかを「養育者と一緒に過ごす」「家庭の者（兄弟姉妹）と過ごす」「保育園・学童保育・寄宿舎・福祉施設の職員や友達と過ごす」「ボランティアと過ごす」「長期休日のホリデー事業の職員や友達と過ごす」「その他」という状況で、「よくある」「たまにある」「ほとんどない」から選択回答を求めた。

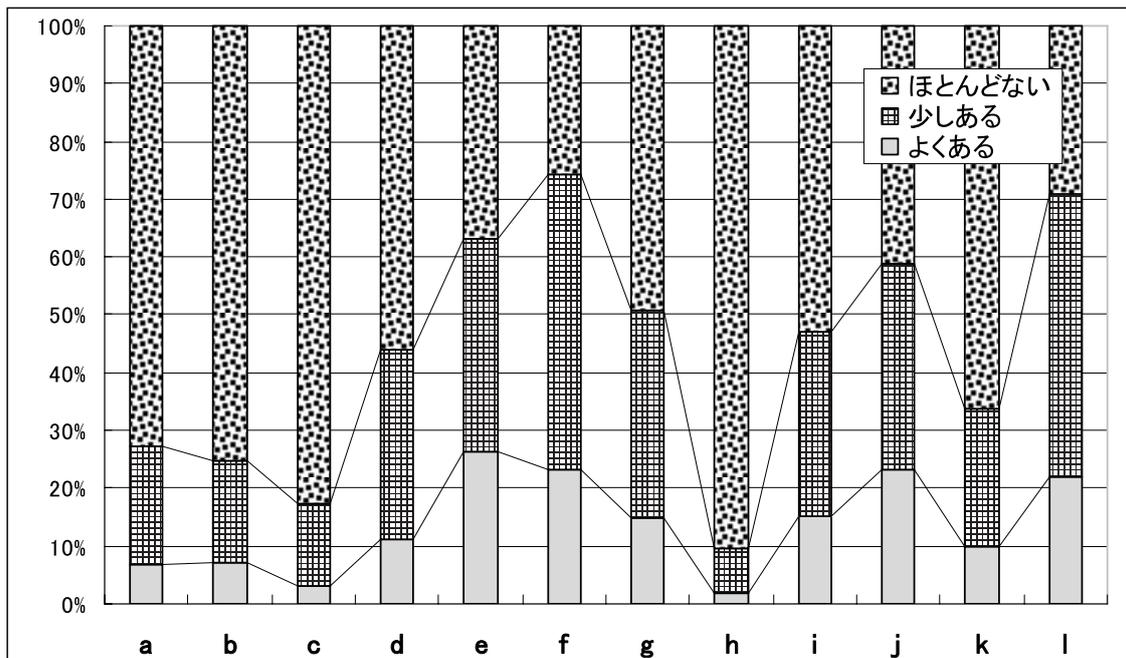
調査した7割以上の子どもが平日の放課後・休日・長期休日には、養育者や家族と一緒に過ごしており、福祉施設の職員やボランティアと過ごすのは、少数であった。

3) 子育ての実態

○子育ての困り感

「お子さんを育ててこられて、今までにどんなことに困ったり悩んだりしましたか」について、12項目を設定し、「よくある」「少しある」「ほとんどない」の3段階から選択回答を求めた。

「我が子は育てにくい子だと感じて」「子どものために仕事や趣味を制約されて」「子育てから離れて自由になれないと」「近所に子どもを遊ばせるところがなくて」等に、困ったり悩んだりしている（図 I - 7参照）。この結果は、回答者が就労しているかどうかによって、違いが見られた（「小考察」参照）。



- a. 家族からもっと子どもの世話をするようにいわれて
- b. 子どもを産んだ時期が適切だったかどうかと
- c. 我が子と相性が悪いのではないかと
- d. 近所の人に子どもを比べられて
- e. 我が子は育てにくい子だと感じて
- f. 子どものために仕事や趣味を制約されて
- g. 近所に子育てについて話し合える人がいなくて
- h. 祖父母に子どもをとられるように感じて
- i. 子どもの具合が悪いとき手助けしてもらえなくて
- j. 近所に子どもを遊ばせるところがなくて
- k. 祖父母と子どものしつけの方針が合わなくて
- l. 子育てから離れて自由になれないと

図 I-7 子育て中の悩み

○子育ての相談相手

「お子さんのことで相談する相手はどなたですか」について、選択肢によって3番目まで回答を求めた。そのうち「もっとも頼りになる方」に対する回答を表 I-1 に示した。

夫婦間での相談が200件で最も多く、次いで、親・きょうだい・親戚の59件であった。多くは、身近な人に相談している。また、誰もいないと回答した人が2件であった。

表 I-1 子育ての相談相手

選 択 肢	人数
夫婦間	200
親・きょうだい・親戚	59
幼稚園・保育園・学校の先生等	33
専門家(医師保健師等)	30
幼稚園・保育園を通じた友人	29
友人(幼稚園保育園以外)	3
その他	26
誰もいない	2

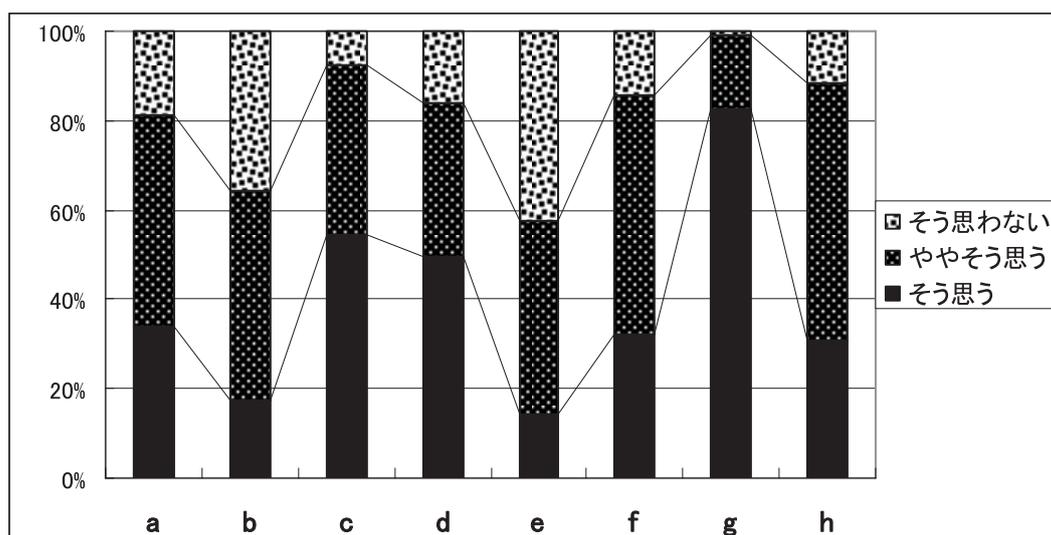
○地域の子育てグループやサークルの利用状況

「地域の子育てグループやサークルに参加していますか」について「参加している」「参加していたがやめた」「参加していない」の選択肢から回答を求めた。地域で行われている子育てグループやサークルへは、全体の半数が地域のサークルやグループへの参加経験がなかった。

参加していない多くの理由は「近くにグループがない」「参加の必要性を感じない」「仕事等があるので参加している時間がない」「その他」であった。「その他」の自由記述には「どんなものがあるかよく知らない」「他の子と比べてしまい嫌な思いをしてしまう」「障害児では受け入れてもらえない」「これ以上は子どもの体力的にも時間的にもできない」などであった。

○子育てに対する気持ち

子育てに関する意見について、8項目を設定し、「そう思う」「ややそう思う」「そう思わない」の3段階から選択回答を求めた。ほとんどの人は「子育てによって親は成長する」と考えており、「育児は父母が対等にすべき」「自分の生き方・生活が大切」「子育てと家事で一生を終わらせたくない」「子どもが小さいときは自分を犠牲にしても仕方がない」などの考え方が支持されていた(図I-8参照)。



- a. 子どもが小さいうちは育児に専念すべきである
- b. 女性が仕事をするなら家事・育児の責任を果たした上ですべきである
- c. 育児は父母が対等にすべきである
- d. 子育てと家事だけで一生を終わらせたくない
- e. 子離れはできるだけ早くした方がいい
- f. 子どもが小さい時は自分を犠牲にしても仕方がない
- g. 子育てによって親は成長する
- h. 自分の生き方・生活が大切である

図 I-8 子育てに対する気持ち

○子育てのイメージ

子育てに対するイメージについて、「やりがいのある-やりがいのない」「楽しい-つまらない」「易しい-難しい」「創造的な-創造的でない」「解放された-抑圧された」のそれぞれについて5段階評定の最もよく当てはまるところを求めた。子育ては、比較的「難しい」が、「やりがいがある」「楽しい」ものとして受けとめられている(図I-9参照)。

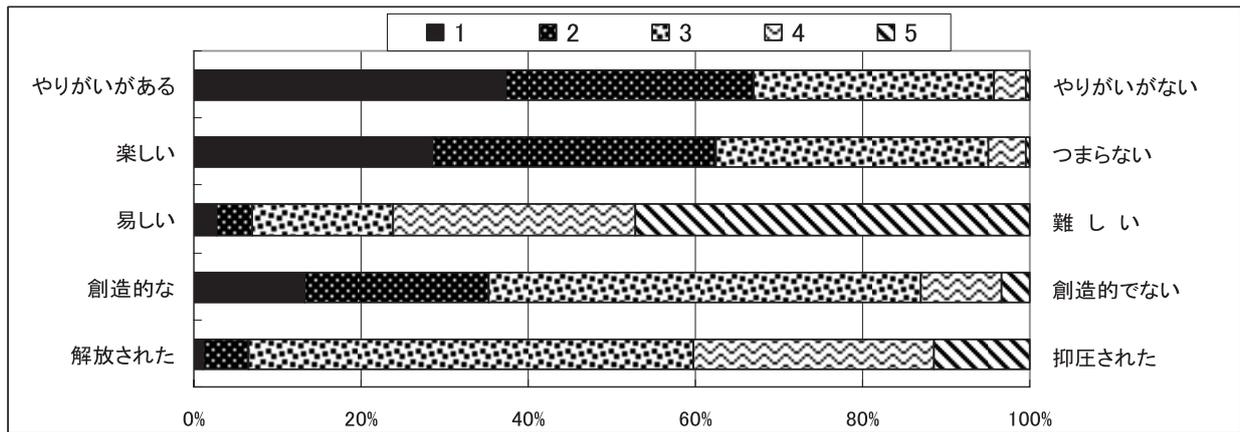


図 I - 9 子育てに対するイメージ

4) 養育者や家族の実態

○日常生活の実態

「どのように生活しているか」について、4段階評定で回答を求めた。入浴・夕食・睡眠等については半数以上がゆったりとれる状況にあるが、夫婦だけの時間は十分にとれていない状況である(図 I - 10参照)。

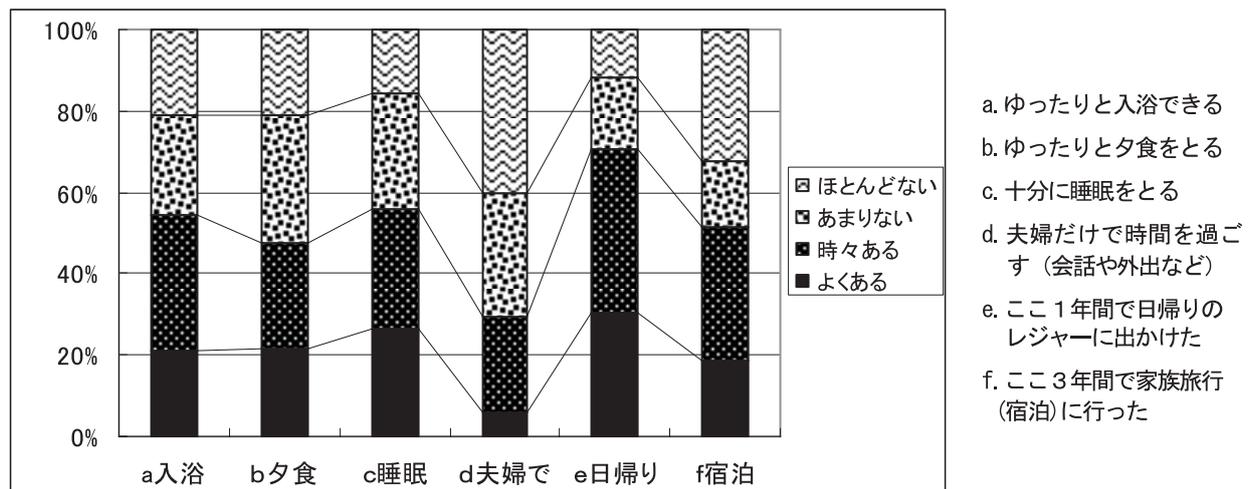


図 I - 10 日常生活の実態

○疲労感

身体の疲れと精神的な疲れについて、「毎日疲れる」「時々疲れる」「あまり疲れない」「全く疲れない」の4段階評定で回答を求めた。90%以上の人が身体的にも精神的にも疲れを感じている。

○養育者の外出

「あなたが、自分の楽しみや勉強・サークルなどのために出かけることはありますか」と「冠婚葬祭や兄弟姉妹の行事、ご家族の病気等の時、一時的にお子さんを預かってもらったことがありますか」という質問に「ある」「ない」で回答を求めた。6割から7割の人が外出のために子どもを一時的に預かってもらった経験を持っている。しかし、外出の目的が、自分の楽しみや勉強のための場合と冠婚葬祭等のための場合を比較すると、全体的に冠婚葬祭等の場合の方が預かってもらう割合は高い。また地域によっても差が見られる(図 I - 11参照)。特に旭川・いわき・黒部では、自分のための楽しみや勉強のための外出と冠婚葬祭等による外出の割合に差がある。

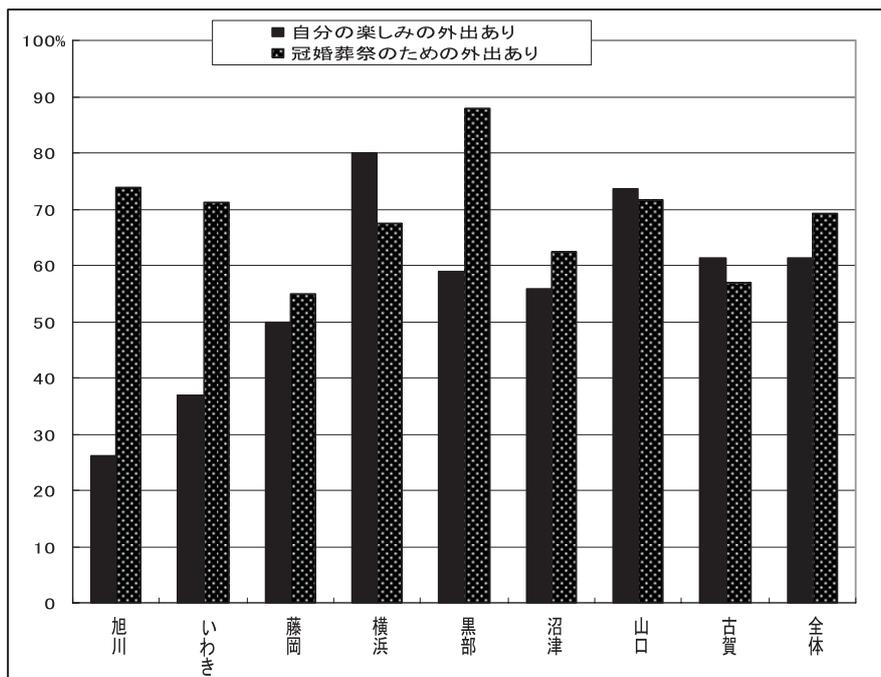
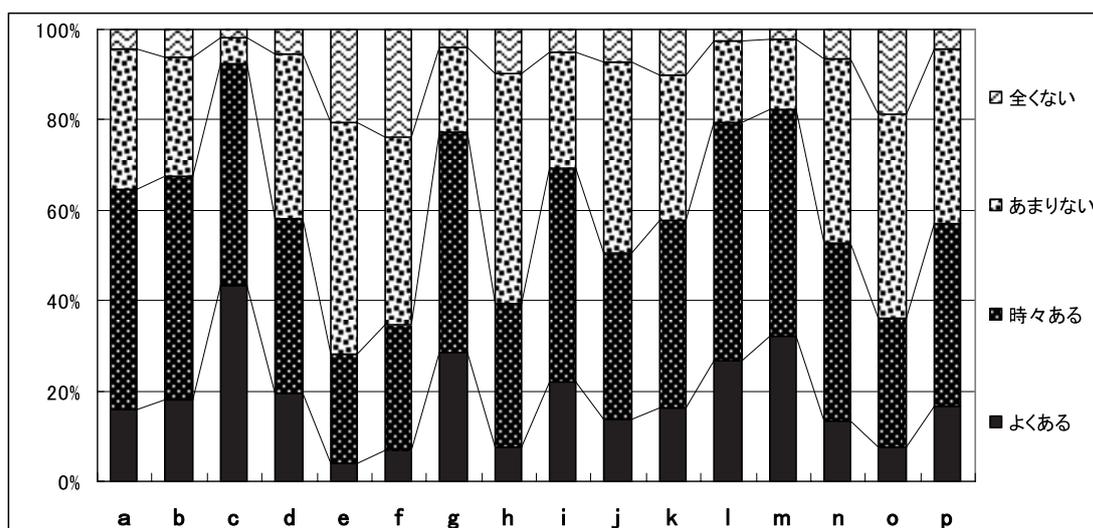


図 I - 11 自分の楽しみや勉強のため等での外出と冠婚葬祭等のための外出

○生活全般に対する気持ち

「あなたの生活全般において、最近、次のように思ったり感じたりすることがどれくらいありますか」についての質問を16項目設定し、「よくある」「時々ある」「あまりない」「全くない」の4段階から選択回答を求めた（図 I - 12参照）。

回答者は、「何となく疲れがたまる」「小さなことでイライラしてしまう」「時にはすべてのことから解放されたいと思う」と思う反面、「今の生活は楽しいと思う」という気持ちももっていることが明らかになった。この結果は、回答者が就労しているかどうかによつての違いが見られた（「小考察」参照）。



- a. 家族の中で自分だけが苦勞しているように感じる
- b. 誰かに、ねぎらいや感謝の言葉をかけてほしい
- c. なんとなく疲れがたまる
- d. 自分のがんばりの割には、生活が楽ではないと思う
- e. 今の生活には、がんばりがいがないと思う
- f. 自分のやっていることが意味のあることなのか疑問に思う
- g. 時には、すべてのことから解放されたいと思う
- h. 今の生活には、創造的な要素が少ないと思う
- i. 自分の生活が、自分の思うようにならないと思う
- j. 自分が本当にしたいことが犠牲になっていると思う
- k. 今の生活は同じことの繰り返しばかりだと感じる
- l. 今の生活は楽しいと思う
- m. 小さなことで、イライラしてしまう
- n. 今の生活はがまんばかりだと思う
- o. 自分が世の中の動きから切り離されているように感じる
- p. 日々、自分が成長していると思う

図 I - 12 生活全般に関する気持ち

○家族の子育ての協力

「同居されている家族は、普段どのくらいお子さんの世話をするか」について3つのレベルで当てはまるものに回答を求めた。「手を出さない」と回答したのは約1割であり、多くの回答者は「忙しいときに手伝ってくれる」「よく世話をしてくれる」と感じている。調査を行ったほとんどの地域で3割から4割程度の人が「よく世話をしてくれる」と回答していたが、「横浜」の回答は2割を切っていた（図I-13参照）。

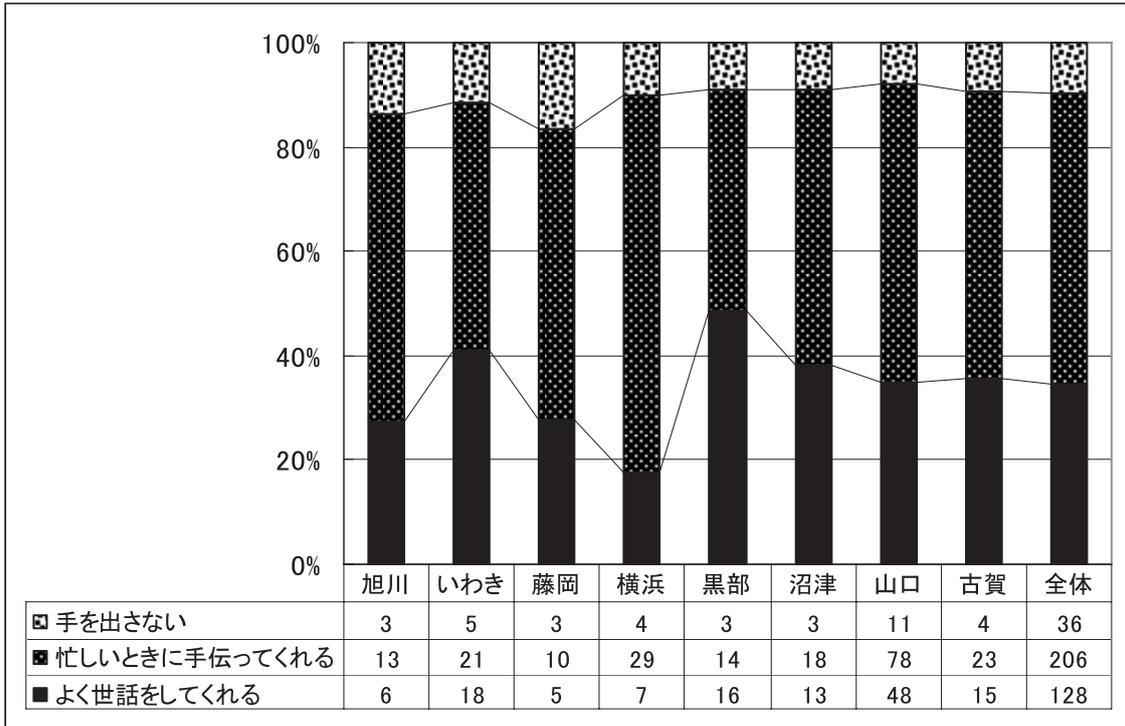


図 I - 13 同居家族の子育て協力の実態

また、子育てへの協力についてどのように感じているのかを「よく手伝ってくれている」「まあまあ手伝ってくれている」「もう少し手伝ってほしい」「もっと手伝ってほしい」の4段階評定で尋ねると、4割弱の人は、手伝って欲しいと感じている（図I-14参照）。上記の結果と比較すると「忙しいときに手伝ってくれる」実態ははあるが、「もう少し手伝って欲しい」という気持ちがあることも事実である。

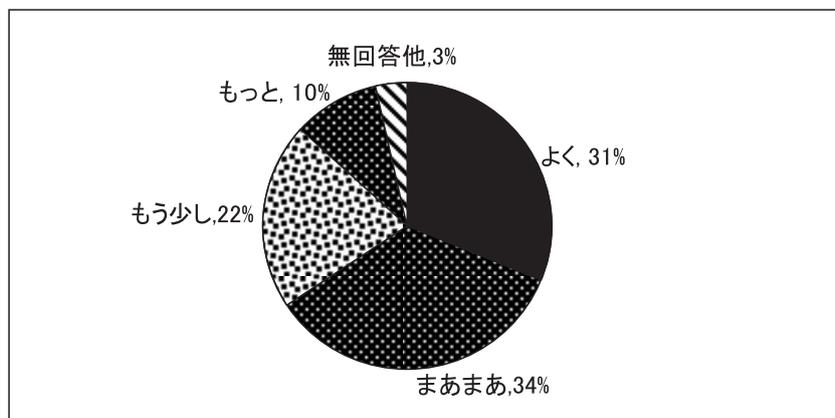


図 I - 14 家族の子育ての協力に対する受け止め

○住まい

現在の住まいについて7項目の中から選択して回答を求めた。半数以上が戸建ての持ち家であった。住居は回答者の生活水準とも関係するかもしれないが、地域の特徴も見ることができる。例えば、分譲マンションに居住していると回答があったのは、横浜が最も多く、古賀、沼津に多い。また、黒部、藤岡は8割以上が戸建て持ち家であった（図I-15参照）。

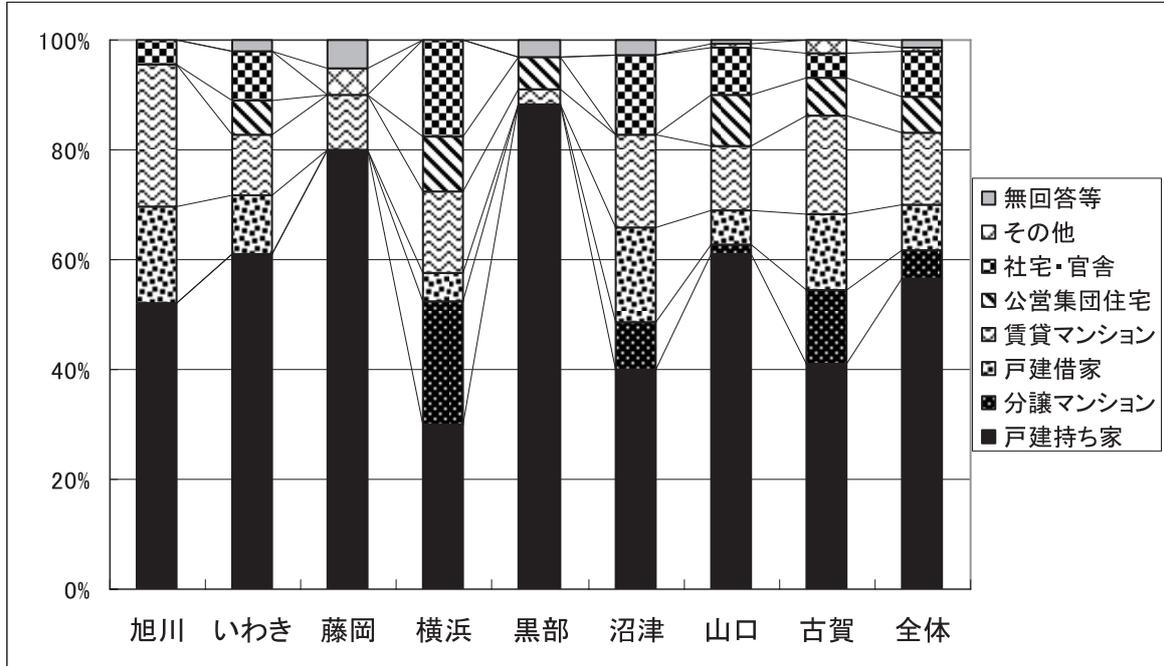


図 I - 15 住まい

○自家用車の保有

自家用車の保有の有無について回答を求めた。自家用車を「なし」と回答したのは、8件であり、多くの回答者の家では、自家用車を保有している。「1台」と「2台以上」の回答割合を見ると、横浜、古賀では「1台」が多く、それ以外の地域は「2台以上」が7割弱を占めていた。全体として「2台以上保有している」が6割以上であった（図I-16参照）。

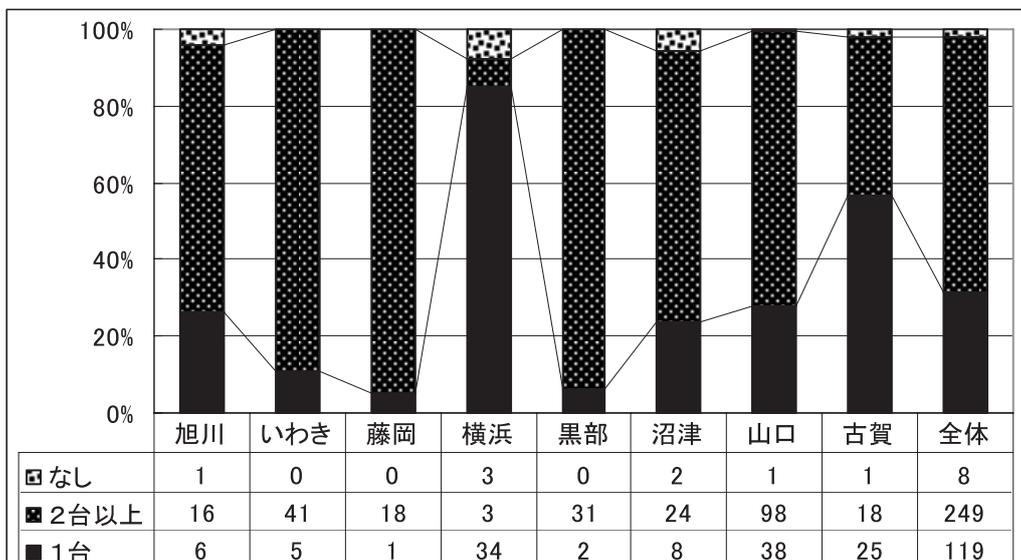


図 I - 16 自家用車の保有台数

5) 養育者の就労の実態と生活

○就労の有無

「あなたは現在働いていますか」という質問に対して、「働いている」は127件、「働いていない」は245件、無回答10件であった。この回答の中から、母親が記入した回答を抽出し集計すると、「働いている」118件、「働いていない」240件、無回答9件で回答した母親の32%が就労していた（図 I-17参照）。

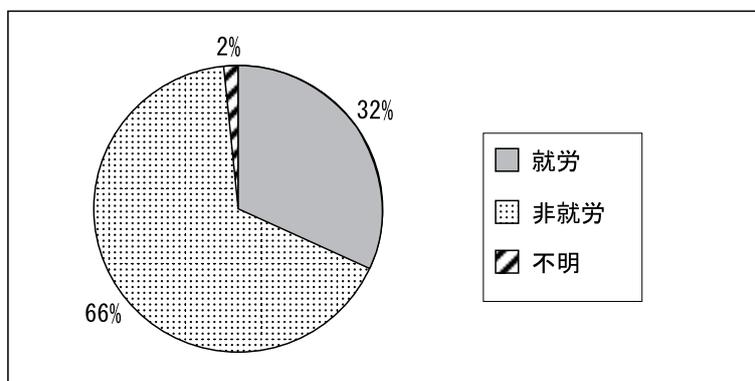


図 I-17 母親の就労割合

○就労している母親の職種と勤務形態

就労している母親の職種は「パート・アルバイト」が44%で最も多く、次いで、「公務員、教育・医療・社会福祉関係職員」18%、「会社員」17%であった（図 I-18参照）。

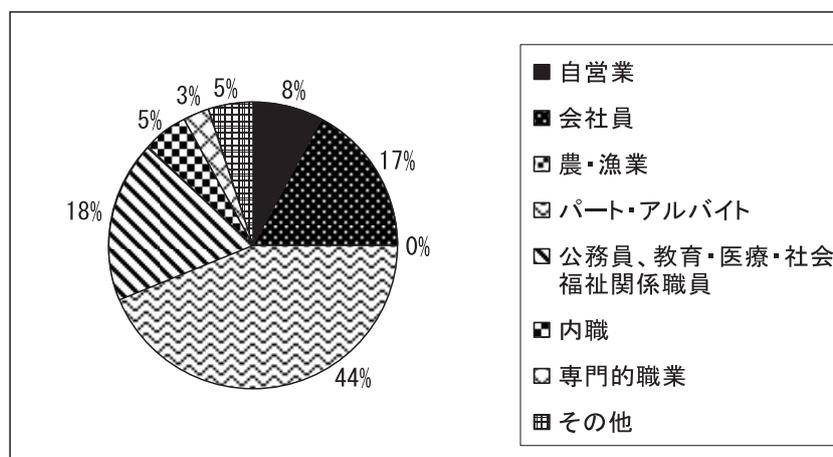


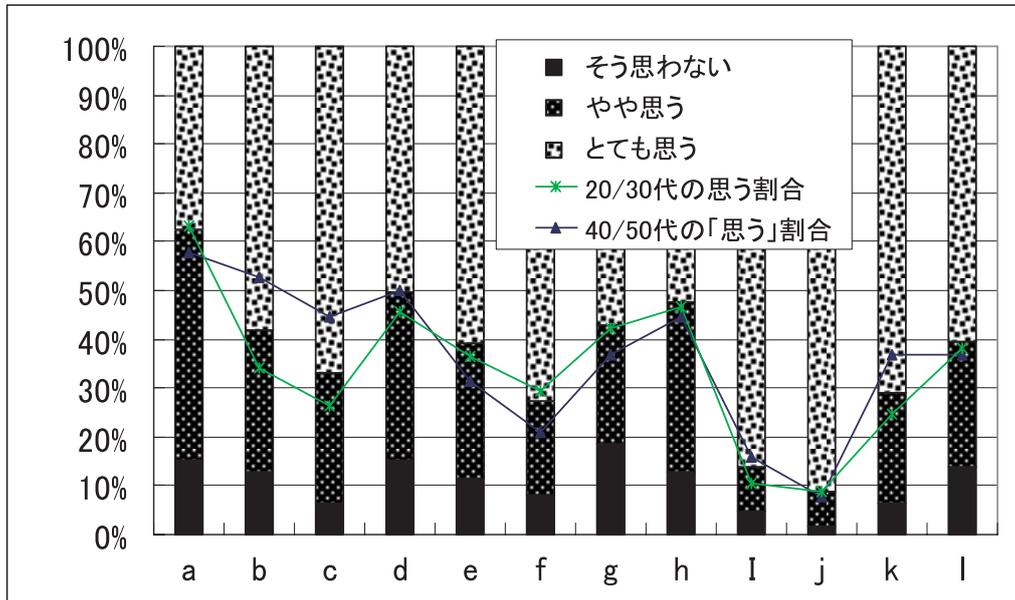
図 I-18 就労している母親の職種

また、勤務形態では、「夜間や短時間勤務等」の割合が56%と最も多く、「日勤の定時勤務」33%、「三交代制などの変則勤務」6%、であった。上記の結果とあわせると、就労している母親の多くは、短時間のパートやアルバイトをしていることが多いと思われる。

○就労している母親の仕事と子育てに対する気持ち

「仕事と子育てについての気持ち」についての質問を12項目設定し、「そう思う」「ややそう思う」「そう思わない」の3段階から回答を求めた。

仕事と子育てについて強く思っていることは「仕事がつくて身体が疲れる」「自分の働きに比べて賃金が安い」「家族と話し合う時間が少ない」等であった（図 I - 19 参照）。就労している母親は、仕事と子育てについて、身体的・物理的課題を多く感じていた。また、この気持ちは就労している母親の年齢によっても差がみられた（「小考察」参照）。



- a・仕事がつくてからだ疲れる
- b・望むときに休暇がとりにくい
- c・今の仕事は私を生かしていない
- d・自分の働きに比べて賃金が安い
- e・職場の人間関係に不満がある
- f・子育てについて話し合える同僚がいなくてさびしい
- g・子どもと接する時間が短く気になる
- h・家族と話し合う時間が少ない
- i・働いていることで家族に引け目を感じる
- j・私が働くことに、家族は反対である
- k・仕事をやめようかと迷っている
- l・仕事と子育ての両立に悩んでいる

図 I - 19 就労している母親の仕事と子育ての気持ち

○就労している母親の仕事に対するイメージ

就労している母親が仕事に対して抱いている5つのイメージについて、5段階評定でもっともよく当てはまるところに回答を求めた。仕事に対するイメージは、「やりがいがある」「楽しい」ものとして受けとめられていた（図 I - 20 参照）。

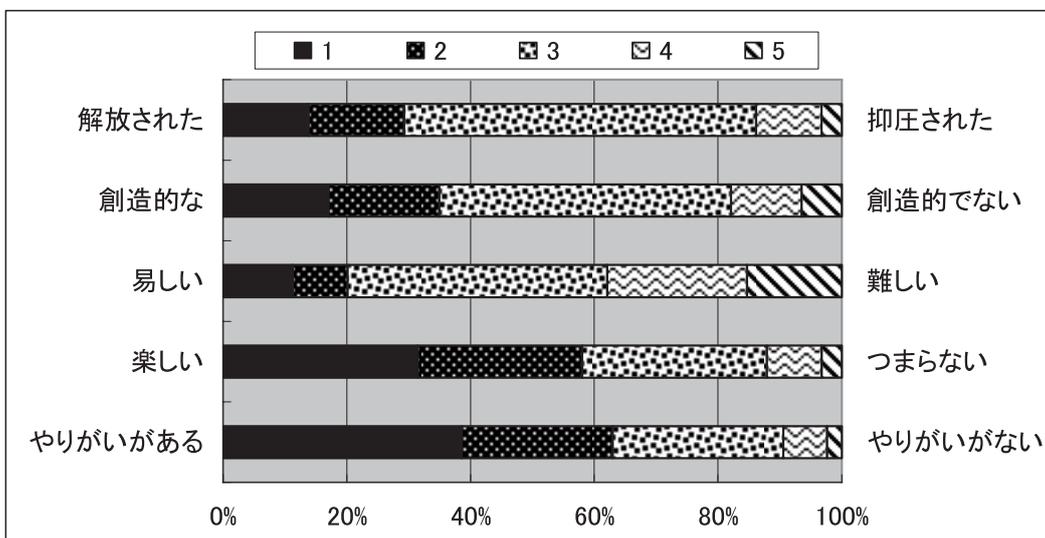


図 I - 20 就労している母親の仕事に対するイメージ

○就労していない母親の就労経験

上述したように、「あなたは現在働いていますか」という質問の回答のうち、母親が記入した回答を抽出し集計すると、「働いている」118件、「働いていない」240件、無回答9件であった。「働いていない」と回答した人には、以前に働いたことがあるかどうかを尋ね、さらに働いたことがある人には、仕事をやめた理由と、やめたことについての気持ちを尋ねた。

その結果、現在就労していない98%の母親が働いていたことがあり、仕事をやめた理由としては出産・育児のため（47%）、結婚のため（44%）であった（図 I - 21参照）。

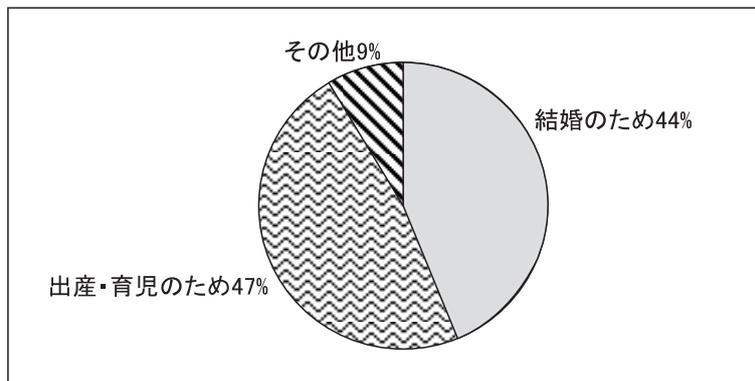
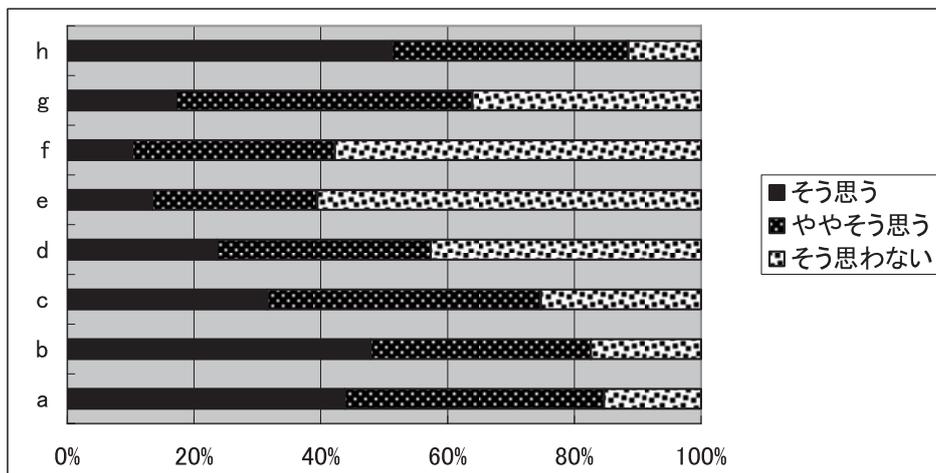


図 I - 21 仕事をやめた理由

そして仕事をやめたことについては、42%の人は残念ではないと思い、「少し残念」は41%であった。

○就労していない母親の仕事と子育てに対する気持ち

「あなた自身の気持ち」についての質問を8項目設定し、「そう思う」「ややそう思う」「そう思わない」の3段階から回答を求めた。就労していない母親は、「今は家事や育児に専念したい」「家族は私が家事や育児に専念することを望んでいる」と思っている人が80%以上いるが、その一方で「将来は働きたい」と思っている人も80%以上いた（図 I - 22参照）。



- a.今は家事や育児に専念したい
- b.家族は私が家事や育児に専念することを望んでいる
- c.家事・育児すべてをまかされるのは負担が大きすぎる
- d.働きたいが子どもの預け先がない
- e.子どもを保育所に預けることは心配できない
- f.働かないことで社会からとり残されているように思う
- g.子育てだけの生活には不満を感じる
- h.将来は働きたいと思う

図 I - 22 非就労の母親の仕事と子育てに対する気持ち

4. 小考察

ここでは、調査結果で、回答者が就労しているかどうかの違いによってその回答の傾向が異なっていたもの、地域によって回答が異なっていたものについて取り上げ、考察を加える。

1) 就労の有無による意識の違い

回答者が就労しているかどうかの違いによって回答の傾向が異なっていたのは、「子育ての困り感」と「生活全般に対する気持ち」であった。

○子育ての困り感（図 I-7参照）

回答を「就労している」群（127件）と、「就労していない」群（245件）の2群に分類し、項目ごとに「よくある」と「少しある」を合計し、その割合を比較した。

12の質問項目のうち、9項目で「就労していない」群の方が「よくある」「少しある」という回答が多かった。特に2群の差が大きかった項目は、以下の4項目である。

e : 我が子は育てにくい子だと感じて
d : 近所の人に子どもを比べられて
l : 子育てから離れて自由になれないと
i : 子どもの具合が悪いとき手助けしてもらえなくて

一方、「就労している」群の方が「よくある」「少しある」が多かったのは、以下の2項目のみであった。

a : 家族からもっと子どもの世話をするようにいわれて
j : 近所に子どもを遊ばせるところがなくて

この結果から、就労している保護者よりも、就労していない保護者の方が子育て中に悩みを感じることが多いと考えられる。

また、この項目の回答を、単親家庭を除いた347件について同居家族の有無に（「同居あり」：75件「同居なし」：272件）より検討すると以下のような結果であった。

12の質問項目中、9項目で「同居なし」群の方が「よくある」「少しある」という回答が多かった。同居の有無によって差が大きい項目は、以下のものである。

i : 子どもの具合が悪いとき手助けしてもらえなくて
f : 子どものために仕事や趣味を制約されて
e : 我が子は育てにくい子だと感じて
d : 近所の人に子どもを比べられて

一方、「同居あり」群が高かったのは、以下の3項目のみであった。

k：祖父母と子どものしつけの方針が合わなくて
h：祖父母に子どもをとられるように感じて
b：子どもを産んだ時期が適切だったかどうかと

この結果からは、同居家族のいない保護者の方が子育て中に悩みを感じる人が多いと考えられる。

これらの結果を総括すると、就労せず、しかも祖父母等の同居家族がいない保護者が子育ての悩みを多く感じ、就労して祖父母等と同居している保護者に子育ての悩みは少ないということが推測される。祖父母との間で子育てに関する考え方の違い等で悩みが生じることもあるが、全体的には、同居家族が多いことで子育てに関する相談相手や子育てに対応する手となって、保護者を支えていることが考えられる。したがって、環境的に考えると都市部の核家族の就労していない保護者に対する支援が大切になってくる。

○生活全般に対する気持ち（図 I - 12参照）

「あなたの生活全般において、最近、次のように思ったり感じたりすることがどれくらいありますか」について16項目の回答を、「就労している」群（127件）と、「就労していない」群（245件）の2群に分類し、項目ごとに「よくある」と「時々ある」を合計し、その割合を比較した。

16の質問項目中12項目で「就労していない」群の方が「よくある」「時々ある」という回答が多かった。「就労していない」群がより多く回答した項目は、以下のものである。

k：今の生活は同じことのくり返しばかりだと感じる
m：小さなことでイライラしてしまう
o：自分が世の中の動きから切り離されているように感じる
f：自分のやっていることが意味のあることなのか疑問に思う

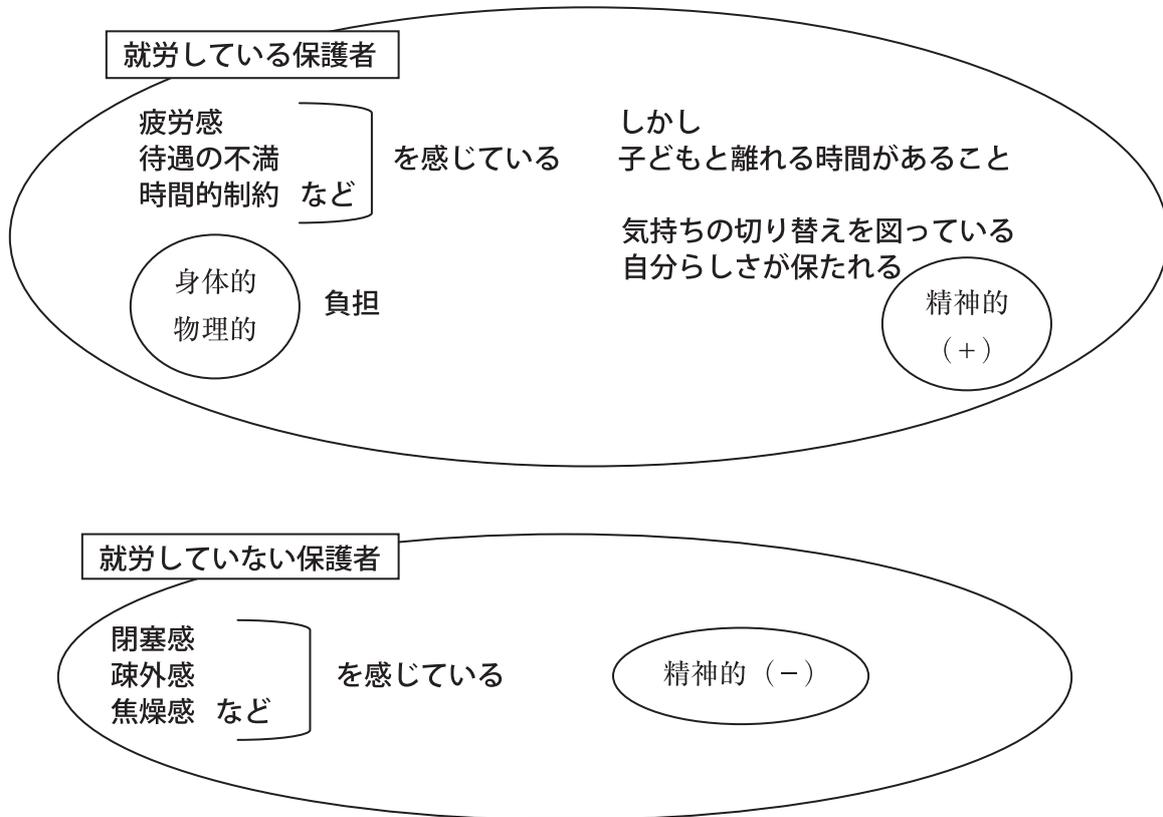
一方、「就労している」群の方が多かったものは、以下の1項目であった。

d：がんばりの割に生活が楽ではない

この結果からは、就労していない保護者の方が、生活全般に対する気持ちが、全体的にマイナスに感じていることが多いことが推察できる。就労している保護者は、家庭の生活以外にも過ごしている場があり、複数の立場を持って生活していることになる。そのため、生活全般に関する気持ちは、様々な要因によって影響され判断されるので、就労していない保護者に比べて、マイナスの感じが弱いと考えることができる。一方、就労していない保護者の生活の場は、家庭生活中心であることが多く、障害のある子どもと向き合わざるをえない時間が多くあることから、生活全般に対する気持ちが、マイナスに感じてしまうのではないだろうか。もちろん、このような生活全般への感じ方は、保護者のパーソナリティー、環境、子どもの障害、家族の協力の状況などにより、変わってくることも考えておく必要がある。

○まとめ

就労しているかどうかの違いによって「子育ての困り感」「生活全般に対する気持ち」に違いが見られ、整理すると、以下の図のようにまとめられる。



2) 就労している人の「仕事と子育てについての気持ち」の年代別比較 (図 I - 19参照)

就労している母親の「仕事と子育てについての気持ち」についての回答者を年代別に20・30代と40・50代に分けて、その傾向を分析した。年代による差が大きかったのは、以下の3項目であり、いずれの項目も40・50年代の保護者が思っている割合が多かった。

- b:望むときに休暇が取りにくい
- C:自分を生かせていない
- k:仕事をやめようかと迷っている

保護者の年齢が上がることは、育てている子どもの年齢も上がっていることが考えられる。子どもが成長するにつれて、子育てや家庭に関する課題よりも、仕事に関する課題を多く感じている傾向が見られた。これは、子どもの加齢に伴って、保護者は子どもに対する見方や考え方が安定すること、職場における役割が拡大していくこと等の要因が考えられる。したがって、就労している保護者の支援をすすめていく際には、保護者の子どもに対する考え方や、保護者の職場での役割や処遇等を加味した上で、支援方策を考えていく必要がある。

3) 地域による違い

地域により回答に差が見られたのは、「同居人数と近隣に住んでいる親族数」「養育者の外出」「住まい」「自家用車の保有」であった。これらの項目は、生活環境の違いである。

○養育者の外出（図 I - 11参照）

自分の楽しみや勉強のために外出する場合と冠婚葬祭等のために外出する場合を比較してみると、養育者の外出の目的による違いで差のある地域があった。自分の楽しみや勉強のために外出がしにくい地域は、同居人数が多いあるいは近隣に住んでいる親族数の多い地域であった。家族や周囲に対応できる人手があるにもかかわらず、外出の目的によって外出しにくくなる状況は、周囲の人の理解や意識についても考えていかななくてはならないことを示唆していると思われる。

子どもの実態や行動が周囲に理解され、受け入れられているならば、生活していく際のトラブルや保護者のストレスが少なくなると推測される。逆に、周囲の理解がないと保護者は周囲から孤立したり、孤独感を感じたりして、生活に対する不満やストレスが大きくなると思われる。このように考えてくると、親族等の周囲の人たちに対してだけでなく、地域に対して、障害に関する情報を伝えていくことが必要である。そして、支援のシステムを考えていく上では、障害に理解のある地域における保護者支援のスタイルと障害の理解が十分でない地域の保護者支援のスタイルを分けて考えていく必要がある。

4) まとめ

本調査の結果全体をまとめると、障害のある子どもを養育している保護者の多くは、小さなことにイライラしたり、日々の生活から解放されたいという気持ちを日常的に持っていたりしている一方、生活に頑張り甲斐や楽しさも感じている。そして、就労している保護者よりも、就労していない保護者の方が子育てに関する悩みを感じるが多かった。

子育ての悩みとしては大きく3つの内容に整理できた。一つは、「子育てから解放されない」「自分の時間が持ちにくい」という『保護者自身の生活スタイル』に関するものである。二つ目は、「育てにくさ」や「遊び場のないこと」など『子どもに関わる際の課題』である。三つ目は「話し相手のなさ」「保護者自身に対する支援のなさ」などの『孤立感や孤独感』に関するものである。

これらのことをふまえて支援を考えると、まず、保護者一人ひとりのライフスタイルの尊重した支援の方策を考えていかななくてはならないことである。育児や障害に関する知識や方法の提供だけではなく、レスパイトや障害児保育など保護者自身に時間的なゆとりができるようなサービスの拡充も必要である。育児サークル等を紹介するなど、地域で気軽に話し合える場を設定することも必要になってくる。

また、就労の有無や同居家族の有無によっても悩みの内容が異なり、「障害のある子どもの保護者」としてひとくくりにできない状況が明らかになった。したがって、保護者のライフスタイルに関する情報収集が重要であり、さらには、保護者が生活している地域が都市部なのか郡部なのかによっても状況がちがうことを押さえた保護者支援の方策を考えていくことが重要だと考える。

最後に、調査結果では、もっとも頼りになる相談相手に「先生」や「専門家」をあげた回答は少なかったことを考えると、「先生」「専門家」が保護者の信頼を得るため、我々はより一層の努力が

必要である。

<文献>

- ・ 諏訪きぬ・戸田有一・堀内かおる「母親の育児ストレスと保育サポート」川島書店，1998.
- ・ 中村敬「地域における子育て支援ネットワーク構築に関する研究」厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）平成13年度研究報告書，2002.
- ・ 藤本文朗・黒田学「障害児と家族のノーマライゼーション」群青社，1999.

調査研究Ⅱ 「障害乳幼児を抱えて就労している 保護者へのインタビュー調査」

1. 調査の目的

障害のある子を養育している保護者はこれまで、好むと好まざるとに関わらず、障害児を中心とした生活を余儀なくされてきたように思われる。しかし、最近の社会の風潮では、障害のある子どもを養育しているからという理由で就労をしないという選択は少なく、障害のある子どもを養育しながら就労している保護者が増えてきている。一方、支援体制は地域によって異なり、利用できる機関やサービスにも違いがあるのが現状である。

そこで、本調査では就労しながら障害児を養育している保護者を対象とし、生活の実状や心情についてインタビューすることで、就労しながら障害児を養育している保護者が必要としている支援には、どのようなものがあるのかを明らかにすることが本調査の目的である。

2. 調査方法等

1) 調査対象・期間

北海道旭川市・福島県いわき市・群馬県藤岡市・横浜市・富山県黒部市・静岡県沼津市・山口県山口市・福岡県古賀市の8地域で障害児関係機関に所属する職員の紹介でインタビューに協力可能な12歳以下の障害児を養育しながら就労している保護者66名を対象とした。

調査期間は、平成16年8月から平成17年6月までであった。

2) 調査方法

研究の趣旨を十分理解している3人の研究者が、個別に半構成的なインタビューを行った。インタビューに要した時間は1時間から1時間半程度であり、対象者の了解を得て、応答を録音し、調査後に整理した。

3) 調査内容

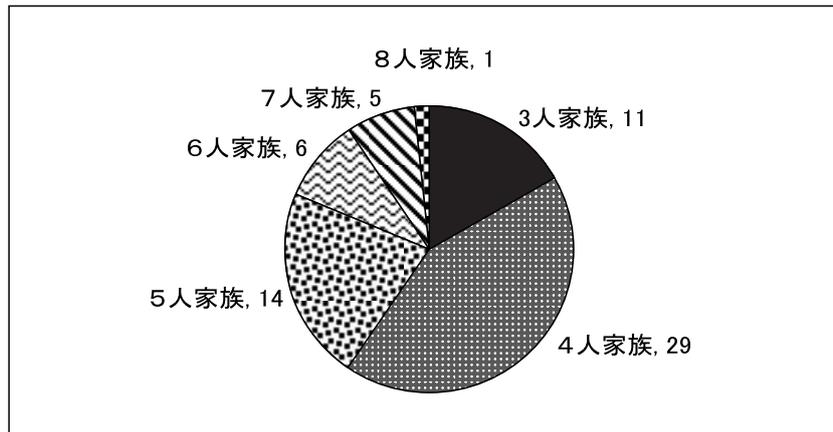
養育者へのインタビュー調査では、次の5項目を軸にして聞くこととした。①家族の状況(家族構成と年代・父親の協力)、②子どもの実態(子どもの障害)、③就労の実態(雇用形態・職業・勤務時間・収入・仕事の継続)、④仕事に対する思い(仕事を続ける上での不安や不満・大変だったこと・良かったこと・仕事をするためのイメージ)、⑤仕事を続ける上で必要だと思われる支援等である。

3. 結果の概要

1) 家族の状況

○同居している人数

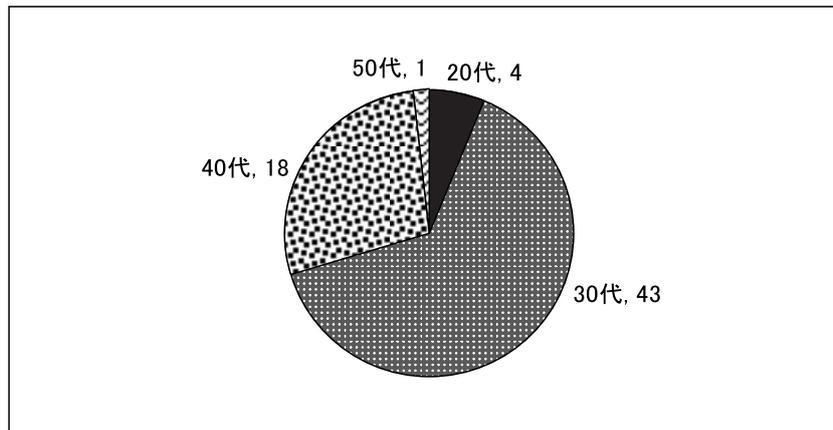
4人家族が29件(44%)で最も多く、次いで5人家族14件(21%)であった(図Ⅱ-1)。



図Ⅱ－1 同居人数

○母親の年代

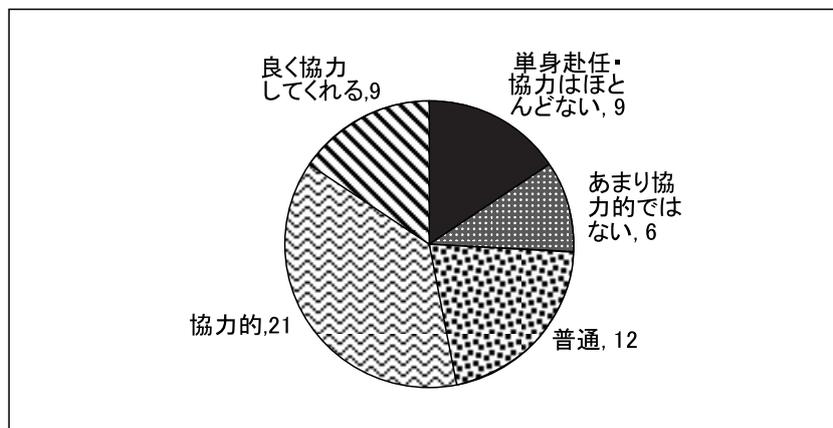
子どもの年齢を12歳以下としたため、30代の母親が43件（65%）と半数以上を占め、40代18件（27%）であった（図Ⅱ－2）。



図Ⅱ－2 母親の年代

○父親の協力

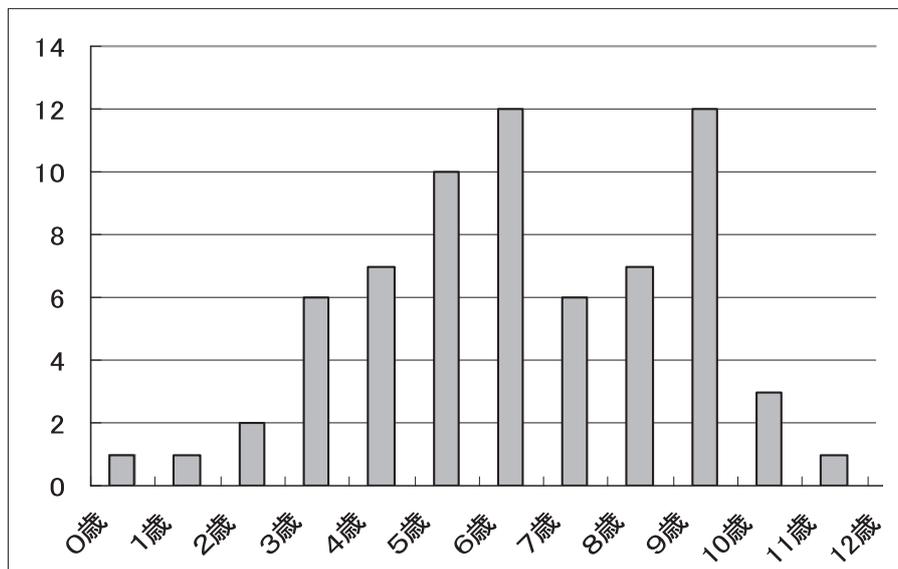
父親の協力についての回答内容を、一人親家庭の9件を除く57件について「協力はほとんどない」から「とても良く協力する」の5段階に分けて集計した。その結果「とても良く協力してくれる」「協力的である」を合わせると30件であり、約53%の父親が協力的であることがわかった（図Ⅱ－3）。



図Ⅱ－3 父親の協力

2) 子どもの実態

障害のある子どもの年齢は0歳から12歳までであり、年齢別の人数は図Ⅱ-4に示すとおりである。その障害は、知的障害（18名）、肢体不自由（17名）、発達障害（27名）等であった（表Ⅱ-1参照）。なお、複数の障害児を育てている家庭があり、障害のある子どもの総数は、69名であった。



図Ⅱ-4 子どもの年齢

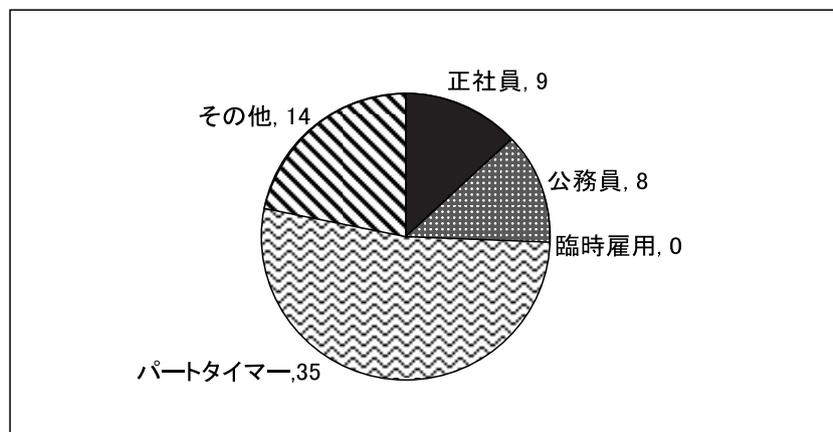
表Ⅱ-1 障害種別内訳

障害種	人数
聴覚障害	4
知的障害	18
肢体不自由	17
発達障害	27
重複障害	3
合計	69

3) 就労の実態

○雇用形態

雇用形態は、パートタイマーが35件（53%）で半数以上であった。「その他」には、自営業や内職等が含まれている（図Ⅱ-5）。



図Ⅱ-5 雇用形態

○職業

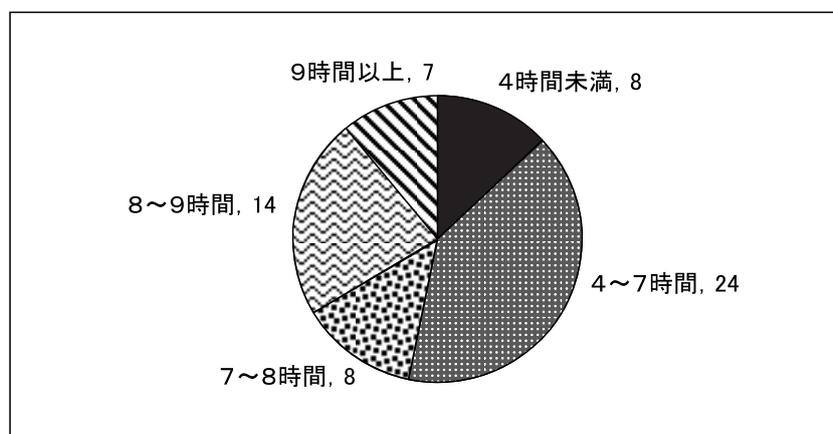
国勢調査等で使用する職業分類を使用し、仕事の内容についての回答を求めた。保育士・教員等の専門的・技術的職業に就いている人が18名（27%）で、対象者の中で最も多く、次いで事務員が9名（14%）、店員、飲食店がそれぞれ7名（11%）であった（表Ⅱ-2）。

表Ⅱ-2

職業	人数
1 事務	9
2 店員	7
3 営業等	4
4 農・林・水産業	0
5 運輸通信	0
6 製造・建築	6
7 工員作業員	2
8 理容・美容	1
9 飲食店	7
10 専門職	18
11 管理的職業	2
12 その他	9
合計	65

○勤務時間

1日の勤務時間が4～7時間の人が最も多く24名（36%）であった。次いで8～9時間の人が14名（21%）である（図Ⅱ-6）。1日に7時間以上働いている人は29名であり、全体の44%を占めている。専門的・技術的職業に就いている人が対象者の中に多かったことが影響していると思われる。



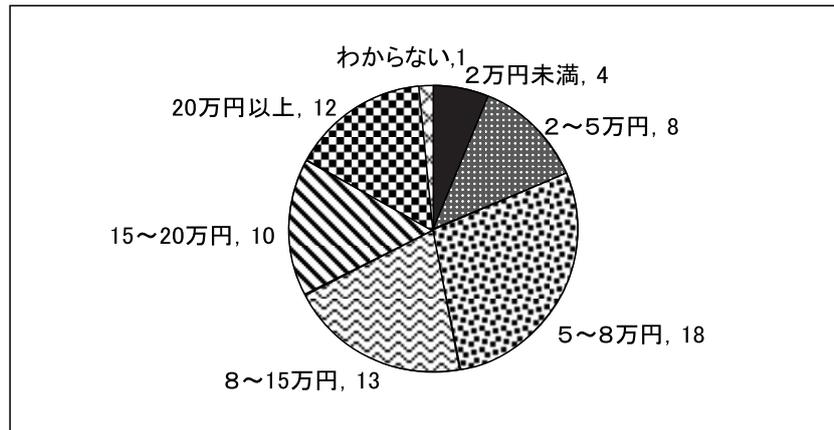
図Ⅱ-6 勤務時間

○収入

仕事から得られる月平均の収入について「2万円未満」「2～5万円未満」「5～8万円未満」「8～15万円未満」「15～20万円未満」「20万円以上」「分からない」の中から、選択して回答を求めた。

その結果、「5～8万円未満」が18件で最も多く、次いで「8～15万円未満」13件、「20万円以上」12件、「15～20万円未満」10件であった（図Ⅱ－7）。

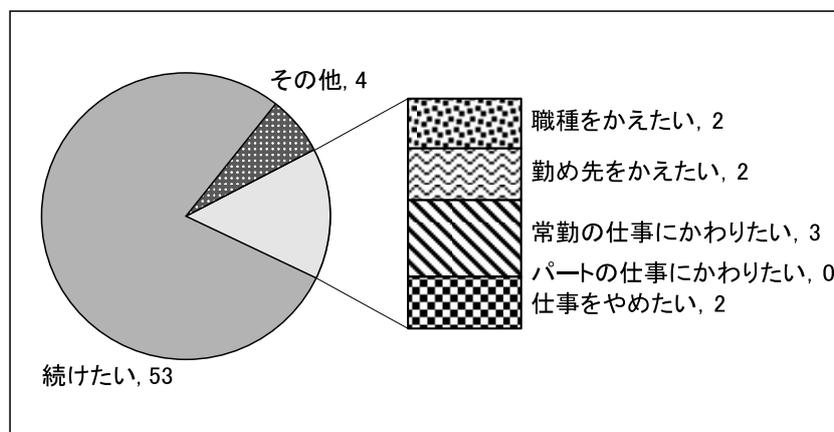
なお、ひとり親家庭9件の月収は「5～8万円未満」1件、「8～15万円未満」5件、「15～20万円未満」3件であった。9件のうち、8件が祖父母との同居、もしくは祖父母の近隣で生活しているという実態であった。



図Ⅱ－7 平均の月収額

○仕事の継続

「これから先も今の仕事を続けますか」という問いに対して、今の仕事を続けたいと思っている回答者は53件（80%）であった。多くの人は現状を維持したいと考えており、新たな職場の開拓については、時間的・精神的ゆとりのなさを口にしてきた。パートから常勤の仕事に変わりたいと思っている人は3名、職種や勤め先をかえたいと考えている人もいる一方で、仕事をやめたいと考えている人も2名いた（図Ⅱ－8）。



図Ⅱ－8 仕事の継続

4) 仕事を続けてきて大変だったこと

「これまで仕事を続けてきて、大変だったことはどんなことですか」に対する回答は、86件あった。この回答で同様の内容を示しているもの同士を集めると12の小グループができた。この小グループで類似したものを集め、5つのまとまりに整理した（表Ⅱ-3）。以下に5つのまとまりについての詳細を示す。

表Ⅱ-3 仕事を続けてきて大変だったこと

①仕事と育児の両立が大変	
預け先探しや預け先での問題	10
疲れる・余裕がない	10
土日・長期休みの対応	6
送迎が負担	3
②仕事そのものが大変	
休みがとりにくい	10
仕事上の問題・苦勞	10
③仕事と療育等の両立が大変	
休まざるを得ないことが多い	9
療育に通いにくい	6
④子どもや家族が大変	
子どもへの負担	8
祖父母への負担	3
きょうだいへの負担	3
⑤大変ではない	
大変ではない	8

①子育てをしていくことと仕事との両立が大変

このまとまりは、「預け先探しや預け先での課題」「疲れる・余裕がない」「土日・長期休みの対応」「送迎が負担」の4グループから成っている。これらは仕事と育児の両立の大変さが回答（合計29件、34%）された。以下の回答例のように、子どもに障害があるがゆえの問題が多数見られた。

『安全上の理由で学童（保育）を断られた』

『子どもの食事に1時間かかる。寝る時もだっこ』

『仕事をして疲れている時に、子どもの様子をいろいろ言われると嫌になった』

『土曜日に保育をお願いしようとしても園長に嫌な顔をされた』

『その日その日、いっぱいいっぱい大変だと思うゆとりがなかった』

②仕事そのものが大変

このまとまりは、「休みがとりにくい」「仕事上の問題・苦勞」であり、仕事や職場環境の問題が回答された（合計20件、23%）。これらは障害の有無に関係なく回答される内容が多かったが、子どもに障害がある為に休暇を取らざるを得ない状況なのに、休暇が取りにくいという職場環境を訴える回答も見られた。

『学校全体の行事と特殊学級の行事があるし、子どもがトラブルを起こしたときの対応で休暇のやりくりが大変』

『休みはとれるけど言い出しにくい。「え～～！」という反応の人もある』

③仕事と療育等とを両立させることが大変

親子通園や通級、通院のため、仕事を「休まざるを得ないことが多い」、あるいはその反対に、仕事のため「療育や指導に通いにくい」という回答（合計15件、17%）が見られた。

『通園に通っているが（仕事の）休みが取れない時は（通園を）お休みするしかない』

『（自営で）スタッフが休むと人手が足りなくなり通級を休ませなくてはならなかった』

④子どもや家族が大変

このまとまりでは、保育園、療育、通院と多数の機関に通う「障害のある子どもへの負担」や送迎等を担う「祖父母への負担」、長期休み等に長時間障害のある子どもと過ごすことになる「きょうだいへの負担」を心配する回答（合計14件、16%）が見られた。

『開業して2年間は忙しく子どもにしわ寄せがってしまった』

『（子どもの）迎えを祖母に頼まざるを得ない。祖父母が元気だからいいけれど・・・』

⑤大変なことはない

大変さを示す内容を回答しなかった保護者が8名いた。これは回答者の12%である。

『祖父母の協力もあり、あまり大変という感じはない』 『職場の人が理解してくれている』

5) 仕事を続けてきてよかったこと

「これまで仕事を続けてきて、よかったことはどんなことですか」に対する回答は138件あった。これを、「4) 仕事を続けてきて大変だったこと」と同様に整理すると12グループに分けられ、4つのまとまりに整理した（表Ⅱ-4）。なお、「仕事を続けてきてよかったことはない」という内容の回答をした保護者は1人もいなかった。以下に4つのまとまりの詳細を示す。

表Ⅱ-4 仕事を続けてきて良かったこと

①一人として過ごす時間がある	
気持ちが切り替えられる	24
子どもと離れられる	15
自分の時間が持てる	10
子育て以外の自分がある	3
②社会の一員でいられる	
いろいろな人と出会える	19
誰かと話ができる	13
視野（世界）が広がる	11
情報が入手できる	10
③前向きに生きられる	

前向きに生きる	10
生活にメリハリ	6
生きがい	4
④収入がある	
収入がある	13

①親ではない時間を過ごせる

このまとまりは、親ではない時間を過ごせる回答の内容である。「気持ちが切り替えられる」がこの設問への回答としてもっとも多く、「子どもから離れられる」「自分の時間が持てる」「子育て以外の自分がある」という回答も見られた（合計52件、38%）。これらは育児から離れ、親ではなく、一個人として過ごす時間の大切さを示す内容である。以下の回答例のように子どもから離れ、気持ちを切り替えることが、結果的に子どもと向きあう意欲につながるという内容の回答が多数見られた。

『仕事をしていると子どもから離れられる。自分の時間を持ち、気分転換できる。そうすると子どもと接する喜びが大きい』

『子どものことだけを考えて落ち込んでいた時期を断ち切るのに、仕事はとても良かった』

『母でもなく、妻でもなく、「違う自分」がある』

『一人になる時間がある。10年以上なかった』

②社会の一員でいられる

このまとまりは、社会の一員というキーワードでくくられるものである。「いろいろな人と出会う」「誰かと話ができる」「視野（世界が）広がる」「情報が入手できる」には、家庭から出て仕事をし、様々な人と接し、社会の一員であることを実感することの良さが回答された（合計53件、38%）。

『職場の人との取りとめのない話に勉強させられることが多い。情報の幅と視野が広がる』

『保育士は笑う仕事。それで救われた。仲間にも恵まれた。何でも話せる』

『障害児の親以外とかかわることができる。障害児の親ばかりだとお互いのブルーが乗り移る』

③前向きに生きられる

このまとまりは、積極的に生きていくという内容でくくられるものである。「前向きに生きる」「生活にメリハリ」「生きがい」は、仕事をしているからこそ、悲観的にならず、前向きに生きられるという内容の回答であった（合計20件、14%）。

『家にいると塞ぎがちになるが、外に出ているのでつまらないことを考えず前向きに進める』

『仕事をしないとただただ、メリハリがなくなる。仕事しないのもいいなと思うが続くとダメ』

④収入がある

「収入」に関する回答は13件（9%）であった。

『仕事をすれば、収入がある』

『収入があるので子どもに何かしてあげられる』

6) 仕事のイメージ

「仕事をするに対するイメージを教えてください」と尋ね、回答しにくい場合は、「働くことの意味はどのようなことだと思いますか」と尋ねた。回答は111件あり、これを「4) 仕事を続けてきて大変だったこと」と同様な手順で整理した。その結果、9グループに分けられ、5つの大きなまとまりに整理した(表Ⅱ-5)。以下に5つのまとまりの詳細を示す。

表Ⅱ-5 仕事のイメージ

①自分に不可欠なもの	
自立する・自己実現	19
働くのは当然・働くのが好き	9
生きがい	8
専業主婦は嫌	4
②社会の一員であること	
人とかかわる	13
社会の一員である	12
③生活のため	
生活のため・生活に余裕を持つ	19
④リフレッシュ	
リフレッシュ・ストレス解消	13
⑤その他	
子どもに働く姿を見せたい	5
その他	9

①自分に不可欠なもの

このまとまりには「自立する・自己実現」「働くのは当然・働くのが好き」「生きがい」「専業主婦は嫌」が含まれ、いずれも、仕事は自分に不可欠なものであるとする内容の回答であった(合計40件、36%)。

『いろいろな仕事をして技術を身につけたい。どこでも働けるようにしたい』

『仕事をしなければならない訳ではない、でも、仕事をしていない自分は想像できない』

『仕事をする事で自分が自分でいられる』

『結婚する前から専業主婦は嫌だと思っていた』

また、以下のように仕事と育児との関係について言及したものも多かった。

『仕事をしている中での子育てだと思う』

『母として、妻としての部分は大切にしたい。その上での仕事だと思う』

上記2回答は対照的だが、どちらも、保護者が育児と仕事のバランスを常に意識しながら生活していることを示していると言えるであろう。

②社会の一員であること

このまとまりは、社会との接点があるという内容でくくられるものである。「人とかかわる」「社会の一員である」には、様々な人と接することや社会に出て行くことの大切さを示す内容が回答された(合計25件、23%)。

『人と接するのが自分の得意科目』

『社会的身分を持ち社会に通用する自分でいたい』

③生活のため

「生活のため・生活に余裕を持つ」は経済的なイメージの回答である（19件、17%）。

『将来の子どものためにお金を貯めておきたい』

また、以下の例のように「生活のため」等を即答した後、別内容の回答もする保護者も見られた。

『かせぐこと！…うーん、結局自分の為かな』

④リフレッシュ

「リフレッシュ・ストレス解消」という回答は13件（12%）であった。

『ストレスが発散できる』『外に出て違う空気吸って』

7) 保護者の求める支援・制度

「仕事を続ける上で必要だと思われる公的支援・制度は何ですか」に対する回答は、138件あった。この回答で同様の内容を示しているもの同士を集めると10の小グループができた。一人の保護者が求めている支援・制度についての回答は、「特になし」と回答した7人を除き、ほとんどの回答者が2つ以上のグループに渡って回答していた。この小グループは、「特になし」を含め大きく4つにまとめられた（表Ⅱ-6）。以下に4つのまとまりの詳細を示す。

表Ⅱ-6 保護者の求める支援・制度

①在籍機関・専門機関等についての要望	
送迎	19
受け入れ機関等の確保	35
専門機関の充実	25
学校での障害理解と支援	16
②行政サービス等についての要望	
福祉情報の提供	12
制度の見直し	17
③保護者自身の生きやすさについての要望	
職場環境等の改善	3
息抜きの場の確保	3
④その他	
特になし	7
その他	1

①在籍機関・専門機関についての要望

「送迎」「受け入れ機関等の確保」「専門機関の充実」「学校での障害理解と支援」は、それぞれの機関における対応内容の充実や拡大を求めている内容の回答であった（合計95件、69%）。

『スクールバスを出してほしい』

『学童保育でも障害児を受け入れてほしい』『病気の時も見てもらえるところがあるとよい』

『障害のことを分かってくれる人が相談にのってほしい』『専門機関があまりない』
『普通級の先生に障害児の対応を指導するような制度が必要』

②行政サービス等についての要望

行政サービス等についての要望として、「福祉情報の提供」「制度見直し」がまとめられた。これは、情報の分かりやすい提示や手続きの簡素化、示されている制度を有利に活用したいための要望等の回答であった（合計29件、21%）。

『情報をきちんと整理して提供してもらえることが必要』『公的機関の手続きの簡素化と窓口開設時間の延長』

『子どもの状態によらず、支援費の額を公平にしてほしい』『ガイドヘルパーの送迎許容範囲を広くしてほしい』

③保護者自身の生きやすさについての要望

このまとめりは「職場環境等の改善」「息抜きの場の確保」が含まれ、保護者自身がより良く生活していくために求めている内容の回答であった（合計6件、4%）。

『会社を休むことに理解をしてほしい』

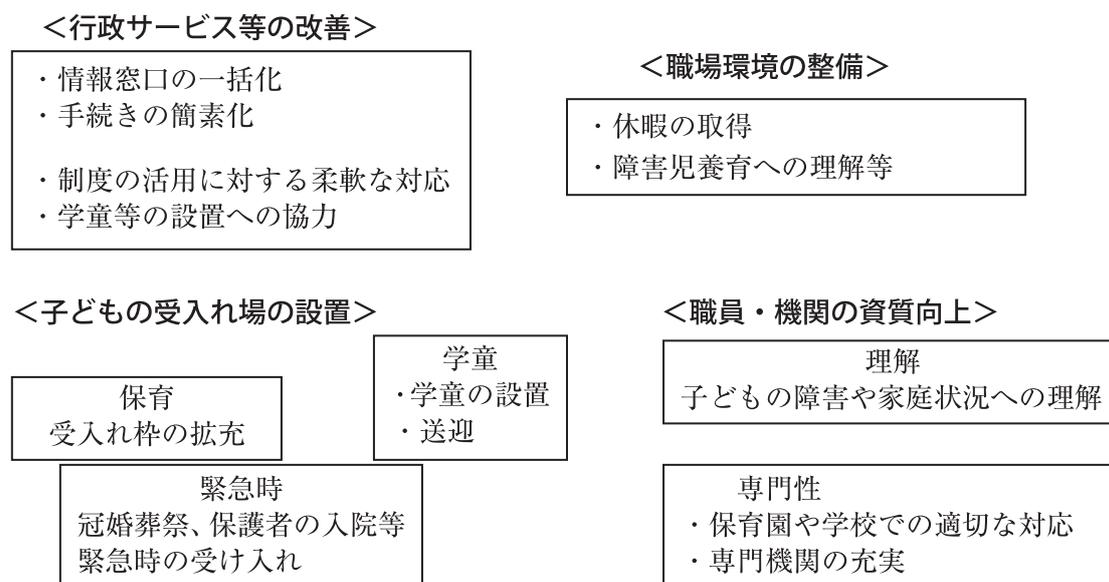
『親が息抜きのできる場やシステムがあるといい』

4. 小考察

ここでは、調査結果から読みとれる子どもの年齢の違いによる保護者の要望と、仕事を続けていく上で求められるものについて、考察を加える。

1) 保護者の要望と子どもの年齢による違い

保護者の要望は、「7）保護者の求める支援・制度」をもとにすると、「行政サービス等の改善」「子どもの受け入れ場の設置」「職場環境の整備」「職員・機関の資質向上」の大きく4つが考えられる。4つの内容について、図Ⅱ-9に整理した。



図Ⅱ-9 保護者の要望

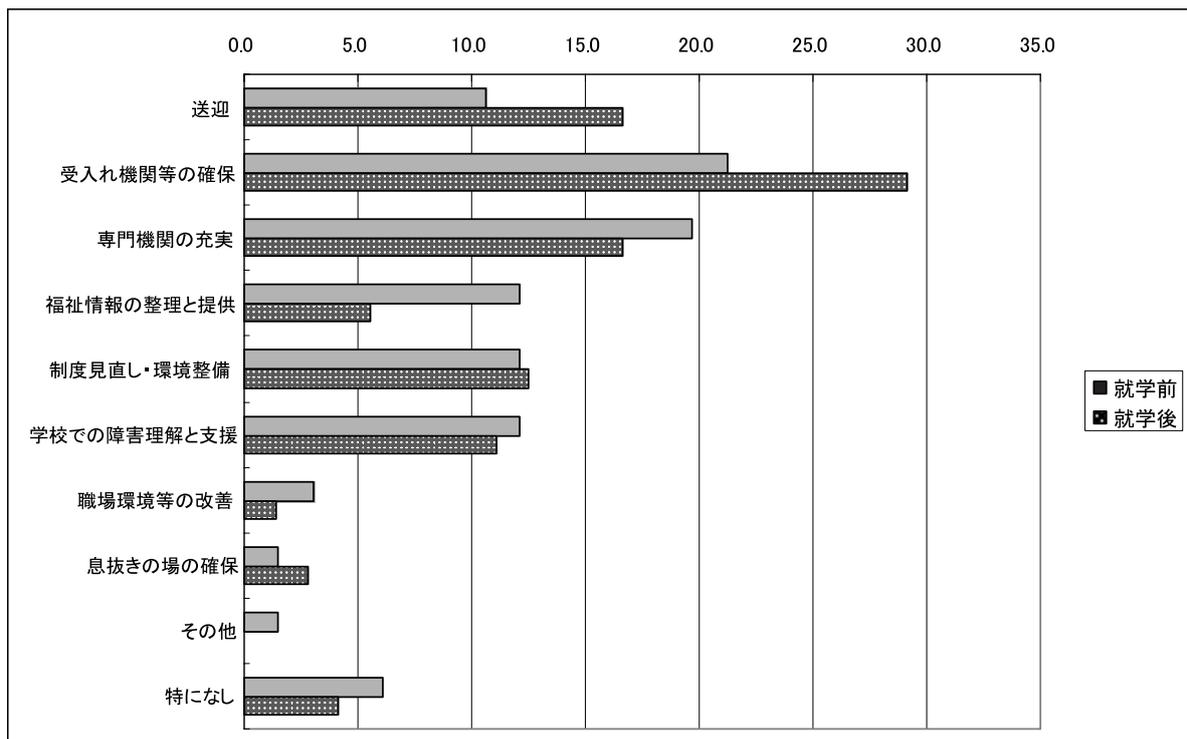
「7）保護者の求める支援・制度」の回答を子どもの就学前後による違いで整理すると（図Ⅱ-10参照）、未就学児の保護者の要望は66件、就学児の保護者の要望は72件であった。

就業中および保育時間外に子どもを預けることのできる場の設置や、緊急時の受入れについて支援の充実を求める声は、就学前後の違いに差はなく、両者ともに最も多い要望であった。

就学前の子どもを持つ保護者は、『手帳を持っていてもどうサービスが受けられるかわからない。市役所等で分かりやすく説明して欲しい』『行政は制度のことを聞くまで教えてくれない。色々な手続きの仕方をまとめて説明して欲しい。足を運ぶ場が多すぎる』というような「福祉に関する情報提供や手続きの簡素化」を求めることが多く見られた。

一方、就学後の子どもを持つ保護者は、『放課後預けられるところを増やして欲しい。現在は4箇所を日替わりで利用している』『学童にもっと予算をつけて障害児でも通えるようにしてほしい』『ショートステイをお願いしたりするが、予定を立てて行わなくてはならず、時間制限もある、曜日を選べない』というような「受入れ場の確保」や『支援費制度の利用範囲が限られていて必要なことに使えない』というように「送迎」を求める声が多かった。

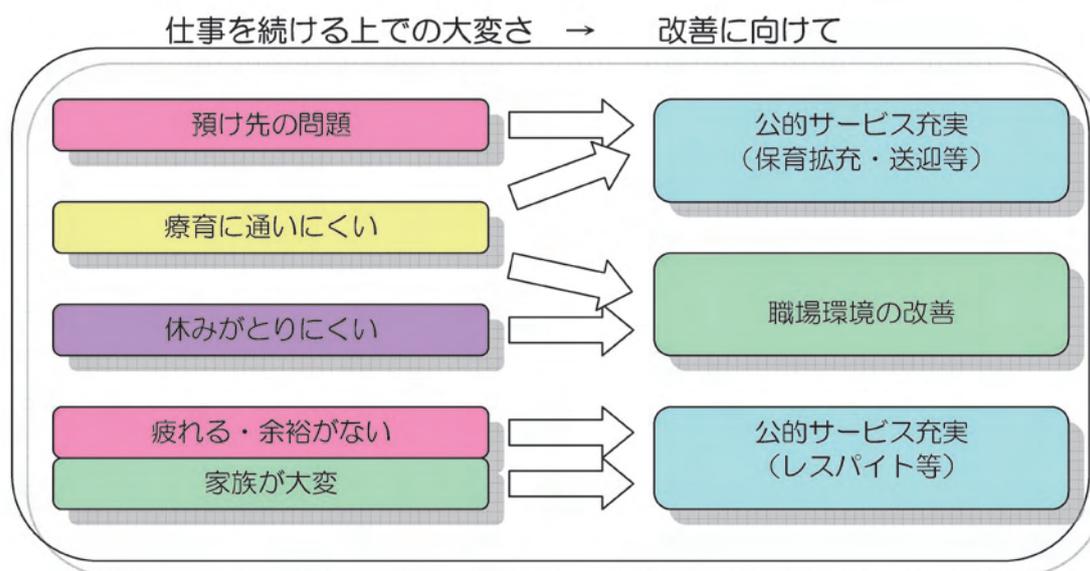
つまり就学前の子どもを持つ保護者は、我が子に障害があることが分かり、はじめて障害に対応する様々な制度と直面するのである。そのため、福祉に関する情報は把握しておらず、これに関する情報を欲していたり、その手続きの煩雑さを感じたりしている。障害がわかり、動揺している保護者にさらに煩雑な内容の説明をしたり、手続きを求めたりすることは避けたいものである。また、就学している子どもの保護者は、放課後の対応に苦慮している。就学前は、保育所を利用することができ、そこでは長時間の保育も可能である。しかし、学校に入ると、一律の決まりが優先され、個々の都合が配慮されることはほとんどない。インタビューしたある保護者は、子どものためには聾学校の幼稚部に通うことがベストだが、そうすると毎日学校に行かなくてはならないので、仕事は辞めなくてはならない、と悩んでいた。一人親の家庭であり、経済的なことも考えると、聾学校の幼稚部への入学を決断しきれずにいる様子であった。教育界では融通をきかせる幅が狭いように感じる。このような状況にいる保護者に必要な支援は、送迎も含め放課後（時間外）の過ごす場の確保であろう。NPO法人で活動している地域もあるが、まだまだ数は足りないのが現状である。これらの施設をどのように設置していくのが、大きな課題である。



図Ⅱ-10 子どもの年齢別にみた保護者の要望の比較

2) 仕事の継続と要望

「仕事を続けてきて大変だったこと」「仕事を続けてきて良かったこと」「仕事のイメージ」「保護者の求める支援・制度」のそれぞれの回答を通してみると、共通している点が多く示されている。「仕事を続けてきて大変だったこと」と「保護者の求める支援・制度」では、共通している内容が多い。これは、大変だったことを受けて、要望が生まれてくるのであり、その点で共通項が出てくることは当然の結果と考えられる（図Ⅱ-11）。



図Ⅱ-11 仕事を続ける上での大変さから生じる要望

育児をしながら仕事を続けていくことそれだけでも様々な苦労があると考えられ、ましてや障害のある子どもを養育しているのであれば、通院や訓練など、健常の子ども以上に多くの課題を抱えていると考えられる。その支援のためには、障害児保育や学童保育の拡充、療育を行う際の送迎、レスパイト、情報の提供、福祉制度等を利用する際の手続きの簡素化等、公的サービスの充実が、まず求められている。また、休暇の取得や障害児養育への理解等の保護者が勤めている職場環境を改善することも求められている。これらは、保護者自身の生活のしやすさと関連している。

また、行政機関や職場に対して要望が出されているだけではなく、学校や関係機関職員の資質の向上も求められている。これは、子どもへの対応に対するの要望であり、我々担当者もさらに精進をしていくことが求められているのである。回答者からは、「安心できる場所／機関」「信頼できる場所／機関」ということばが多く発せられていた。このことは、上述した担当職員の資質向上とも関連する内容である。相談場所や福祉機関を数多く設置すればよいということではない。機関の対応内容が充実してこそ安心できる、信頼できるものとなるのである。箱ものだけではない内容の充実を考えていきたい。

また、「仕事を続けてきて良かったこと」と「仕事のイメージ」では、共通している内容が多かった。回答者全員が、仕事を続けてきたよさを語った。そして、仕事のイメージに関する回答はすべてプラス内容のものであった。それらの内容は「親ではない時間」、「自己実現」「社会の一員」、「前向きに生きる」、「リフレッシュ」等であった。多くの回答者は、仕事と育児のバランスを常に意識

していたが、仕事でリフレッシュして子どもと向きあえる、などと語り、仕事と育児を対立するものとは捉えていなかった。これらの結果は調査Ⅰの結果と同様である。

3) まとめ

障害児を養育しながら仕事を続けていく中で、生活しにくさを生じさせる要因は数多くある。インタビュー調査の結果からは、就労しながら障害児を養育している保護者が必要としている支援には、公的サービスの充実（障害児保育・学童保育の拡充、療育の送迎、レスパイト等）、職場環境の改善（休暇の取得、障害児養育への理解等）、子どもの受入れ場の設置（受学童等のけ容れ枠の拡大、送迎、緊急時の対応等）、職員・機関の資質向上（障害に対する理解、専門性の向上等）等があることが分かった。

どのような経緯で就労に至っているのか、就労を続けているのかは、人によってそれぞれ異なり、その詳細をインタビュー調査の中で十分に聞き取れない状況もあった。たとえ聞き取れたとしても、類型化をしたり、分類したりすることはかなり難しい課題である。本人の価値観、人生観、子どもに対する教育観、子どもの年齢、そして地域や周囲の人との関係など、様々な側面からの影響を受けながら人はそれぞれに生活しているのである。安易なまとめは避けたいが、インタビュー調査を行った中で、保護者にとっては仕事をしていることが、その人の生活を生き生きとさせていくことにつながっていると言うことを実感した。

研究の考察

障害児を抱えて就労している保護者に対する支援

小林 倫代・久保山 茂樹・伊藤 由美

1. 地域の特色をいかす視点

「障害乳幼児を抱えて就労している保護者に対する地域の特色を生かした教育的サポート」というテーマで、研究協力者が所属している機関の所在地域（8地域）でアンケート調査とインタビュー調査の二つの調査を行った。

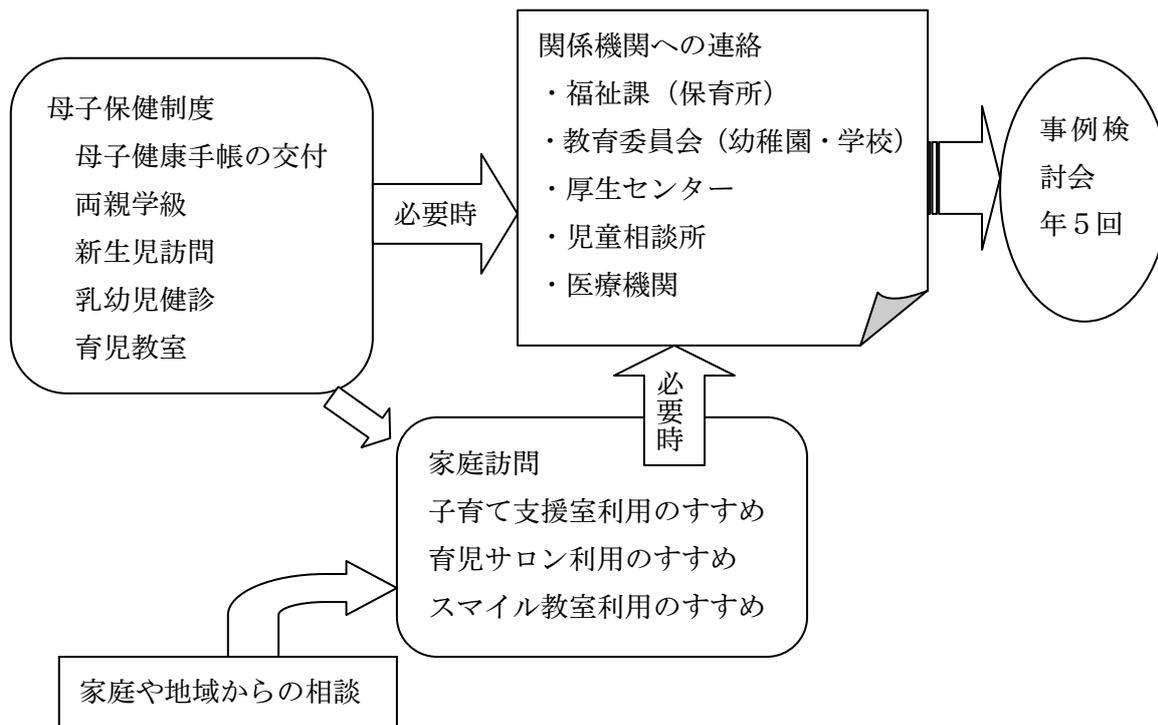
アンケート調査の結果からは、地域による特性が見られたが、インタビュー調査の結果からは地域の特性と密接に関係している内容は明確にはならなかった。このことは、地域状況が整備されていても、未整備であっても、その如何に関わらず、保護者はさらに、よりよい状況を求めているということが考えられる。明らかに差の見られる地域の特性は、同居家族の有無や交通の便といった生活スタイル及び環境の違いであった。この点を踏まえて、地域の特色を生かしたサポートを考えていく必要がある。

インタビュー調査と併せ、その地域（8地域）の早期支援システムについても情報を集めた。この8地域のシステムを整理すると、大きく3つのタイプに整理できると考えられる。一つ目は、母子保健・幼保・学校の現場レベルで連携のとれている地域である。二つ目は、母子保健・幼保・学校が独立している地域である。三つ目は行政レベルで明確なシステムのある地域である。以下に該当する地域の体系図の例をあげ、その詳細を示す。

①母子保健・幼保・学校の現場レベルで連携のとれている地域

この地域では、母子保健・幼稚園・保育所・学校という現場レベルで連携がとれ、ネットワークができています。図Ⅲ-1のように、母子保健・保育所・幼稚園・学校の職員が年5回集まって、事例検討会を行っている。一人の子どもの乳幼児期からの育ちに関する情報も示されて共有され、生涯を見通した支援策が検討されている。

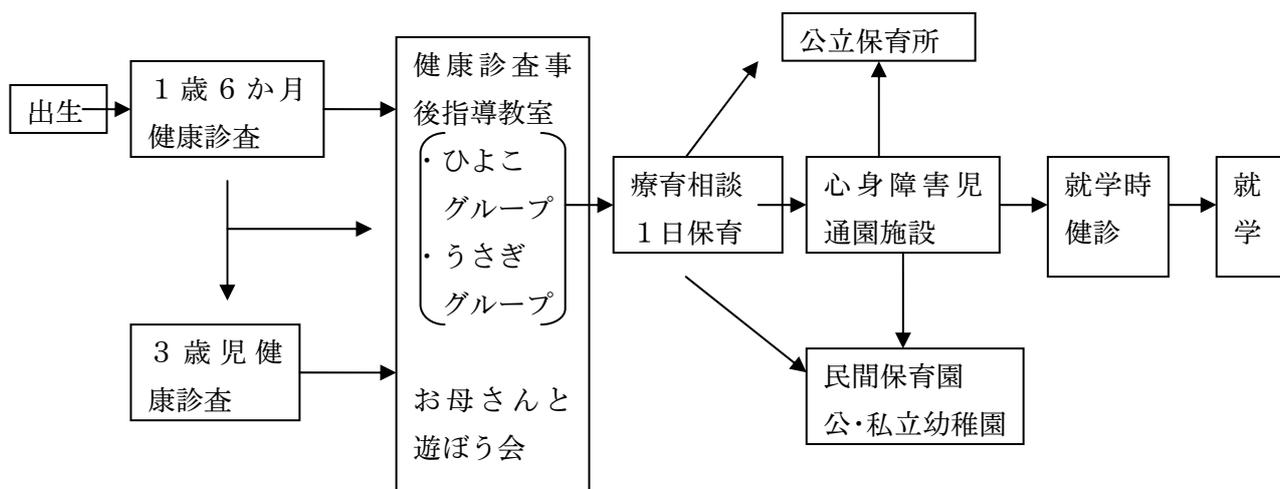
このような現場レベルでの連携がとれている地域は、人口規模が3万人～8万人程度の市であった。対象となる子どもの数が少ないために実践できているのかもしれない。しかし、人口が少ない分、保健師の配置数も少なくなり、一人が担う仕事の種類は拡大するかもしれない。それぞれの機関に所属している職員の熱意とネットワークの良さを参考にしたい。



図Ⅲ－1 A市の連携図

②母子保健・幼保・学校が順次対応している地域

この地域では、図Ⅲ－2のように、乳幼児健診をスタートに保健センター等が早期対応を行い、保育所や幼稚園へ、そして就学へと子どもの成長に応じてそれぞれの機関が対応している地域である。担当者が個人的にそれぞれの機関と連絡を取り合うことがあっても、それが組織的には行われているかどうかは不明である。

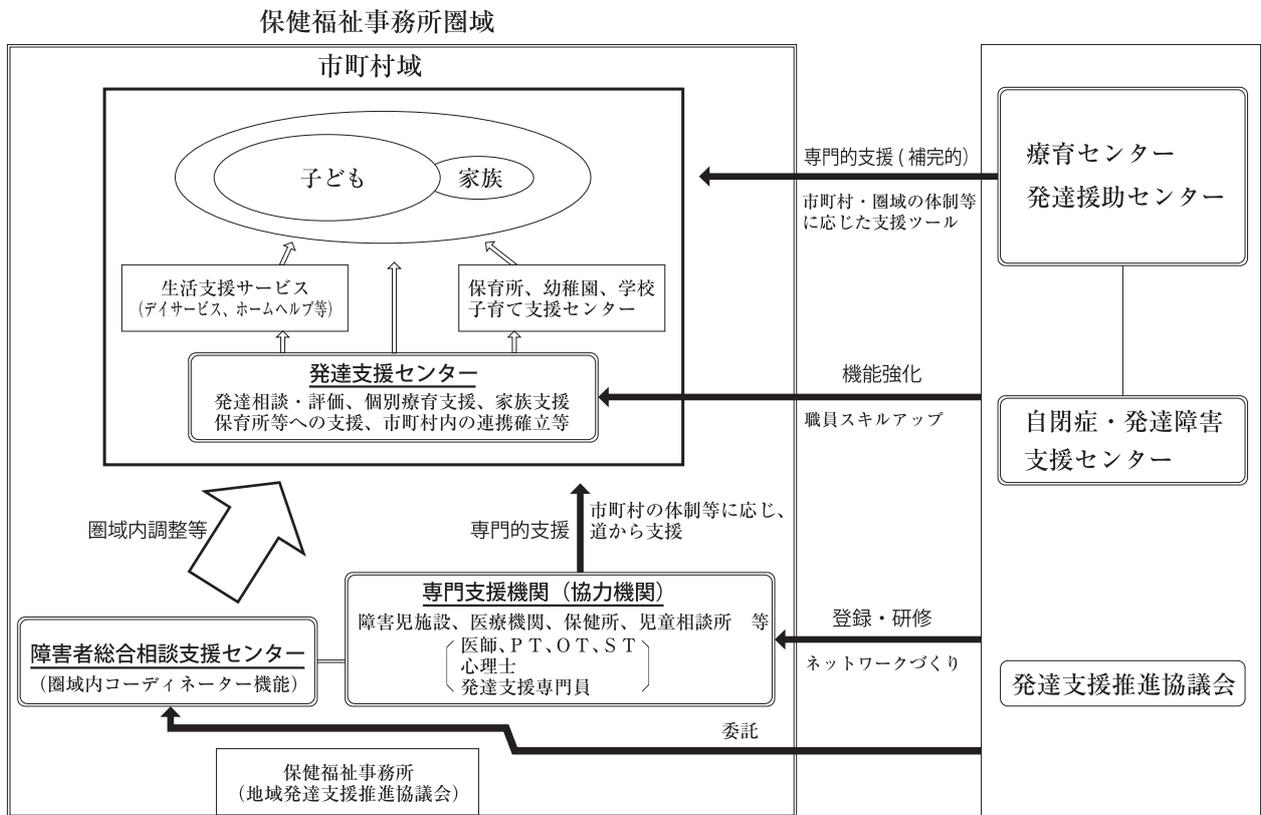


図Ⅲ－2 B市の乳幼児発達支援及び療育体系

このように母子保健・幼保・学校が順次対応している地域は、人口規模による特徴があるわけではない。従来の縦割り行政の中で、努力していると考えることができる。このような地域では、子育て支援施策の中に障害児の対応も位置付けた行政サイドからのアピールや、中学校学区や養護学校学区の中でネットワークを構築していくことが必要になってくるのではないかと考える。

③行政レベルで明確なシステムのある地域

この地域は図Ⅲ-3のように、中核的な機関が設置され、乳幼児健診から早期療育へのシステムが確立されている。これは「②母子保健・幼保・学校が順次対応している地域」と似ているが、地域に設置されているセンター等が中心となっており、その地域を把握し、様々な機能を果たしている点で異なっている。



図Ⅲ-3 C地域の発達支援のかたち

このように行政レベルで明確なシステムのある地域は、どちらかというと人口規模の大きい都市部である。このようなシステムがあれば、保護者はどこへ相談に行こうかと悩むことはなく、適切な相談機関等を紹介され、療育が開始される。この場合、母子保健から保育所や幼稚園、そして小学校へと移行する際の連携がどの程度充実しているのかが、重要なところである。

このように地域によって支援システムには特徴があることは明らかである。地域の現状のシステムを把握し、システムの良さを行かしつつ、ネットワークを構築し、連携をとっていくことが重要である。

伊藤(2002)は、連携の視点として「機関間での枠組みとしてのシステムを作り、人的ネットワー

クで動かしていく視点」「横軸の連携システムと縦軸の連携システムを作る視点」「機関間の連携システムと保護者を巻き込んだ連携システムという視点」を示し、この3つの視点をすべてバランス良く維持することの重要性を述べている。つまり、子どもの成長過程のその時々での必要に応じた横の連携と、子どもの成長に伴って移行する関係機関の縦の連携である。

滋賀県湖南市では就学前から学童期、そして社会へと継続的な支援を実施するために「個別指導計画」「個別移行計画」を基本にした「発達支援システム」が構築されている（西谷，2004）。これは、上述した伊藤の連携の3つの視点が活かされているシステムと考えられる。このように乳幼児期から生涯にわたって支援システムが具体化されている地域では、保護者は、障害のある子どもの養育の相談で、かけずり回ることなく、支援を受けることが可能になるであろう。

障害児を養育している保護者は、例えば、自ら思い立って相談しようとするとき、障害を告知されたとき、子どもの療育や教育を求めているとき、就園や就学等の進路の選択で迷ったとき等、新しく何かに取り組まなくてはならない時に、行政の窓口や地域の支援システムにかかわりはじめることになる。保護者が地域のシステムにアプローチしようとしたときに、その窓口が分かりやすく、簡便な手続きで支援が受けられるよう配慮していく必要があると考える。

鈴木（1997）は、保育サービスを選択する際に重視するものとして、「保育時間が利用したい時間とあった」「子どもの世話、情緒の安定面などの保育内容が良いと思った」「自宅から近かった」という内容が多いことを明らかにしている。この結果は、就労している保護者が保育所に限らず障害児の関係機関に求めている要望と同様である。つまり障害のある子どもが通う機関は、保護者が望む時間帯に適合していること、適切な内容による対応があること、生活圏内に機関があること、である。そして、機関に通う際の手続きが簡便であり、分かりやすいことである。これら全てが保護者の願い通りに実施することは難しいかもしれないが、これらの視点を持ちつつ、地域での対応の充実がすすめられることが理想である。

支援システムの充実とその対応の質的向上の思いはすべての関係者に共通なことであり、実現していかななくてはならない課題である。どのようなシステムが良いかは地域による生活スタイルの違いや人口規模などの様々な要因から一概には言えないが、障害児を養育している保護者が心豊かに生活できるように周囲の環境をより有効なシステムに整え、さらに障害児を育てていることや男女間による養育の負担の違いのない社会になるような啓発活動が必要である。

2. 障害乳幼児を養育している保護者を支える視点

障害乳幼児を抱えている保護者は、小さなことにイライラしたり、日々の生活から解放されたいという気持ちを日常的に持っていたりしている一方で、生活に頑張り甲斐や楽しさも感じていた。そして、就労している保護者よりも、就労していない保護者の方が子育てに関する悩みを感じるが多かった。

子育ての悩みは次の3つに整理できた。「子育てから解放されない」「自分の時間が持ちにくい」等の『保護者自身の生活スタイル』に関するもの、「育てにくさ」「遊び場のないこと」等の『子どもに関わる際の課題』に関するもの、「話し相手のなさ」「保護者自身に対する支援のなさ」等の『孤立感や孤独感』であった。特に『孤立感や孤独感』は就労していない保護者の方が多く感じていた。一方、就労している保護者は、仕事の中で『親ではない時間』『自己実現』『社会の一員』『前

向きに生きる』『リフレッシュ』等を見いだしていた。

これらのことから、障害乳幼児を抱えている保護者を支援していく視点として、就労の有無や同居家族の有無によって悩みの内容が異なることや、保護者一人ひとりのライフスタイルを尊重した上での支援が重要であると考えられる。保護者支援についても、個別性や独自性を踏まえることが必要である。

福島（2005）は、聴覚障害児がいる家族の初期の不安定要因として「母親自身がゆとりのないこと」「母親自身の夢がなくなったと感じること」「きょうだいの存在」「祖父母との関係がギクシャクしていること」「親子のやりとりが進まないと感じること」「病院や保健師らの過去の対応のしこり」「ネット情報の取り込み過ぎによる混乱」「併せもつ障害や発達の遅れに対する不安」「先の見通しがもてないことや将来への不安」をインタビューから見いだしている。この内容は、家族が不安定になる要因であるが、逆にとらえれば、保護者自身に時間的なゆとりがもてるようなレスパイトや障害児保育などのサービスの拡充が必要であることがわかる。

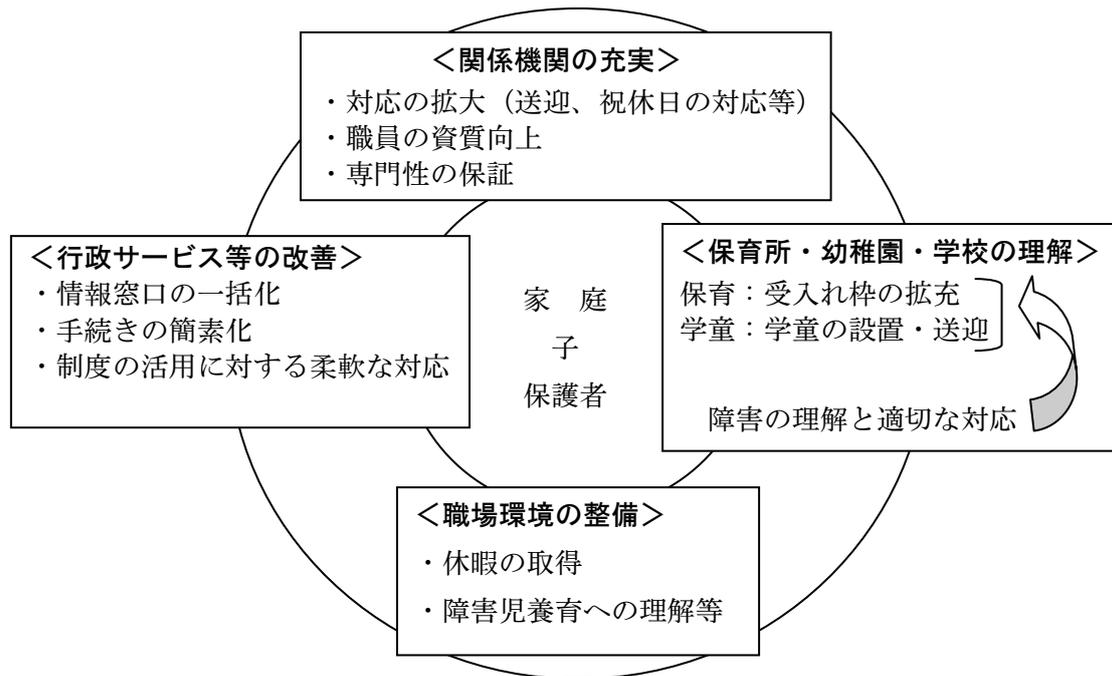
これらの結果をふまえると、保護者支援の視点として、育児や障害に関する知識や方法という情報の提供だけでなく、地域で気軽に利用でき、話し合える場を設定したり、育児サークル等を紹介したりするなど、保護者を孤立させない工夫が大切である。久保山（2006）は、乳幼児健診には障害の発見と地域の子育て支援の二つの役割があると述べ、乳幼児健診からスタートする支援として、遊びの広場や育児サークルの紹介の重要性を指摘している。

また、乳幼児期の障害のある子どもの保護者への直接的支援について、小林ら（2004）は、子どもの療育や教育に関して、担当者と保護者とが子どもの実態をお互いに共通理解していく過程が重要であることを報告している。担当者と保護者が協働作業の際に必要な情報として、①子どもの実態に関する情報、②子どもの障害そのものに関する情報、③教育・指導や養育に関する情報、④障害に関係する団体等の情報、⑤福祉制度の情報、⑥生活の場の環境を調整するための情報（たとえば、地域の支援機関・団体等の情報）の6点を示している。これらの情報の提供の仕方は、子どもの年齢、障害の種類と程度、医学や教育的対応の経緯、保護者の教育観などによって異なることを踏まえ、タイミングを捉えて行うことになる。

今回の研究からは、上記の観点に加え、保護者自身の生活時間や生活スタイルについての情報も集め、保護者自身の精神的・身体的なゆとりを持てるような支援を行っていくという観点が必要であると考える。

3. まとめ

障害児を養育しながら就労している保護者への支援は、保護者の一人ひとりの個別性や独自性を踏まえることが重要である。しかし、本研究から明らかになった保護者が共通して求めている内容を整理すると図Ⅲ-4のようになる。関係機関には職員の資質向上や対応の拡大が、行政にはサービスの改善が、保育所・幼稚園・学校には障害に対する理解と適切な対応が、そして職場には環境の整備が求められている。これらすべてのことが実現されるのは、まだ先のことになるかもしれない。しかしあらゆる場面を捉えて、生活しやすい地域になるよう行政に働きかけていくことは重要であると考えられる。



図Ⅲ-4 就労している保護者が求めている支援

子どもを含め保護者の生活を支えるためには、行政サービスや施設等を求めるだけでは十分ではない。担当者は、保護者の信頼を得ることが重要であり、その上で保護者のニーズに合った対応やその内容の充実を図っていく姿勢を常にもっていることが望まれる。

つまり、保護者支援を考えていく上では、行政的枠組みとしての地域支援システムというハードの側面と、臨床的活動としての保護者への対応というソフトの側面の両方から支援することが必要である。

本研究の調査からは、行政的枠組みとしての地域支援システムとして「隣近所がわかる、あるいは親戚が近所に住んでいる郡部」と「隣近所が分からない、そして同居家族も少ない都市部」により、支援体制の構築の仕方や方向性も変わってくることが示唆された。今後の課題として、本研究で試みた地域支援システムの類型化の視点をさらに明確にしていく中で、より良いシステムを構築する観点が究明できるのではないかと考える。

また、障害児を養育しながら就労している保護者は、仕事をしている間、子どもから離れ、親ではない時間を持つことができる。この状態は、保護者に精神的なゆとりを与え、育児に対して積極的な姿勢を維持していることが明らかになった。従来、障害児を養育していくには、母親は仕事をやめるように関係施設の職員から促されたり、就労している母親は子どもときちんと向き合っていないと言われていたりする状況があった。しかしこのような対応は、逆に母親を追いつめることになり、母親の精神的安定や適切な母子関係の確保には適切ではないとも考えられる。すべての母親に就労を勧めるというのではないが、母親の精神面を考えると、生活の中で子どもに向いているのではない時間帯を持てるように配慮していくことが重要ではないかと考える。つまり、保護者への直接的な対応として、今回の研究からは、保護者自身の生活時間や生活スタイルについての情報も集め、保護者自身の精神的・身体的なゆとりを持てるような時間を確保する助言を行っていくことの必要性が明らかになった。

これらのことから、保護者を支援していくためには、保護者一人一人のおもいや考えに沿ったそれぞれの家族独自のネットワークを作り上げる支援を考えていくことが必要である。さらに、担当者自身が経験をつみ、感性を高めていくことが大切だと考えている。担当者が感性を高める研修のあり方や個別性や独自性を踏まえた保護者の支援については、今後も臨床的研究の中で明らかにしていく課題である。

<文献>

- ・伊藤由美「障害のある子どもの支援における連携について考える」国立特殊教育総合研究所教育相談年報23, 7-10, 2002.
- ・加藤道代「保健センターにおける育児支援」児童青年精神医学とその近接領域, Vol.44,No.2, 93-97, 2002.
- ・久保山茂樹「乳幼児健診からはじまる支援」独立行政法人国立特殊教育総合研究所課題別研究報告書「聴覚障害乳幼児に対する早期からの教育的支援」2006.
- ・小西善朗「幼児期軽度発達障害児への支援」『発達』No.97、ミネルヴァ書房, 2004.
- ・小林倫代・久保山茂樹「「ことばの教室」における保護者とのかかわり」独立行政法人国立特殊教育総合研究所一般研究報告書「「ことばの教室」における早期教育相談と保護者支援」107-112,2004.
- ・鈴木真理子「保育革命」スクリーンプレイ出版, 1997.
- ・諏訪きぬ・戸田有一・堀内かおる「母親の育児ストレスと保育サポート」川島書店, 1998.
- ・全国保育団体連絡会・保育研究所「保育白書2004」草土文化, 2004.
- ・津止正敏・津村恵子・立田幸代子編「障害児の放課後白書」かもがわ出版, 2004.
- ・徳永亜希雄「多職種間連携のツールとしてのICF実用化の試み、独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要31,15-51,2004.
- ・西谷淳「事故・事件に関する危機管理」、河相善雄「養護学校における危機管理マニュアル」明治図書, 2004.
- ・福島朗博「子どもと母親、家族の育ちを支える」聴覚障害12, Vol.60,23-32, 2005.
- ・藤本文朗・黒田学「障害児と家族のノーマライゼーション」群青社, 1999.
- ・北海道地域療育推進協議会：子どもの発達支援体制の在り方について（中間まとめ）、2004年.

おわりに

子どもを育てるという極めて私的な活動は、公的な制度と関係の深い活動であり、その支援を進めていく上では、公的な諸制度が絡んでいる。この接点のあり方についてより詳しく探りたいと考え、保護者の求めている支援内容等について、アンケート調査やインタビュー調査を実施し、さらに地域支援システムについても情報を集めた。テーマを広く掲げて情報収集したため、焦点を絞りきれない感は否めない。

しかし、ご協力頂いた保護者の方の実情や意見は、この報告書の中にできる限り反映したつもりである。本研究にご協力頂いた、保護者の方々、研究協力者の方々に深くお礼申し上げる。

就労しながら障害児を養育している保護者への支援は、健常の子育て支援と重複する内容と障害があるがゆえの支援の内容との両者をあわせて考えていく必要があると思われる。これまで考えられてきた障害児の保護者への支援は、「障害があるがゆえ」に重点がおかれ過ぎていたのではないかと思われる。インタビュー調査の中では、「仕事をしていると子どもから離れられる。自分の時間を持ち、気分転換できる。そうすると子どもと接する喜びが大きい」「妻でもなく母でもなく、違う自分がある」「情報の幅と視野が広がる」など、仕事を続けてきて良かったというたくさんの意見を聞いた。さらに、障害児を養育する上での精神的な負担感は、就労している保護者の方が少ないことも明らかになった。

しかし、就労しながら障害児を養育している保護者には、肉体的な負担があり、行政に対する要望も多くある。保護者を取り巻く様々な要因、例えば同居家族の多少や近隣に親族が多くいるかどうか等の生活環境や地域の状況等の環境的な要因、子どもの障害に対する保護者の理解や周囲の理解等の個人的な要因等を考えつつ、その家族独自の支援体制を探っていく方策を今後、考えていくことが求められている。

地域支援システムや保護者への支援についての実践と研究は「もうこれでよい」とか「十分である」「完璧である」ということはなく人間社会がある限り、そして支援を必要とする人がいる限り、問われ続ける課題ではないかと考えている。この課題は可能な限り、緊急に、より充実したものにならなければならないことも事実である。今回、明らかになった課題を今後も追求していきたい。

平成18年3月

小林 倫代

資 料

養育者の生活スタイル調査

〈調査の主旨〉

秋も深まってまいりました。皆様方にはお元気におすごしのことと存じます。さて、私どもは、このたび、文部科学省の科学研究費補助金研究として、障害のあるお子さんの子育てをしている養育者の生活について調査することになりました。今日の養育者の生活や子育てについての考えを知り、地域の中で養育者の生活をどのように支援していけるのか考えるための資料として生かしたいと思っております。ご多忙中のこととは存じますが、よろしくご協力くださいますよう、お願いいたします。

〈調査の扱い〉

この調査に記入されました事柄は、すべて統計的に処理し、研究以外の目的に使用することは絶対にありません。また、無記名ですので、お宅やお宅のお子さんには、ご迷惑をおかけすることは絶対にありませんので、ありのままにお答えください。また、調査の結果をお知りになりたい方は下記までご連絡ください。調査結果がまとまり次第、お送りいたします。

◇研究代表者 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
聴覚・言語障害教育研究部研究室長 小林 倫代
〒239-0841 横須賀市野比 5-1-1 TEL046-848-4121

〈記入上のお願い〉

- ①調査用紙の家族の名称(父、母、祖母など)は、すべてお子さんに対する続柄です。
- ②この調査用紙は、お子さんの生活、お子さんの養育者の生活・お仕事、子育てなどについてのお考えをお聞きするものです。できるだけお子さんを主に養育されている方が記入してください。
- ③記入が終わりましたら、返信用封筒に入れて 12月20日までに郵便ポストに投函してくださいませよう、お願いいたします。

生活スタイル調査

I ご家族のことについて、お聞きします。

1. 同居されている大人の方すべてに○をつけ、年代をお書きください。(例：35歳→30代)

- a. 母 b. 父 c. 父方祖母 d. 父方祖父 e. 母方祖母 f. 母方祖父 g. その他()
()代 ()代 ()代 ()代 ()代 ()代 ()代

1-2 すべてのお子さんの性別と年齢(平成15年4月1日現在で)を教えてください。

また、障害のあるお子さんに○をつけてください。

- a. 男・女(歳) b. 男・女(歳) c. 男・女(歳)
d. 男・女(歳) e. 男・女(歳)

1-3 同居していないけれども、そばにお住まいの方すべてに○をつけてください。

- a. 父方祖母 b. 父方祖父 c. 母方祖母 d. 母方祖父 e. その他()

2. お子さんと最も関わる時間の多い方はどなたですか。

- a. 母 b. 父 c. 父方祖母 d. 父方祖父 e. 母方祖母 f. 母方祖父 g. その他()

3. このアンケートをご記入されている方はどなたですか。

- a. 母 b. 父 c. 父方祖母 d. 父方祖父 e. 母方祖母 f. 母方祖父 g. その他()

II 障害のあるお子さん(以下、「お子さん」とします)のことについて、お聞きします。

4. お子さんの身体面または発達面の問題について、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- a. 対人関係の問題 b. 多動傾向 c. ことばの問題 d. 注意・集中の困難 e. 自閉的傾向
f. 発達全体の遅れ g. 運動の問題 h. てんかん i. 内臓の疾患 j. 視覚の問題
k. 聴覚の問題 l. その他()

4-2 お子さんの問題について、その診断名をお聞きになったことがありますか。

- ア. ある→4-3へ イ. ない→5へ

4-3 その診断名は次のどれですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- a. 知的障害(精神遅滞) b. 自閉症あるいは自閉的傾向 c. 学習障害 d. ダウン症
e. てんかん f. 運動発達遅滞 g. 脳性マヒ h. 筋ジストロフィー i. 脳炎後遺症
j. 水頭症 k. 小頭症 l. 二分脊椎 m. その他()

4-4 その診断名を聞かれたのはいつですか。

- a. 生後1,2か月まで b. 満1歳まで c. 満3歳まで d. 就学までの時期 e. 就学後

5. お子さんが現在、在籍している保育園・幼稚園・学校等はどこですか。

- a. 保育園 b. 幼児通園施設(療育センター) c. 幼稚園 d. 小学校通常学級
e. 小学校特殊学級 f. 養護学校 g. ろう学校 h. 盲学校 i. 通っていないところはない
j. その他()

生活スタイル調査

6. 日頃、お子さんは家庭で、誰とどのように過ごしていますか。

平日（放課後）・休日・長期休日に分けて、あてはまるものの数字を（ ）に記入してください。

1. よくある	2. たまにある	3. ほとんどない
平日（放課後）・休日・長期休日		
a. 養育者と一緒に過ごす	()	() ()
b. 家族の者（兄弟姉妹）と過ごす	()	() ()
c. 保育園・学童保育・寄宿舍・福祉施設の 職員や友達と過ごす	()	() ()
d. ボランティアと過ごす	()	() ()
e. 長期休日のホリデー事業の職員や友達と過ごす	()	() ()
f. その他	平日 ()	()
	休日 ()	()
	長期休日 ()	()

Ⅲ 子育てや養育についてお聞きします。

7. お子さんを育ててこられて、今までにどんなことに困ったり悩んだりしましたか。

以下の項目について、あてはまる番号をそれぞれ1つ選んで○をつけてください。

	困ったり悩んだことが	よくある	少しある	ほとんどない
a. 家族からもっと子どもの世話をするようにいわれて	1	2	3	
b. 子どもを産んだ時期が適切だったかどうかと	1	2	3	
c. 我が子と相性が悪いのではないかと	1	2	3	
d. 近所の人に子どもを比べられて	1	2	3	
e. 我が子は育てにくい子だと感じて	1	2	3	
f. 子どものために仕事や趣味を制約されて	1	2	3	
g. 近所に子育てについて話し合える人がいなくて	1	2	3	
h. 祖父母に子どもをとられるように感じて	1	2	3	
i. 子どもの具合が悪いとき手助けしてもらえなくて	1	2	3	
j. 近所に子どもを遊ばせるところがなくて	1	2	3	
k. 祖父母と子どものしつけの方針が合わなくて	1	2	3	
l. 子育てから離れて自由になれないと	1	2	3	

8. お子さんのことで相談する相手はどなたですか。頼りになる方を口の中から選んで（ ）に番号でお答え下さい。

もっとも頼りになる方（ ） 2番目に頼りになる方（ ） 3番目に頼りになる方（ ）

1. ご夫婦間	2. 親・きょうだい・親戚	3. 学生時代からの友人	4. 保育園・幼稚園を通しての友人
5. 近所や地域の人たち	6. 仕事を通しての友人	7. 趣味を通しての友人	
8. 専門家(医師・保健婦・電話相談など)	9. 保育園・幼稚園・学校の先生や職員		
10. その他()	11. 特に誰もいない		

9. あなたのお住まいの近くで行われている地域の子育てグループやサークルに参加していますか。

ア. 参加している→9-2へ イ. 参加していたがやめた→9-3へ ウ. 参加していない→9-4へ

【アと答えた方】

9-2 それはどんなグループやサークルですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- a. 保健センター、子育て支援センター、児童館、社会福祉協議会、公民館などが主催している子育てのグループやサークル
- b. お母さん(お父さん)同士で自主的に運営しているグループやサークル
- c. 子育てサポーターやアドバイザー、あるいはいろいろな専門家(保母、保健婦、助産婦、看護婦、医師など)が加わって助言をしてくれる大きな組織的な活動(ネットワーク)
- d. 文庫活動、演劇、野外活動など活動目的のはっきりしたグループやサークル
- e. 保育園、幼稚園、学校が活動の場になっているグループやサークル
- f. 障害や発達の遅れのある子どもと親のグループやサークル
- g. その他(具体的に)

【アまたはイと答えた方】

9-3 グループやサークルに参加した感想を教えてください。あてはまる番号に○をつけてください。

	1	2	3	4
a. 子育て仲間に知りあえた	1	2	3	4
b. いろいろと役立つ情報が得られた	1	2	3	4
c. 親同士のトラブルがあった	1	2	3	4
d. 子どものしつけや教育に役にたった	1	2	3	4
e. 専門家からのアドバイスを得ることができた	1	2	3	4
f. サークルの役割分担やお手伝いがめんどろだった	1	2	3	4
g. 場所さがしや企画運営がたいへんだった	1	2	3	4
h. 親子で楽しい時間が過ごせた	1	2	3	4
i. 気分転換や生活リズムづくりにもなった	1	2	3	4
j. 子どもが同じくらいの友だちと遊べた	1	2	3	4
k. いろいろなタイプの親子がいることがわかった	1	2	3	4
l. 子育ての意見が合わない親子がいた	1	2	3	4
m. 子どものためにいやなことも我慢していた	1	2	3	4
n. 自分や子どもが仲間はずれになったことがあった	1	2	3	4
o. 同じような立場の親子と知りあえた	1	2	3	4
p. どこかのサークルに属している安心感があった	1	2	3	4
q. 子どもの社会性や能力を育てるのに役に立った	1	2	3	4
r. 子育ての悩みや不安が解消できた	1	2	3	4

【ウと答えた方】

9-4 参加していない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- a. 近くにグループ(サークル)がない
- b. 参加の必要性を感じない
- c. 人間づきあいが苦手だから
- d. 仕事(社会活動すべてを含む)があるので、参加している時間がない
- e. その他

生活スタイル調査

10. 子育てに関する次のような意見に対して、あなたはどのように思われますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	そう思わない
a. 子どもが小さいうちは、育児に専念すべきである	1	2	3
b. 女性が仕事をするなら家事・育児の責任を果たした上で すべきである	1	2	3
c. 育児は父母が対等にすべきである	1	2	3
d. 子育てと家事だけで一生を終わらせたくない	1	2	3
e. 子離れはできるだけ早くした方がいい	1	2	3
f. 子どもが小さい時は自分を犠牲にしても仕方がない	1	2	3
g. 子育てによって親は成長する	1	2	3
h. 自分の生き方・生活が大切である	1	2	3

11. あなたの子育てに対するイメージにもっともよくあてはまるところに○をつけてください。

a. やりがいがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5	やりがない
b. 楽しい	1 - 2 - 3 - 4 - 5	つまらない
c. 易しい	1 - 2 - 3 - 4 - 5	難しい
d. 創造的な	1 - 2 - 3 - 4 - 5	創造的でない
e. 解放された	1 - 2 - 3 - 4 - 5	抑圧された

IV. 養育者ご自身のことやご家族のことについてお聞きします。

12. あなたは、どのように生活していますか。あてはまる番号に○をつけてください。

	よくある	時々ある	あまりない	ほとんどない
a. ゆったりと入浴できる	1	2	3	4
b. ゆったりと夕食をとる	1	2	3	4
c. 十分に睡眠をとる	1	2	3	4
d. 夫婦だけで時間を過ごす (会話や外出など)	1	2	3	4
e. ここ1年間で日帰りのレジャーに出かけた	1	2	3	4
f. ここ3年間で家族旅行(宿泊)に行った	1	2	3	4

13. あなたの疲労について、あてはまる番号に○をつけてください。

	毎日疲れる	時々疲れる	あまり疲れない	全く疲れない
a. 身体の疲れ	1	2	3	4
b. 精神的な疲れ	1	2	3	4

14. あなたが自分の楽しみや勉強・サークル活動などのために出かけることはありますか。

ア. ある→14-2へ イ. ない→14-3へ

【アと答えた方】

14-2 その時、お子さんはたいていどうされますか。1つだけ○をつけてください。

生活スタイル調査

- a. 家族に預ける b. 祖父母・実家に預ける c. 保育園・幼稚園・学校等にいる間に
d. 子ども同伴でいく e. その他()

【イと答えた方】

14-3 そういう機会を持ちたいですか。1つだけ○をつけてください。

- a. 希望する b. 当分は望んでいない c. わからない

15. 冠婚葬祭や兄弟姉妹の行事、ご家族の病気などのとき、一時的にお子さんを預かってもらったことがありますか

- ア. ある→15-2 へ イ. ない→16 へ

【アと答えた方】 15-2 この時のお子さんの預け先について教えてください

- a. 家族 b. 祖父母・実家 c. 友人 d. 保育所 e. ベビーシッター（保育ママ）
f. ファミリーサポートセンター g. レスパイトサービス h. その他()

16. あなたの生活全般において、最近、次のように思ったり感じたりすることがどのくらいありますか。以下の項目についてそれぞれあてはまる番号に○をつけてください。

	よくある	時々ある	あまりない	全くない
a. 家族の中で自分だけが苦勞しているように感じる	1	2	3	4
b. 誰かに、ねぎらいや感謝の言葉をかけてほしい	1	2	3	4
c. なんとなく疲れがたまる	1	2	3	4
d. 自分のがんばりの割には、生活が楽ではないと思う	1	2	3	4
e. 今の生活には、がんばりがいがないと思う	1	2	3	4
f. 自分のやっていることが意味のあることなのか疑問に思う	1	2	3	4
g. 時には、すべてのことから解放されたいと思う	1	2	3	4
h. 今の生活には、創造的な要素が少ないと思う	1	2	3	4
i. 自分の生活が、自分の思うようにならないと思う	1	2	3	4
j. 自分が本当にしたいことが犠牲になっていると思う	1	2	3	4
k. 今の生活は同じことの繰り返しばかりだと感じる	1	2	3	4
l. 今の生活は楽しいと思う	1	2	3	4
m. 小さなことで、イライラしてしまう	1	2	3	4
n. 今の生活はがまんばかりだと思う	1	2	3	4
o. 自分が世の中の動きから切り離されているように感じる	1	2	3	4
p. 日々、自分が成長していると思う	1	2	3	4

17. 同居されている家族は、ふだんのくらいお子さんの世話をしていますか。あてはまるものに○をつけてください。

- ア. いつもよく世話をしてくれる イ. あなたが忙しいときに助けてくれる
ウ. 子どものことはあなたに任せていて手を出さない→18 へ

【アまたはイと答えた方】

17-2 お子さんの世話について、各項目のあてはまる番号に○をつけてください。

	いつもする	時々する	あまりしない	全くしない
a. 風呂に入れる	1	2	3	4
b. 外に出かける	1	2	3	4

生活スタイル調査

	いつもする	時々する	あまりしない	全くしない
c. 家の中で遊ぶ	1	2	3	4
d. 食事の世話	1	2	3	4
e. 排泄の世話	1	2	3	4
f. 寝かしつける	1	2	3	4

17-3 あなた以外の家族がお子さんの遊び相手になる時間は、1日どれくらいですか。
平日と休日についてあてはまる番号に○をつけてください。

a. 平日 1. ほとんどない 2. 30分未満 3. 1時間未満
4. 1時間から2時間未満 5. 2時間以上

b. 休日 1. ほとんどない 2. 1時間前後 3. 2、3時間
4. 4、5時間 5. ほぼ1日中

18. あなた以外の家族の子育てへの協力についてどのように感じていますか。

- a. よく手伝ってくれている b. まあまあ手伝ってくれている
c. もう少し手伝ってほしい d. もっと手伝ってほしい

19. 現在のお住まいは、次のどれにあてはまりますか。○をつけてください。

- a. 一戸建ての持ち家 b. 分譲などの持ち家マンション c. 一戸建ての借家 d. 賃貸の民間のマンションやアパート
e. 市営・公団などの公営集合住宅 f. 社宅・官舎 g. その他

20. どこにお住まいですか。市・郡名をお書き下さい。(県 市・郡)

21. お宅では自家用車をお持ちですか(トラックや持ち帰りの車を含む)

- a. 1台あり b. 2台以上あり c. なし

22. あなたは自動車の運転免許証をお持ちですか。

- a. もっている b. もっていない

V. 養育者の職業生活についてお聞きします。

23. あなたは現在働いていますか。 ア. 働いている→24へ イ. 働いていない→27へ

【働いている方におたずねします】

24. あなたの職業は、次のうちどれですか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

- a. 自営業(企業経営者含む) b. 会社員 c. 農・漁業 d. パート・アルバイト
e. 公務員、学校教職員、団体職員、医療・社会福祉関係職員(保育士など) f. 内職
g. 専門的職業(医師、弁護士、税理士など) h. その他()

24-2 勤務形態は、次のどれですか。

- a. 日勤の定時勤務 b. 三交代制など変則勤務 c. その他(夜間・短時間など)

25. 仕事と子育てについて、あなた自身にあてはまる番号に○をつけてください。

	とてもそう思う	ややそう思う	そう思わない
a. 仕事がきつくてからだが疲れる	1	2	3
b. 望むときに休暇がとりにくい	1	2	3
c. 今の仕事は私を生かしていない	1	2	3
d. 自分の働きに比べて賃金が安い	1	2	3
e. 職場の人間関係に不満がある	1	2	3
f. 子育てについて話し合える同僚がいなくてさびしい	1	2	3
g. 子どもと接する時間が短く気になる	1	2	3
h. 家族と話し合う時間が少ない	1	2	3
i. 働いていることで家族に引け目を感じる	1	2	3
j. 私が働くことに、家族は反対である	1	2	3
k. 仕事をやめようかと迷っている	1	2	3
l. 仕事と子育ての両立に悩んでいる	1	2	3

26. あなたの仕事に対するイメージにもっともよくあてはまるところに○をつけてください。

a. やりがいがある	1 - 2 - 3 - 4 - 5	やりがいがない
b. 楽しい	1 - 2 - 3 - 4 - 5	つまらない
c. 易しい	1 - 2 - 3 - 4 - 5	難しい
d. 創造的な	1 - 2 - 3 - 4 - 5	創造的でない
e. 解放された	1 - 2 - 3 - 4 - 5	抑圧された

→29 へ

【働いていない方におたずねします】

27. あなたは、以前に働いていたことがありますか。

ア. 働いていたことがある→27-2 へ イ. 全く働いたことはない→28 へ

【アと答えた方】 27-2 仕事をやめた理由は何ですか。

a. 結婚のため b. 出産・育児のため c. その他()

27-3 仕事をやめたことをどう思っていますか。

a. とても残念 b. 少し残念 c. 残念に思っていない

28. あなた自身の気持ちにあてはまる番号に○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	そう思わない
a. 今は家事や育児に専念したい	1	2	3
b. 家族は私が家事や育児に専念することを望んでいる	1	2	3
c. 家事・育児すべてをまかされるのは負担が大きすぎる	1	2	3
d. 働きたいが子どもの預け先がない	1	2	3
e. 子どもを保育所に預けることは心配でできない	1	2	3
f. 働かないことで社会からとり残されているように思う	1	2	3
g. 子育てだけの生活には不満を感じる	1	2	3
h. 将来は働きたいと思う	1	2	3

生活スタイル調査

【皆さんにお願いします】

29. 下記のことについて、差し支えない程度にご自由にお書き下さい。

29-1 障害のある子どもを育てている養育者が豊かな生活を送るために、行政や学校、福祉施設などに要望がありましたら、ご自由にお書き下さい。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

29-2 子育てや養育について、あなたのお気持ちをご自由にお書き下さい。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

アンケートはこれでおわりです。長い間、ご協力いただきましてありがとうございました。

障害のある子を養育している保護者の実態（1）

－「養育者の生活スタイル調査」の概要と基礎的資料－

○小林 倫代 ・ 久保山茂樹 ・ 伊藤 由美

（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）

key words：障害乳幼児，生活スタイル，養育者

I. 調査の目的

障害のある子を養育している保護者は、精神的・環境物理的な支援が必要である。これまでに障害児を育てている保護者、特に母親のストレス研究や支援の研究は様々に行われている。しかしこれらの研究は、個人の生活スタイルや地域の特色による差異を明確に把握しているものが少ない。保護者が支援を一番必要とする時期は子どもが乳幼児期であることが明らかになっている。そこで本研究では、障害のある子を抱える保護者に対して生活の実状を調査し、個人の生活スタイルや地域の特色を把握した上で、保護者が必要としている支援には、どのようなものがあるのかを明らかにすることを目的としている。本稿では、「養育者の生活スタイル調査」の概要を明らかにすると共に、その基礎的資料を報告する。

II. 調査方法等

1. 調査方法 北海道旭川市・福島県いわき市・群馬県藤岡市・横浜市・富山県黒部市・静岡県沼津市・山口県山口市・福岡県古賀市にある8カ所の障害児関係機関に所属する職員の協力を得てアンケート用紙を作成した。平成15年9月～10月に研究協力者の地元で、アンケート用紙の配布を依頼した。アンケート用紙には返信用封筒を添え、同年12月20日を締め切りとして、記入者からの直接郵送によりアンケート用紙の回収を行った。実際には、平成16年1月まで返送があり、それらについても集計の対象とした。

2. 調査対象 上記の8地域に在住する10歳以下の障害のある子を抱えている保護者を対象とした。

3. 調査項目 「養育者の生活スタイル調査」は、A4版8頁でその内容は大別すると次の6項目からなっている。①家族の実態（家族構成と年代・子どもの養育者・アンケート記入者）、②子どもの実態（子どもの障害・子どもの所属・家庭での過ごし方）、③子育ての実態（子育てで困ったこと・育児の相談相手・地域子育てサークル・子育ての考え方・子育てのイメージ）、④養育者や家族の実態（養育者の生活・養育者の疲労感・養育者の外出・生活全般で感じること・家族の育児協力・住宅・居住地・自家用車の有無）⑤養育者の就労の実態（就労の有無・職業・仕事と育児・過去の就労の有無）⑥自由記述からなる。

III. 基本的統計資料の概要

アンケートは831通配布し、382通の回収があり、回収率は、46.0%であった。

1. 家族の実態

①同居している人数 同居している大人の数とすべての子どもの数を合計し、同居している人数を算出した。同居人数は、2人から9人までであり、同居人数4人が、142件で最も多く、全体の37%であった。次いで3人が88件（23%）、5人が81件（21%）であった。

②近隣に住んでいる親族数 同居していないけれどもそばに住んでいる親族の数は、0人から5人以上までの回答があった。0人が154件（41%）で最も多く、ついで2人の98件（26%）、1人の43件（12%）であった。

③子どもと関わる時間の多い人 母親が最も多く、365件であった。次いで母方祖母の11件、父親の8件、父方祖母の6件であった。複数回答を可としたが、女性のかかわりが多いことがうかがえる。

④アンケートの記入者 母親が最も多く、366件であった。次いで父親が14件であり、父方祖父1件、その他1件であった。

2. 子どもの実態

①子どもの問題 子どもの問題について、「対人関係の問題」「多動傾向」「ことばの問題」「注意・集中の困難」「自閉的傾向」「発達全体の遅れ」「運動の問題」「てんかん」「内臓の疾患」「視覚の問題」「聴覚の問題」「その他」の中から当てはまるものすべてに選択を求めた。「ことばの問題」の回答が最も多く294件であった。次いで「発達全体の遅れ」が219件、「自閉的傾向」155件、「注意・集中の困難」152件、「運動の問題」150件であった（図1参照）。

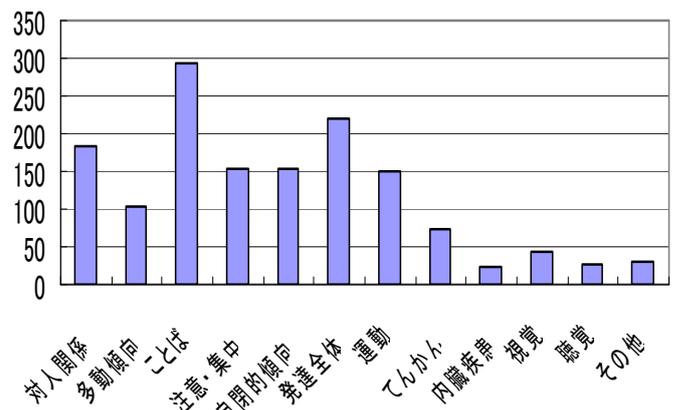


図1 子どもの実態

②子どもの在籍 在籍している機関について、「保育園」「幼児通園施設」「幼稚園」「小学校通常学級」「小学校特殊学級」「養護学校」「聾学校」「盲学校」「なし」「その他」の中から選択を求めた。

「幼児通園施設」に在籍している子どもが最も多く、120件、次いで「養護学校」79件、「保育園」58件、「小学校特殊学級」57件であった（図2では、「聾学校」「盲学校」を「養護学校」に合わせ、「保育園」と「幼稚園」を合わせて示してある）。

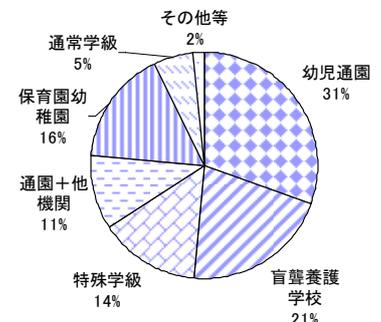


図2 子どもの在籍

今回の一連の発表は、「養育者の生活スタイル調査」の全体的な傾向を報告しているが、今後は、地域別、家族の状態別、子どもの障害別等にこれらのデータをさらに詳細に分析を進めていきたい。

(KOBAYASHI Michiyo・KUBOYAMA Shigeki・ITO Yumi)

障害のある子を養育している保護者の実態（2）

— 子育て中の悩みと相談相手 —

○久保山茂樹 ・ 小林 倫代 ・ 伊藤 由美

（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）

key words：保護者支援，子育て中の悩み，相談相手

I. はじめに

障害のある子の保護者が様々な悩みを抱えながら子育てをしていることは言うまでもない。本稿では保護者に対するアンケート調査から、子育て中に感じる悩みの実態と、相談相手としてだれを選択しているか等について明らかにすることによって、保護者支援充実に向け必要な視点を提示したい。

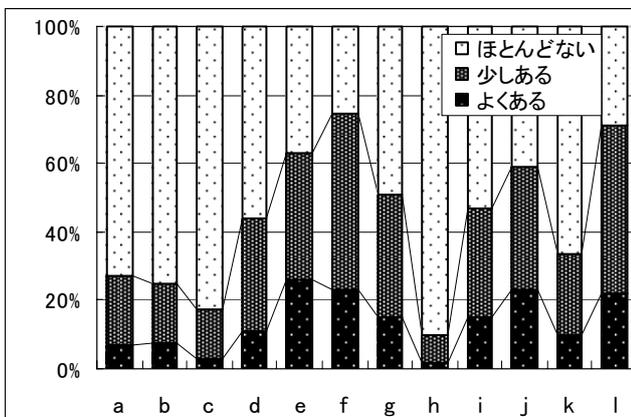
II. 手続き

『養育者の生活スタイル調査』（平成15年9～10月配布、12月回収。回収数382、回収率46.0%）における調査項目Ⅲ「子育てや養育についてお聞きします」のうち、「お子さんを育ててこられて、今までにどんなことに困ったり悩んだりしましたか」、「お子さんのことで相談する相手はどなたですか」、「地域の子育てグループやサークルに参加していますか」の3設問を分析する資料とした。

III. 結果

1. 子育て中の悩み

子育て中に困ったり悩んだりしたことについて、12の小項目（下記a～l）を設定し、それぞれについて「よくある」「少しある」「ほとんどない」の3段階から選択回答を求めた（図1参照）。



a. 家族からもっと子どもの世話をするようにいわれて b. 子どもを産んだ時期が適切だったかどうかと c. 我が子と相性が悪いのではないかと d. 近所の人に子どもを比べられて e. 我が子は育てにくいと感じて f. 子どものために仕事や趣味を制約されて g. 近所に子育てについて話し合える人がいなくて h. 祖父母に子どもをとられるように感じて i. 子どもの具合が悪いとき手助けしてもらえなくて j. 近所に子どもを遊ばせるところがなくて k. 祖父母と子どものしつけの方針が合わなくて l. 子育てから離れて自由になれないと

図1 子育て中の悩み

ここでは全12小項目のうち、「よくある」と「少しある」を合計して、その割合が高かった6項目について述べる。割合が最も高い小項目はfとlの2つで、これらは子育てから解放されず、自分の時間が持てないという保護者の生活スタイルにかかわる内容である。続く小項目eとjは育てにくさや遊び場のなさで、保護者が子ども

とかかわる際に感じている悩みである。次に続く小項目gとiは、話し相手のなさや保護者自身に対する支援のなさであり、保護者が感じている孤独感や孤立感とも言える。

2. 子育てグループやサークルの利用状況

地域で行われている子育てグループやサークルへの参加状況について選択肢で回答を求めた。回答の内訳は、「参加している」が137(36%)、「していたがやめた」45(12%)、「参加していない」194(50%)、「無回答」6(2%)であり、全体の半数が地域のサークルやグループへの参加経験がなかった。

次に、参加していない194名について、理由を選択肢（複数回答可）で回答を求めた。回答の内訳は「近くにグループがない」が70、「参加の必要性を感じない」が58、「人間づきあいが苦手だから」21、「仕事等があるので参加している時間がない」49、「その他」51であった。「その他」の自由記述には「どんなものがあるかよく知らない」「他の子と比べてしまい嫌な思いをしてしまう」「障害児では受け入れてもらえない」「これ以上は子どもの体力的にも時間的にもできない」などが見られた。

3. 子育ての相談相手

子どものことで相談する相手について、選択肢によって3番目まで回答を求めた。そのうち「もっとも頼りになる方」に対する回答を表1に示した。「夫婦間」という回答が200(51%)で約半数を占めており、「親・きょうだい・親戚」と合わせると、全体の66%が家族や親戚を相談相手にあげていることになる。一方、「幼稚園保育園学校の先生等」(9%)や「専門家」(8%)は「幼稚園保育園を通した友人」(8%)と同じ程度の回答数であった。

表1 もっとも頼りになる相談相手

選択肢	人数
夫婦間	200
親・きょうだい・親戚	59
幼稚園保育園学校の先生等	33
専門家(医師保健師等)	30
幼稚園保育園を通した友人	29
友人(幼稚園保育園以外)	3
その他	26
誰もいない	2

IV. おわりに

子育て中の悩みについては、仕事や趣味を制約されとか話し合える人がいないなど、保護者自身の生活スタイルに関わる内容が多い事が明らかになった。このことから、保護者支援を行う上で、育児に関する知識や方法の提供だけでは不十分であり、いわゆるレスパイトサービスや障害児保育の拡充など、保護者自身に対する支援につながるサービスの充実を図る必要があると考えられる。また、地域での気軽に話し合える場である育児サークルの利用を勧めるようなはたらきかけも有効であろう。その際には子どもに障害がある事に留意しサークルの活動内容を吟味する必要がある。

今回の調査では「もっとも頼りになる相談相手」として「先生」や「専門家」をあげた回答は多くなかった。その理由は明らかではないが、「先生」「専門家」が保護者の信頼を得るよう、より一層の努力をする必要があると考えられる。

(KUBOYAMA Shigeki・KOBAYASHI Michiyo・ITO Yumi)

障害のある子を養育している保護者の実態（3）

— 保護者が日常感じている思い —

○伊藤 由美 ・ 小林 倫代 ・ 久保山茂樹

（独立行政法人国立特殊教育総合研究所）

key words：保護者，生活への思い，アンビバレント

I. はじめに

障害のある子を養育している保護者にとって、精神的・環境物理的な支援は不可欠である。特に乳幼児期の子どもを抱えた保護者は最も支援を必要としていることが明らかになっている。本稿では、障害のある子を養育している保護者が、日常感じている生活全般への思いを取り上げ整理し、保護者が必要とする支援体制を構築する際の一視点となることを目的とする。

II. 手続き

障害乳幼児を抱えている保護者に対し、「養育者の生活スタイル調査」（平成15年9～10月配布、12月回収。全回収数382、回収率46.0%）をおこなった。このうち、子育てや養育についての質問項目の中から、「保護者が生活全般について感じていること」について取り上げ、分析資料とした。

III. 結果

保護者が日常感じていると思われる気持ちについて(a)～(p)の16項目を設定し、各項目について「よくある」、「時々ある」、「あまりない」、「全くない」の4段階で回答を求めた。結果は、全回答を各項目ごとに集計し、割合で示した（図1参照）。

その結果、項目(a), (b), (c), (g), (i), (l), (m)については、「よくある」もしくは「時々ある」という回答の占める割合が多く、特に項目(c), (g), (i), (l), (m)では70%以上の回答であった。逆に項目(e), (f), (h), (o)については「あまりない」「全くない」という回答が占める割合が多かった。ここから、障害のある子を養育している

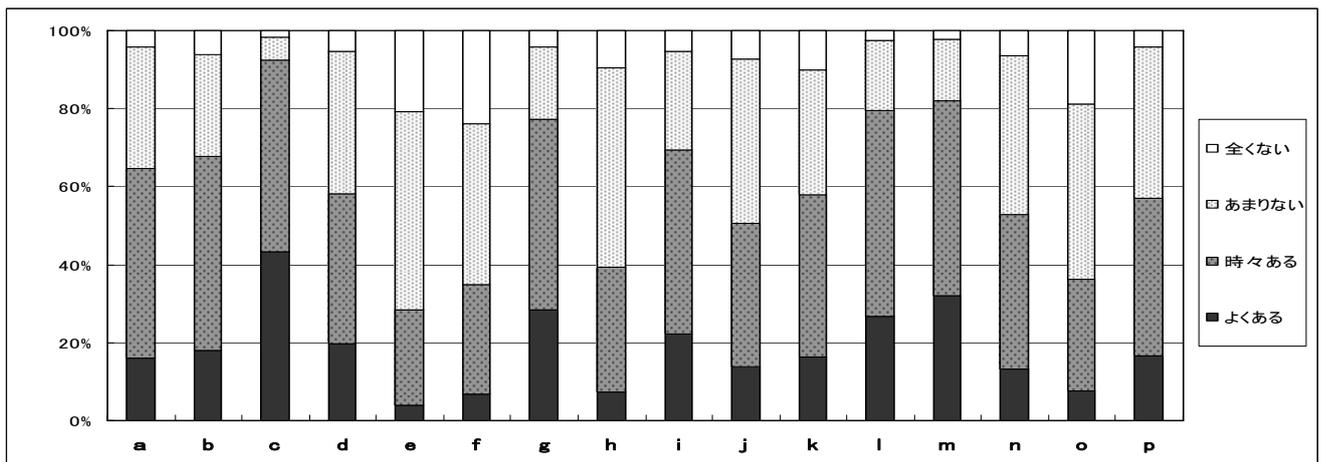
保護者は、普段の生活に何となく疲れたり、自分の思うようにならず、時には現在の生活から解放されたい感じさえ持つ人が多い。しかし、日々の生活の中で小さなイライラや疲れといった負担を感じている反面、生活に楽しさや頑張り甲斐も感じている人が多いということが分かった。また、社会からの疎外感や孤立感を感じている人が少ないことも分かった。項目(d), (i), (j), (k), (n), (p)については、「ない」と感じている人と「ある」と感じている人の割合に大きな差は見られず、さらに、「あまりない」もしくは「時々ある」と低い頻度で感じているという回答が多かった。

IV. おわりに

今回の調査結果から、障害のある子を養育している保護者は、日々の生活の中で精神的、身体的に大きな負担を感じながらも、自分の生活や養育に楽しさや価値を感じていることから、非常にアンビバレントな気持ちで日常生活を送っていることが推察される。

子どもの障害、年齢、保護者を取り巻く環境に対し、精神的・環境物理的な支援がどれだけ充実しているかによって保護者の負担は大きく異なる。また、保護者の負担の軽減が生活全般において感じる思いにも大きく影響する。それゆえ、先に述べた要因に加え、地域性も加味し、保護者の生活へのアンビバレントな感情がどのような要因に大きく関係しているのか整理し、その理由についても詳細に検討することが今後の課題である。その上で、生活全般と養育に対するサポート制度について検討することが必要だと考える。

(ITO Yumi・KOBAYASHI Michiyo・KUBOYAMA Shigeki)



- a. 家族の中で自分だけが苦勞しているように感じる b. 誰かにねぎらいや感謝のことばをかけてほしい c. なんとなく疲れがたまる d. 自分のがんばりの割には生活が楽ではないと思う e. 今の生活には頑張り甲斐がないと思う f. 自分のやっていることが意味のあることなのか疑問に思う g. 時には全てのことから解放されたいと思う h. 今の生活には創造的な要素が少ないと思う i. 自分の生活が自分の思うようにならないと思う j. 自分が本当にしたいことが犠牲になっていると思う k. 今の生活は同じことの繰り返しばかりだと感じる l. 今の生活は楽しいと思う m. 小さなことでイライラしてしまう n. 今の生活は我慢ばかりだと思う o. 自分が世の中の動きから切り離されているように感じる p. 日々、自分が成長していると思う

図1 保護者が感じている生活全般への思い

障害のある子を養育しながら就労している保護者(1)

— 就労の実態と子育てとの両立の課題 —

○小林倫代・久保山茂樹・伊藤由美
(独立行政法人国立特殊教育総合研究所)

I. 目 的

障害のある子を抱える保護者の生活の実状を知り、個人の生活スタイルや地域の特色を把握した上で、保護者が必要としている支援を考えていくことは重要なことである。筆者らは「養育者の生活スタイル調査」を実施し、この課題に迫っている。本稿では調査の概要と就労している保護者、特に母親の実態を明らかにする。

II. 方 法

1. 調査方法 平成15年9月～10月に北海道旭川市・福島県いわき市・群馬県藤岡市・横浜市・富山県黒部市・静岡県沼津市・山口県8地区・福岡県古賀市にある8カ所の障害児関係機関に所属する職員の協力を得てアンケート用紙の配布を依頼した。アンケート用紙には返信用封筒を添え、記入者からの直接郵送によりアンケート用紙の回収を行った。

2. 調査対象 上記の8地域に在住する10歳以下の障害のある子を抱えている保護者を対象とした。382件の回答があり、回収率46.0%であった。

3. 調査項目 「養育者の生活スタイル調査」は、A4版8頁で、内容は大別すると次の6項目からなっている。①家族の実態(家族構成と年代、養育者、アンケート記入者)、②子どもの実態(障害、所属、家庭での過ごし方)、③子育ての実態(子育てで困ったこと、育児の相談相手、子育てサークル、子育ての考え方とイメージ)、④養育者や家族の実態(養育者の生活、疲労感、外出、生活全般で感じること、家族の育児協力、住宅、居住地、自家用車の有無)⑤養育者の就労の実態(就労の有無、職業、仕事と育児、過去の就労の有無)⑥自由記述からなる。

III. 結 果

1. 養育者の就労の有無

設問「あなたは現在、働いていますか」に対する結果は、「働いている」127件、「働いていない」245件、無回答10件であった。このうち、母親が記入した回答を抽出し集計すると、「働いている」118件、「働いていない」240件、無回答9件であった。回答した母親の32.2%が就労していることが分かった。

2. 就労している母親の職種と勤務形態

職種について「自営業(企業経営者含む)」「会社員」「農・漁業」「パート・アルバイト」「公務員、学校教職員、団体職員、医療・社会福祉関係職員(保育士など)」「内職」「専門的職業(医師、弁護士、税理士など)」「その他」の中から選択し回答を求めた。その結果、就労している母親は「パート・アルバイト」が53件(44%)で最も多く、次いで、「公務員、教育・医療・社会福祉関係職員」21件(18%)、「会社員」20件(17%)であった。

また、勤務形態を「日勤の定時勤務」「三交代制などの変則勤務」「その他、夜間や短時間勤務」の中から選択し、回答を求めた。その結果「日勤の定時勤務」39件(33%)、「三交代制などの変則勤務」7件(6%)、「その他、夜間や短時間勤務」66件(56%)であった。これらの結果から、就労している母親の多くは、短時間のパートやアルバイトをしていることが明らかになった。

3. 仕事と子育ての課題

仕事と子育てに関する12課題を示し、それぞれに「そう思う」「ややそう思う」「そう思わない」の3段階で回答を求めた。「そう思う」「ややそう思う」という回答をあわせて50%以上になった課題は「仕事がきつくて身体が疲れる」「自分の働きに比べて賃金が安い」であった。また「家族と話し合う時間が少ない」も48%であった。これらのことから、就労している母親は、子育てとの両立で、身体的・物理的課題を多く感じていることが明らかになった。

障害のある子を養育しながら就労している保護者(2)

— 就労していない保護者の悩みや思いとの比較 —

○伊藤由美・久保山茂樹・小林倫代
(独立行政法人国立特殊教育総合研究所)

I. 目 的

障害のある子どもの保護者は、様々な悩みや気持ちを抱えながら子育てをしている。本稿では、障害のある子を養育している保護者に対するアンケート調査から、子育て中に感じる悩みと生活全般への思いを取りあげ、就労の有無の観点から保護者の思いを比較した結果を報告する。

II. 方 法

1. 手続き 『養育者の生活スタイル調査(平成15年9～10月配布、12月回収)』のうち、子育ての実態に関する項目から「子育て中に困ったり悩んだこと」、養育者自身や家族に関する項目から「保護者が生活全般について感じていること」の2設問を取り上げ分析した。

2. 調査対象 北海道旭川市、福島県いわき市、群馬県藤岡市、横浜市、富山県黒部市、静岡県沼津市、山口県(8地区)、福岡県古賀市の8地域に在住する10歳以下の障害のある子どもを養育している保護者を対象とした。回収数は382、回収率46.0%であった。

回収数382件のうち、就労の有無について回答のあった372件を2群(「就労している」(127)「就労していない」(245))に分類した。

III. 結 果

1. 子育て中の悩み

設問「お子さんを育ててこられて、今までにどんなことに困ったり悩んだりしましたか」について12項目を設定し「よくある」「少しある」「ほとんどない」の3段階から選択回答を求めた。項目ごとに「よくある」と「少しある」の回答数を合計し、「就労している」群と「就労していない」群の別にその割合を比較した。

その結果「よくある」と「少しある」の合計の割合は、12項目中9項目で「就労していない」群の方が高かった。特に高かったのは「我が子は育てにくい子だと感じて」「近所の人に子どもを比べられて」「子育てから離れて自由になれないと」「子どもの具合が悪いとき手助けしてもらえなくて」の4項目であった。一方「就労している」群の方が高かったのは、「家族からもっと子どもの世話をするようにいわれて」「近所に子どもを遊ばせるところがなくて」の2項目のみであった。

2. 生活全般で感じていること

設問「生活全般において、最近、次のように思ったり感じたりすることがどれくらいありますか」について16項目を設定し「よくある」「時々ある」「あまりない」「全くない」の4段階から選択回答を求めた。項目ごとに「よくある」と「時々ある」の回答数を合計し、「就労している」群と「就労していない」群ごとにその占める割合を比較した。

その結果、16項目のうち差が大きかったのは、順に「がんばりの割に生活が楽ではない」「今の生活は同じことのくり返しばかりだと感じる」「小さなことでイライラしてしまう」「自分が世の中の動きから切り離されているように感じる」「自分のやっていることが意味のあることなのか疑問に思う」の5項目であった。特に「がんばりの割に生活が楽ではない」では約20%の差がみられた。このうち、「がんばりの割に生活が楽ではない」を除く4項目は就労していない保護者の方が「ある」と感じているという結果であった。

IV. 考 察

以上の結果から、就労せずに障害のある子どもを養育している保護者の方が子育て中に悩みを感じる事が多く、逆に就労している保護者の方が生活全般に対しプラスにとらえていることが分かった。この結果は“就労している母親の方が子育てに対する不安が若干低い”という障害のない子どもの保護者に対する調査結果¹⁾とも一致するものであった。

文献：1)日本小児保健協会(2000)：平成12年度幼児健康度調査結果報告書

障害児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査(1)

— 『就労に関するインタビュー調査』の概要と基本データ—

○小林 倫代 ・ 久保山 茂樹 ・ 伊藤 由美

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所)

key words: 保護者, 子育て支援, 育児と仕事のバランス

I. 調査の目的

これまで障害のある子を養育している保護者は、好むと好まざるに関わらず、障害児を中心とした生活を余儀なくされてきていたように思われる。しかし、最近の社会の風潮からは、障害のある子どもを養育しつつ、就労している保護者も増えてきている。また、支援体制は地域によって異なり、利用できる機関やサービスにも違いがある。

そこで就労しながら障害児を養育している保護者を対象とし、生活の実状や心情についてインタビューすることで、就労しながら障害児を養育している保護者が必要としている支援には、どのようなものがあるのかを明らかにすることが本研究の目的である。

本稿では、『就労に関するインタビュー調査』の概要を明らかにすると共に、その基本データを報告する。

II. 調査方法等

1. 調査対象 北海道旭川市・福島県いわき市・群馬県藤岡市・横浜市・富山県黒部市・静岡県沼津市・福岡県古賀市にある7カ所の障害児関係機関に所属する職員の紹介で、インタビューに協力していただける障害児を養育しながら就労している保護者55名を対象とした。調査期間は、平成16年8月～平成17年2月である。

2. 調査方法 研究の趣旨を十分理解している3人の研究者が、個別に半構成的なインタビューを行った。インタビューに要した時間は1時間から1時間半程度であり、対象者の了解を得て、応答を録音し、調査後に整理した。

3. 調査内容 インタビュー調査では、次の5項目を軸にして聞くこととした。①家族の状況(家族構成と年代・父親の協力)、②子どもの実態(子どもの障害)、③就労の実態(雇用形態・職業・勤務時間・収入・仕事の継続)、④仕事に対する思い(仕事を続ける上での不安や不満・大変だったこと・良かったこと・仕事をするこのイメージ)、⑤仕事を続ける上で必要だと思われる支援等

III. 基本データの概要

1. 家族の状況

①同居している人数 4人家族が26件で最も多く、次いで5人(10件)であった(表1)。

②母親の年代 30代の母親が36件(64%)、40代16件(29%)であった(図1)。

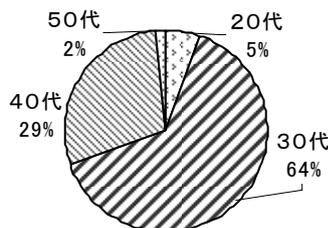


図1 母親の年代

表1 同居人数

同居人数	件数
3人	9
4人	26
5人	10
6人	6
7人	3
8人	1
合計	55

③父親の協力 父親の協力を「協力していない」から「とても良く協力する」の5段階に分けて整理した。一人親家庭が7件あり、それを除くと半数以上が協力的である。

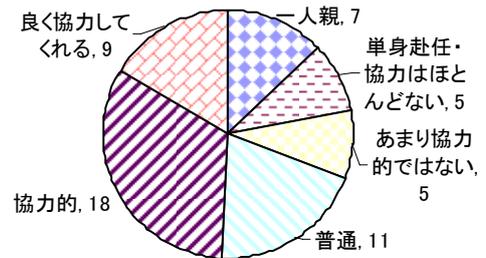


図2 父親の協力(数値は件数)

2. 子どもの実態

障害のある子どもの年齢は0歳から12歳までであり、就学前(0～6歳)が30名、就学後(6～12歳)が27名(きょうだいが2事例)であった。その障害は、知的障害・肢体不自由・広汎性発達障害等様々であった。

3. 就労の実態

①雇用形態 パートタイマーが半数以上を占めている(図3)。

②職業 保育士・教員等の専門的・技術的職業に就いている人が16名で、対象者の中で最も多かった。

③仕事の継続

78%の回答者が今の仕事を続けたいと思っており、常勤の仕事に変わりたいと思っている人も7%いる(図4)。

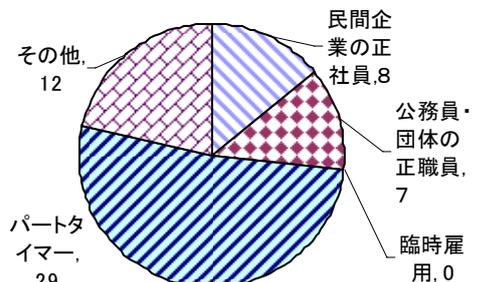


図3 雇用形態(数値は件数)

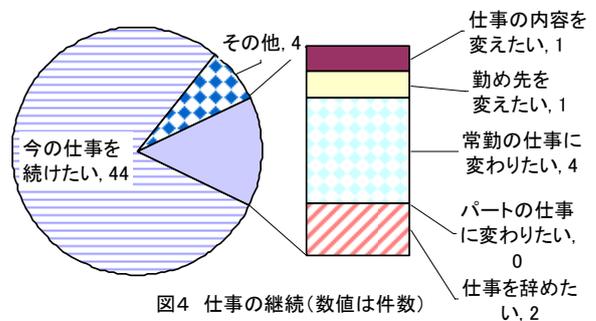


図4 仕事の継続(数値は件数)

今回の一連の発表は、『就労に関するインタビュー調査』の全体的な傾向を報告したが、今後は、地域別、家族の状態別、子どもの障害別等にこれらのデータをさらに詳細に分析を進めていきたい。

(KOBAYASHI Michiyo・KUBOYAMA Shigeki・ITO Yumi)

障害児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査(2)

— 仕事への意識 —

○久保山 茂樹 ・ 小林 倫代 ・ 伊藤 由美

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所)

key words : 保護者, 子育て支援, 育児と仕事のバランス

I. はじめに

障害のある子どもを育てながら就労している保護者（特に母親）に関する実態は明らかになっていないことが多く、就労している保護者への支援は十分とは言えない。本稿では、育児と仕事の両方を行う際に直面する課題や、仕事をすることの利点やイメージについてインタビュー調査から検討した結果を報告する。

II. 手続き

『就労に関するインタビュー調査』（平成16年8月～）のうち、「これまで仕事を続けてきて、大変だったことはどんなことですか」「これまで仕事を続けてきて、よかったことはどんなことですか」「仕事をするに対するイメージを教えてください」の3項目について、保護者の回答内容を分類しカテゴリー化した。

III. 結果

1. 仕事を続けてきて大変だったこと

質問項目「これまで仕事を続けてきて、大変だったことはどんなことですか」に対する回答68件を、11カテゴリーに分類した(表1)。

「休みがとりにくい」

表1 仕事を続けてきて大変だったこと

①休みがとりにくい	9
②仕事上の問題・苦勞	8
③休まざるを得ないことが多い	7
④預け先探しや預け先での問題	7
⑤疲れる・余裕がない	7
⑥子どもへの負担	7
⑦療育や指導に通いにくい	5
⑧土日・長期休みの対応	3
⑨送迎が負担	3
⑩祖父母への負担	2
⑪きょうだいへの負担	2

「仕事上の問題・苦勞」

が上位をしめた。これらは子どもの障害の有無に関係なく回答される内容であろう。しかし、子どもの通院、親子通園、通級のため仕事を「休まざるを得ない」(③)、反対に、仕事のため「通級を休ませた(⑦)」など、仕事と療育・指導との両立に苦慮している回答が見られた。また『園選びが難しい』『安全上の理由で学童を断られた』『園での対応がうまくいかない』など預け先探しの難しさ等(④)が回答された。これらは、子どもに障害あるために生じる大変さと言えるであろう。さらに『その日その日いっぱいいっぱい大変だと思うゆとりがなかった』『疲れると子どもにあたってしまう。時間に追われている感じ』(⑤)など深刻な状態を訴えた保護者もいた。

一方で『大変なことはない』と回答したり、『職場の人が理解してくれている』などと語って、大変さを示す内容を回答しなかった保護者が8名いた。これは本質問に対する上位の回答カテゴリー(①②)とはほぼ同数であった。

2. 仕事を続けてきてよかったこと

質問項目「これまで仕事を続けてきて、よかったことはどんなことですか」に対する回答111件を、12カテゴリーに分類した(表2)。

「気持ちが切り替えられる」「いろいろな人と出会える」「子どもから離れられる」「誰かと話ができる」が上位を占めた。これらは育児から離れ、一個人として過ごす時間の大切さを示す内容であり、「収入がある」という生活上必要に迫られた内容よりも回答が多かった。

また『仕事をしていると子どもから離れられる。自分の時間を持ち、気分転換できる。そうすると子どもと接する喜びが大きい』のように、子どもから離れ(③)、気持ちを切り替える

(①)ことが結果的に子どもと向きあう意欲につながるという内容の回答が多数見られた。気持ちを切り替えるものとして、人との出会い(②)や誰かと話すこと(④)を挙げ、その結果として視野が広がり(⑤)、様々な情報が入手できる(⑦)という回答が見られた。

他方「仕事を続けてきてよかったことはない」という内容の回答をした保護者は1人もいなかった。

3. 仕事のイメージ

質問項目「仕事をするに対するイメージを教えてください」に対する回答90件を9カテゴリーに分類した(表3)。上位を占めたのは「自立する・自己実現」と「生活のため」で、ほぼ同数であった。「生活のため」すなわち経済的なイメージを挙げた保護者は全体の3分の1弱であった。それ以外の回答は最上位の「自己実現」も含め、『妻

母だけではなく1人の人間として存在する(⑤)』『結局仕事好きなんです(⑥)』『結婚する前から専業主婦は嫌だと思っていた(⑨)』など、仕事を経済的なイメージではなく、自分に不可欠なものとしてイメージした回答が多く見られた。そうした回答の中には『仕事をしている中での子育てだと思う』と『母として、妻としての部分は大切にしたい。その上での仕事だと思う』といった対照的なものもあった。どちらの回答も、保護者が育児と仕事のバランスを常に意識しながら生活していることを示していると言えるであろう。

IV. おわりに

障害のある子どもを育てながら働く保護者には、休暇や預け先の問題など大変さを生じさせる要因が多数あり、職場環境の整備や公的支援の充実が必要である。しかし、本調査の対象者は全員が仕事を続けてきたよさを語った。よさとは経済的な面ばかりではなく、子どもから離れ一個人として社会に出ること等であった。多くの保護者が、就労することでリフレッシュして子どもと向きあえるなどと語り、仕事と育児を対立するものとは捉えていなかった。保護者が求めている具体的な支援についてさらに検討していきたい。

(KUBOYAMA Shigeki・KOBAYASHI Michiyo・ITO Yumi)

表2 仕事を続けてきてよかったこと

①気持ちが切り替えられる	18
②いろいろな人と出会える	14
③子どもから離れられる	12
④誰かと話ができる	12
⑤視野(世界)が広がる	10
⑥収入がある	10
⑦情報が入手できる	9
⑧前向きに生きられる	8
⑨自分の時間が持てる	7
⑩生活にメリハリ	5
⑪子育て以外の自分	3
⑫生きがい	3

表3 仕事のイメージ

①自立する・自己実現	16
②生活のため	15
③リフレッシュ・ストレス解消	11
④人とかかわる	10
⑤社会の一員である	9
⑥働くのは当然・好き	8
⑦子どもに働く姿を見せたい	5
⑧生きがい	4
⑨専業主婦は嫌	3
⑩その他	9

障害児を抱えて就労している保護者へのインタビュー調査(3)

— 悩みとサポート —

○伊藤 由美 ・ 久保山 茂樹 ・ 小林 倫代

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所)

key words: 保護者, 子育て支援, 育児と仕事のバランス

I. はじめに

障害のある子どもを育てている保護者は様々な支援を必要としている。しかし、地域により支援制度には格差があり、利用できる機関やサービスも十分とはいえないのが現状である。本稿では、就労している保護者へのインタビュー調査から、子育てと就労を両立させるために必要な支援体制を考えるための一助としたい。

II. 手続き

『就労に関するインタビュー調査』（平成16年8月～）のうち「仕事を続ける上で必要だと思われる公的支援、制度は何か」に対して語られた内容から、保護者の求める支援・制度について取り上げ、9つのカテゴリーに分類した。分類した内容は「送迎」「学童など受入れ場の確保」「専門機関の充実・受入れ時間の延長」「福祉情報の整理と提供」「制度の見直し/環境整備」「学校での障害理解と支援」「職場における子育て支援の充実」「保護者のための場の確保」と「特になし」である。

なお、結果は全体の傾向を保護者の声と共に示した後、子どもの就学前後による違い、保護者の就労形態による違い、の2視点から傾向を整理した。

III. 結果

1. 全体結果

「保護者の求める支援・制度」について得られた回答は、表1の通りである（回答はのべ121件）。

表1 保護者の求める支援・制度

送迎（スクールバス/ボランティアの利用）	12
受入れ場の確保(学童など場の設置と充実)	42
専門機関の充実・受入れ時間の延長	12
支援費制度など福祉情報の整理と提供	17
制度の見直し/環境整備	17
教員および学校全体での障害理解と支援	9
職場における子育て支援の充実	4
保護者のための場の確保	2
特になし	6

全体的には、保護者から『学童にもっと予算をつけて障害児でも通えるようにしてほしい』『学童にも専門家がいると安心して預けられる』『保育を延長してほしい』など、就業および保育時間外に子どもを預けることのできる場の設置や、緊急時の受入れについて支援の充実を求める意見が最も多かった（42件）。次に『行政は制度のことを聞くまで教えてくれない』『色々な手続きの仕方をまとめて説明して欲しい。足を運ぶ場が多すぎる』『支援費制度の利用範囲が限られていて必要なことに使えない』といった制度の見直しや福祉情報の整理と提供を求める意見が多かった（共に17件）。また送迎についても、『子どもの通級に連れて行ってくれる人がいるとよい』『学童を利用するとバスポイントまで送迎しないといけない』と12件の意見があり制度化への要望の声が多かった。

2. 子どもの年齢による要望の違い

全回答を、子どもの年齢（「就学前」及び「就学後」）で分類した結果を図1に示した（障害のある子どもを複数持つ保護者がいるため回答はのべ128件となった）。就学前の子どもを持つ保護者は「福祉情報の整理と情報提供」を求めることが多く、就学後の子どもを持つ保護者は、「送迎」「学童など受入れ場の確保」「学校での理解と支援」を求めることが多かった。

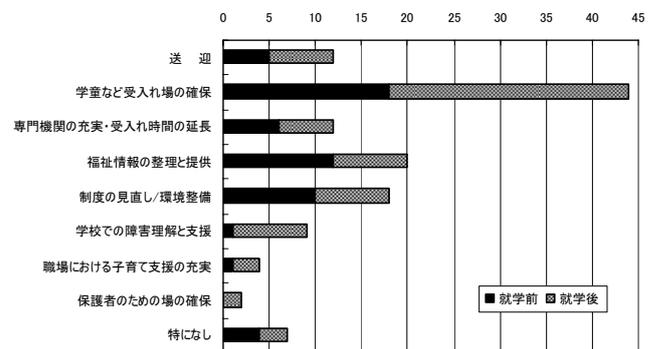


図1 子どもの年齢による要望の違い

3. 保護者の就労形態による要望の違い

全回答を、保護者の就労形態により5つに分類した結果を図2に示した（回答はのべ121件）。パートタイムで就労をしている保護者の多数が「学童など受入れ場の確保」を求めている。また、常勤雇用で民間企業に勤める保護者からも「子どもの受入」について希望が多いことがわかる。一方、「支援費制度など福祉情報の整理と提供」を充実させて欲しいという希望は、パートタイムに続き公務員の保護者に多かった。

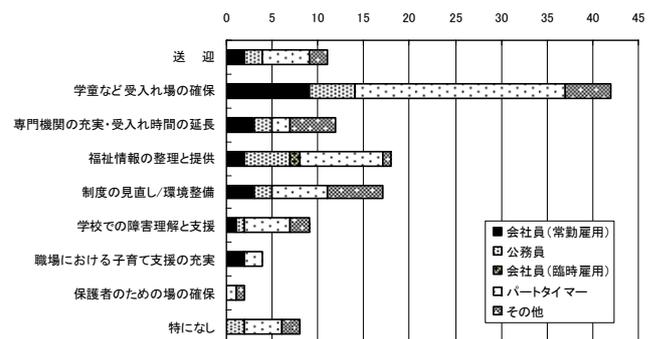


図2 保護者の就労形態による要望の違い

IV. おわりに

時間的な制約を感じながら就労している保護者が多く、放課後や長期休み時の子どもへの受入れ、通級や療育センターへの送迎といった、保護者の時間を確保するためのサービスや体制づくりが求められていることがわかった。今後は、子育てと就労を両立できるような支援内容について具体的に検討していきたい。

(ITO Yumi · KUBOYAMA Shigeki · KOBAYASHI Michiyo)

平成15年度～平成17年度
科学研究費補助金（基盤研究(C)）研究成果報告書
障害乳幼児を抱えて就労している保護者に対する
地域の特色を生かした教育的サポート
(15530635)

平成18年3月 印刷・発行
研究代表者 小林倫代
発行 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
横須賀市野比5-1-1
〒239-0841 電話046-839-6879
URL <http://www.nise.go.jp/>
